

第8日目（12月11日）

○議 長（清塚武敏君） おはようございます。これより本日の会議を開きます。

○議 長 ただいまの出席議員数は22名であります。

[午前9時30分]

○議 長 本日の会議は、議事日程（第2号）のとおり一般質問といたします。

○議 長 質問時間制限は、市長等答弁時間を含め、1人当たり質問総時間で60分以内とします。また、議場の表示タイマーを総時間60分の減算表示とし、60分を経過しますとブザーが鳴り、質問の最中でもそこで終了となりますのでよろしく願いいたします。なお、残り時間が10分になりますと1鈴、5分になりますと2鈴が鳴り、モニターの色が赤くなりますので目安にしてください。

初回の質問時に限り登壇して行っていただきます。降壇後は、質問席に着席をお願いいたします。質問内容を制限するものではございませんが、極力皆さん方から簡潔明瞭に質問していただきたく、ご協力のほどお願いいたします。あわせて、答弁につきましても簡潔明瞭に答弁いただきますようお願いいたします。なお、一問一答方式の登壇での質問及び答弁は、最初の質問項目についてのみ、まとめて行っていただきます。

また、会議規則第62条第4項に基づき、市長が質問者に質問の趣旨の確認する質問をする場合は、当該発言の前に「質問します」と挙手をし、議長に発言を求め、許可を受けてから行ってください。市長の質問回数に制限はありませんが、市長の質問及びそれに対する質問議員の答弁は、議員の質問時間に含めないこととします。よろしく願いいたします。

○議 長 質問順位1番、議席番号15番・中沢一博君。

○中沢一博君 おはようございます。傍聴者の皆様、朝早くからありがとうございます。感謝申し上げます。令和5年12月議会、トップバッターを務めさせていただきます中沢一博でございます。よろしく願いいたします。

それでは、通告に基づき一般質問をさせていただきます。今の時期は、来年度予算に向けて執行部は最終段階の詰めに入っているかと思えます。であるからして、どうしても来年度予算に反映していただきたい。そんな思いで再三再四提言してきた項目であります。私はどうしても時を考えたとき、大事な南魚沼市の未来を見据えるとともに、どう市民に熱きエールを送れるか。そんな思いで一般質問をさせていただきます。

### 1 少子化対策の一層の加速で子育てに安心と希望を

1点目であります。少子化対策の一層の加速で子育てに安心と希望をと題して質問させていただきます。少子化は日本社会の持続可能を揺るがす深刻な事態であります。出生数の急減は社会や経済に大きな影響を与えかねません。高齢化によって医療や介護、年金といった社会保障の重要性が増す中で、担い手の減少は制度の維持を困難にします。

また、人口減少は国内をはじめ、市内の経済の規模縮小にもつながります。少子化は想定をはるかに超え、11年早く進んでいるとも言われております。私が見ても社会機能を持続できるかどうか、また私は瀬戸際との危機感を感じているわけであります。この5年間で大事

であります。子育て支援は隠れた安全保障であるからであります。若い世代の希望をかなえる支援があれば、少子化を抑えられる可能性もあります。まずは経済的な基盤の安定が必要であり、子育てに係る経済負担を一層軽減する必要があると感じております。

そこで、少子化対策の一層の加速を強く求め、具体的にお伺いいたします。1点目であります。保育料について。第2子・第3子の考え方は、と題して質問させていただきます。現在、幼稚園、保育園、認定こども園等を利用する3歳から5歳までの全ての子供たちの利用料は無料になりました。ゼロ歳から2歳までの子供たちは住民税非課税世帯を対象として利用料が無料となっております。当市はまた保育に同時に入園したときは、所得に関係なく、第2子は半額、第3子は無料となっております。これは早くから子育て支援に取り組んできた制度であり、私は評価したいと思っております。が、私はどうしても今まで再三再四訴えてきたように、上の子が卒園すれば、第2子、第3子の考え方が違って、上の子が卒園すれば、いくら第2子、第3子でありながら、そのような考えではなくなります。今の時代に私は合っていないと指摘せざるを得ません。南魚沼市として少子化が進む中、せめて多子世帯に対して制度設計の見直しをするときではないかと強く、強く、林市長に提言するものであります。

2点目であります。学校給食費の多子世帯への負担軽減を求めるが、と題して質問させていただきます。このことについても、何年来となく林市長に問いかけてきました。当市は今、コロナ禍や物価高騰の中、保育園等の3歳から5歳児までの給食費の無償化を今年の冬、行いました。期間限定でありましたけれども、実施いたしました。また、次の質問にもありますけれども、ゼロ歳から2歳児の保育料も同じく免除をいたしました。子育て世帯の負担軽減を実施してきた、全くしないのではなくて、一生懸命その中で頑張ってきたということは私は大いに評価したいと思っております。このことは私は、当市にとってみても画期的な、今までではなかった限られた財源の中で支援したことは画期的なことだと、高く評価したいと思っております。

そうした中、本来ならば完全無償化と、今までずっと私は訴えてきましたけれども、財源を見たときに、やはり年間2億8,000万円必要となる。そのように報告も受けております。これは大きなお金であります。私も長年議員をやってきて、その財源の大きさも分かります。が、昨今の情勢を考えたときに、どうしても、せめて多子世帯だけでも何らかの軽減措置を取ることが、今の南魚沼市にとって大事ではないかと再度お伺いするものであります。

3点目であります。ゼロ歳児から2歳児の保育料の第2子無償化に向けた進捗は、と題して質問させていただきます。この項目につきましては、質問としては3月議会にも引き続き、本当に申し訳なく思っております。昨年の12月時点では、17の方が保護者の所得から無料になっておりました。そして78%に相当する、あの時点では222の方が保育料が半額になっておりました。ゼロ歳児から2歳児までの第2子は無償化したならば、費用は当市は全体で6,000万円程度かかるとも報告を受けております。1番目に質問した第2子・第3子の多子世帯の優先順位があるかと思っておりますけれども、私は現在まで検討した中でのご返答を

お伺いしたいと思っております。

最後の4点目であります。奨学金制度のさらなる拡充に向けた取組は、と題して質問させていただきます。このことも何度となく提言させていただいている項目でございます。この制度は2段階になっておりまして、企業の奨学金代理返還制度と、そして自治体を実施する給付型奨学金返還制度であります。当市としても今現在、看護師の返済無料の奨学金制度を実施しております。そうした中、今議会、この12月議会の補正予算で700万円という予算が計上されておりました。基金の積立てであります。詳細は説明されていなかったもので、どのような内容なのか、自治体が行う新たな制度なのか、期待した中でお伺いするものであります。

以上、大項目1点目、少子化対策の一層の加速で子育てに安心と希望を、と題して質問させていただきます。今回は、再質問をできるだけしないようにと思っておりますので、発展的な答弁を期待して、壇上からの質問とさせていただきます。

○議 長 中沢一博君の質問に対する市長の答弁を求めます。

市長。

○市 長 改めまして、おはようございます。それでは、本日から一般質問をお受けしていきたいと思えます。

### 1 少子化対策の一層の加速で子育てに安心と希望を

まず、最初の中沢一博議員のご質問の1項目めにお答えします。少子化対策の一層の加速で子育てに安心と希望をとということで、まず1つ目が保育料について、第2子・第3子の考え方は、ということであります。保育料につきましては、多子軽減制度がありまして、第2子、第3子の数え方の基準を国がまずは定めています。基本は、兄弟で利用する場合、最年長の子供から順に2人目は半額、3人目以降は無料となります。これにより、保育園等に同時通園をしている最年長の子供から第1子と数えています。

しかし、市町村民税の所得割額が5万7,700円未満の世帯の皆さんにつきましては、第1子の捉え方が異なり、生計が同一の最年長の子供から数える。少し分かりにくいですが、そういうことになり、対象範囲が広がっているということでもあります。同様にひとり親や在宅障がい者世帯の皆さんにつきましても、市町村民税の所得割額が7万7,101円未満の世帯でも、生計が同一の最年長の子供から数えているということです。

南魚沼市が国の基準において保育料の軽減対象とならない3人目以降の子供を対象に行っている独自軽減では、これまでは4月1日の年齢で18歳未満の子供から数えてとじていたものを、令和5年度からは、生計が同一の最年長の子供から数える方法に変更しております。現状では考え方としてはそういうところに立っております。

2つ目のご質問であります。学校給食の多子世帯への負担軽減を求めるが、ということでもあります。学校給食につきましては、センター給食の場合ですけれども、1食当たり小学校が270円、中学校が315円、自校給食の場合について言えば、1食当たり小学校は282円、12円増、そして保護者が負担しているという状況です。

学校給食については、数年前から原材料価格の値上がりが続いてきています。少し深刻な問題であります。質の高い学校給食を維持するためには、本来であれば学校給食費を値上げする、せざるを得ないという状況にあります。一方、原材料価格の上昇に加え、円安もありまして、エネルギー、食料品等の価格が上昇し、市民の経済的負担は増してきているということでもあります。これらを踏まえまして、南魚沼市では、保護者の負担を軽減するために、本来ならば値上げをしなければならないところですが、これを市が負担し、学校給食の質を維持しながら提供しているという状況が続いています。この上乘せ対応により、食材費は1食当たり小学校はおよそ300円、中学校は340円となっているということでもあります。

学校給食法においては、法律においては、食材の購入費は学校給食費として保護者が負担をすることとなっています。そのため、現在のところ多子世帯への軽減、負担軽減策はありませんが、しかしながら一方で、就学援助事業というのを市は進めています。学校給食費そのものだけというところではない視点から少し考えてもいただきたい。子供の人数が所得基準額に反映されています。子供が多ければ対象となりやすい制度設計と南魚沼市はしております。就学援助の対象であれば、学校給食費の全額補助をはじめ、学習に必要な学用品費など、様々な経費が補助をされています。このように世帯の生活困窮度に応じた支援を行うことで、結果として多子世帯の負担軽減を図っているという状況です。

これがぱっと見えにくいというご指摘があるのかもしれませんが、しかしながら、中身はそうであります。一方で少子化については、主な原因として未婚化や晩婚化というのが言われています。若者の結婚、出産に関する意識の変化がある。これなどに加えまして、育児に対する経済的負担が大きいことが上げられているかと思えます。市内の子育て世帯、また若者世代の皆さんが将来にわたって安心して住み続けられるようにするために、私は特に学校給食費のことが出るといつも思うのですけれども、そればかりではない様々な分野において必要とされる支援を、予断なく検討していかなければならないと考えております。学校給食費につきましても、その一つとはもちろん考えておりますので、今検討を進めているところがあります。

3つ目のゼロ歳から2歳児の保育料の第2子無償化に向けた進捗はどうかというお尋ねであります。ゼロ歳から2歳児の保育料の第2子無償化については、令和5年3月議会、昨年度の終わりの議会ですが、中沢議員からの一般質問に対しまして、私からは財源確保の課題、またどの事業を優先するか、結論がなかなか出ていないため、国の事業実施状況を見ながら検討したいというふうにお答えしています。この方針自体は現在も変わっておりません。事業の進捗についてのご質問となっておりますが、国が計画している子育て関連事業、また今後、優先的に実施をしたいと考えている事業の状況を見ながら、慎重に検討していきたいと考えているところであります。

1番から3番までのところで少し言えば、やはり私としては、議員がお話しされている多子、子供さんが多いご家庭、一律に全てが無料化になって——私これは自分の持論なので、全くただでという考え方なのか、0点か100点ではなくて、その中間があり得るだろうとい

う思いと、そしてやはり学校給食のときも何度も繰り返して嫌がられているかもしれませんが、やはり親としての役目というものを私は——軽減はいいのです。しかし、そこは私としては、そういう人間としての規範というか、というのは私ちょっと思っているところが強くて、これが叱られるところかもしれませんが、そんな思いです。

しかしながら、やはり今子供さんの数が減っているというような観点に立てば、私は子供3人を育ててまいりましたが、ようやく手が離れるところに来ました。もっと多くてもいいなと思っていました。しかし、やはりいろいろなことを考えてということがありました。これらのところで、もしもストップがかかることでは、もうちょっとそこに寄り添いたいという思いは、恐らく多くの方が共通の認識ではなかろうかという思いがあって、やはり多子のところをどうやって軽減していくかということが私は鍵になると思います。

なので、今ほど申し上げましたのは、今の基本的な方針、現在のところを申し述べていますが、先ほど議員は予算編成が大詰めになっているのではないかと、まだまだであります。最後まで、ぎりぎりまで毎回やっています。この中で多子の軽減につきましてのところは、果たしてどこまでの答えが出せるか分かりませんが、一番に考えながら物を進めていきたいと考えているところであります。

4番目の奨学金のことです。さらなる拡充に向けた当市の取組ということですが、教育委員会が設けております奨学金制度であります。今年度までは無利子の貸与型の奨学金のみでありました。来年度からは給付型の奨学金を開始いたします。これは南魚沼市ご出身の方がおられて、その方から大変涙が出るような思いを込めたお話がありました。その方からのご寄附を基金として奨学金制度を創設したものでありまして、学費等の支援金として年間30万円、そして入学時の準備金としては20万円を支給するというにしたいと思っております。この新たな奨学金は、令和6年度の奨学生の募集について、市報8月1日号において市民の皆さん方にお知らせしました。先日、応募した生徒さん方に対しまして面接試験などを行ったところです。今月中には奨学金の対象者を決定して通知する予定としています。

子供たちが自らの目標の実現に向かって努力しようとするときに、経済的な理由で進学を断念することがないようにというのが、このご寄附をいただいた方の志、本旨、ご意向であります。そのご意向に沿いながら、子供たちが希望に向かって進もうとする姿勢を支援し、ひいては子育て世帯の負担軽減につなげたいと考えています。子育て世帯の支援の在り方は誠に幅が広い。どこかをやったからいいという問題ではないと私は思っています。奨学金の創設に当たりまして、ご寄附をいただいた方には本当に心から御礼を申し上げたいと思っております。

これらに今後、南魚沼市がどういうさらに手を——例えばもう少し拡充していこうとか、そういうことが目指せるような議論ができる日を、ちょっと先には待ちたいというふうに思っていますが、ご寄附者からも創設について大変な感謝、逆に感謝の言葉があり、恐縮している思いがしております。

以上であります。

○議 長 15 番・中沢一博君。

○中沢一博君 1 少子化対策の一層の加速で子育てに安心と希望を

それでは、若干再質問させていただきたいと思っています。1点目の保育料、第2子・第3子の考え方でございます。執行部もご承知のとおり、国のほうも児童手当の部分で、先ほどちょっと私もあれですけども、18歳を超えても第1子は第1子、3人目は3人目という考え方、今方向性を大きく転換しようとしています。まだ決定というのは私は聞いておりませんけれども。そのように大きく今変わろうとしているというふうには聞いております。

そうした中で、先ほど市長からも18歳までは卒業したなら——ちょっと私は考え方が、この制度のあれが難しいものですから、確認させていただきませうけれども、私は今まで、保育園を卒業したならば、18歳未満でも、もう2番目の子供は1番目という計算をする。3番目の子供は2番目の計算というふうな形で私は思っていたのです。ということは、私のちょっと勉強不足だったのかもしれないけれども、18歳までは当市はそのようにならない。いくら卒園しても、第2子は第2子の考え方、第3子は第3子の考え方というふうに考えてよろしいのでしょうか、確認の意味で。ちょっと私が勉強不足だったものですから、改めて確認させていただきます。

○議 長 市長。

○市 長 1 少子化対策の一層の加速で子育てに安心と希望を

児童手当のほうは新聞でも今盛んに話が出ていまして、こうなっていけば第2子、第3子という数え方が本当にいいほうに向いていくなど、多分これは共通した思いだと思います。

当市のことにつきましては、担当部のほうから、担当課のほうから答えさせますのでよろしくをお願いします。

○議 長 福祉保健部長。

○福祉保健部長 1 少子化対策の一層の加速で子育てに安心と希望を

保育料につきましては、先ほど市長が申し上げましたとおり、所得に応じまして、現在は18歳というか、年齢を撤廃しまして、上限をなくしておりますので、場合によっては一番上のお子さんから数えて何人目、何人目ということになります。保育園に入園していることには限らないということになります。

以上です。

○議 長 15 番・中沢一博君。

○中沢一博君 1 少子化対策の一層の加速で子育てに安心と希望を

そういう面に関してはすばらしいと思いますし、例えば市長がおっしゃいましたけれども、児童手当が今言ったように、18歳を卒業してもそういう考え方をしている。現在当市は、18歳まではそういう形で見ましようとしていただきました。例えば国がそのように転換した場合、市としての考え方はどのように思っておられるのかお伺いしたいと思います。

○議 長 市長。

○市 長 1 少子化対策の一層の加速で子育てに安心と希望を

先ほど少しだけ触れましたが、今どういう議論まで国のほうが来ているかといえば、高校卒業までとした従来案ではなくて、大学生に相当する年齢に延ばすなど複数案が、そんな細かいところまでちょっと勉強不足で分かりませんが、引き上げていこうということでありませう。ただ、南魚沼市では保育料を国の基準によって算定をしている。児童手当については今ほど申し上げたとおりで、そういう案が示されていまして議論がされている。しかし、保育料と児童手当はやはり別の制度であります。なので、児童手当の変更内容によって保育料の考え方を見直すということは、現時点では考えていないということでもありますのでよろしくをお願いします。

○議 長 15 番・中沢一博君。

○中沢一博君 1 少子化対策の一層の加速で子育てに安心と希望を

了解いたしました。市長もお分かりのとおり、私たちの地域は、本当に若いときの幼児教育の部分もすごくお金がかかりますけれども、ある面では一番お金がかかるというのは高校を卒業した後、ここが私たちは大体みんな、一旦は出るので。そのときに一番お金がかかっているのです。ですから第1子、第2子、第3子の考え方についても、市長が言ったように多子世帯という考え方、南魚沼市としてやはりどこよりも早くそういう考え方を発信する。そういうことも私は大きい部分だというふうに実感しておりますので、ぜひその部分を、今大きく変わろうとしているところでもありますから、検討の一部として、ぜひ考えていただきたいと思っております。

2点目に移らせていただきます。学校給食費の多子世帯という部分であります。今、市長からも言ったように、いろいろの子育てに関しては、多子世帯ということが一番に考えたいという、本当に私も全く同感でありまして、やはりどうしたら、多くしたいのだけれども、できないという方もいるわけであります。中にはお子様が欲しくない——欲しくないというのは表現がよくないですけれども、逆に少しでもお子さんをとという方もおられます。今の状況で、私は子供さんを産めというのではなくして、どうしたら家族に支援ができるか。そういう角度で物事を私は捉えていかなければいけないと実感しているわけであります。

そうした中で、市長も持論とまたいろいろの部分をお聞かせいただいて、私もやり取りしているから分かりますけれども、最近市長も給食費に関しては、ちょっと変わってきているのかなと若干感じております。大きく、給食費の捉え方。全てこれは保護者が面倒を見るのだという考え方から今は大きく、市長の答弁をずっと聞いていて、私は少なからず大きく変わってきているのではないかと。その証拠に各自治体もこの給食費に関しては大きく今変わってきております。本当にそのことを私は実感するわけであります。

そうした中で、小学校はお分かりのとおり、月4,477円です、前回私がお聞きしたときに。そして中学校は月5,121円かかっております。そうしたときに年間だと4万5,000円くらいになります。3人いれば13万5,000円です。やはり子供さんが多い世帯は大変なのです、正直言って。やはりそのことを市長がおっしゃったように、この部分をどうしても拡充していかない限りは、家族が本当に安心して子育てをするという体制に、この一歩かもしれないけ

れども、大事な一歩なのです。だから各自治体が今いろいろ変化をしているのです。

そういうことを私は思う次第でありますけれども、市長、本当に先ほどありましたけれども、5年間で本当に今タイムリミットだと、私もいろいろ調べたときに有識者が言われている。この5年間に新たな政策をしないと、本当に将来が社会保障に影響してくる。でも、あと5年間の中で頑張れば何とかなる可能性もあるというふうに、私は多くのいろいろの勉強をした中ではそのような形も考えているものだから、このような質問をさせていただいているのであります。

ぜひ、私はその部分を新たな部分で、議会では「検討します」という言葉があります。前、小学生が傍聴に来たときに、「議会の検討とはどういうことですか」と、よく議会用語で、しない検討もあれば、前に向けた検討もあるのです。昔は逃げ道には、何かあったならば「検討します」と、大体みんな逃げ道なのです。議会用語にはそういう言葉があるのです。市長の言っているこの検討というのは、前向きな検討ということでしょうか。そのように捉えてよろしいでしょうか。今現在のお気持ちをお聞かせください。

○議長 市長。

○市長 1 少子化対策の一層の加速で子育てに安心と希望を

前向きの検討と捉えてください。ただ、最後まで粘って、やはり粘るというのは、思い巡らせてという意味の粘りですけれども、そこで頑張ってみたいというふうに思います。

市長は考え方がいろいろ変わってきたのではないかと。その前の前提にちょっと……また繰り返しになって申し訳ない。本来は国がやるべきです。例えば今の子供の医療の完全無償化。今は完全無償化になっている部分の年限と、まだなっていない一部の負担金といいますか、そういう形を取っている部分、あの数字に何の根拠があるかというところまで議論を詰めているわけですが、なかなかそれを見いだせない。

しかしながら、あるこの一部負担金。これらについて例えば完全撤廃して無料化した場合、例えばですけれども、これにはおよそ2,000万円近いお金がかかってきます、その部分だけでも。例えば第3子以降の子供の保育料の無料化に踏み切る場合、これは概算ですけれども、2,300万円とかそれくらいの、アバウトで申し訳ありませんが、そういうふうにかかってきます。財源を一体どうするのかという議論。

そして本来は先ほど言ったように、こういうことこそ国がきちんと、子供は生まれる場所を選べないわけですから、それぞれの自治体間の競争に陥れるのではなくて、今競争になっているのではないですか。これは私はいささか不満がありますし、そうではならないと思っている一人でありますけれども、しかしながらそれを待てないというような、今の切迫した気持ちがある中で、ではどうするか。先ほど言ったことと繰り返しになりますが、0点か100点ではなくて、何か完全無償化だけが偉くて、それ以下が駄目のように聞こえるような今の軽薄な議論——ごめんなさい、ここの議論ではないです。そういう世相の議論と少し違うのではないか。

なので、例えば先ほどから5年間ということが勝負だという話があれば、これまで前言ず



っと言ってきた、将来にわたってずっと恒常的に用意しなければならない予算の在り方と、しかしながら森林のこともやったような、例えば年限を切って、そこで一度立ち止まって考えることもできるような、やはりたがをかけながら、青天井に何でもやっていくということではなくて、きちんと検証もしながら、そのときにまた将来どうやって進むかということが検証できるようなやり方もあるのかなというやり方。

加えまして、全員ではなくて、メリハリをつけた、先ほど議員が繰り返しお話になっている、やはり大きな負担がかかる。しかしながら、社会的にはそういう子供さんをぜひ多く産んでいただきたいというような思いに触れたような政策展開、こういったのもあるのかという思いに、もし私が少し変わってきているとすれば、そういう点かなと思います。

先ほど言った、傍聴に来ている子供たちが「検討とはどういった検討なのですか」と言われぬように、本当の検討をして、しかし令和6年度の予算編成は大詰めではまだありませんが、今十分検討が開始されていると。中間にありますので、十分検討してまいりたいと思っていますところでもあります。

○議 長 15番・中沢一博君。

○中沢一博君 1 少子化対策の一層の加速で子育てに安心と希望を

十分な検討という、心強い、前向きな答弁をいただきましたので期待したいと思っております。私は今、公党として私たち党でもアンケート調査をさせていただきました。幼児教育の無償化について全国的にアンケートを行ったわけでありまして、利用者の87.7%が評価する、やや評価するという回答をいただきました。そしてゼロ歳児から2歳児の無償化の対象の拡大につきましても、4割近くがそのようなご回答をいただいております。やはり本当に切実たる全国的にもそういう今の時代を、時を考えたときには、新たな大きな制度の変革をしなければいけないときに来ているということを、本当にまざまざと私は実感しております。ぜひ、令和6年度予算を期待した中で、私はこの部分に関しては終わりたいと思っています。

最後の奨学金制度の拡充という部分、4点目の拡充ですけれども、本当に今お聞きしましたら、お一人の方から多額な寄附を頂いてこのようにしたと。本当にありがたいことだと思っております。そういう部分の中で今いろいろな制度がある中で、私はそれを一つの基として拡充をしていくことも大事だという、市長の答弁もいただきました。ぜひ、そのような形で進んでいって、自治体として何ができるかということ、やはりこの奨学金制度の部分も考えていただきたい。

とともに私はもう一つ、いつも言っているのは、企業の方の代理返還制度の部分であります。この部分を当市はまだまだちょっと企業の皆さんが分かっておられないような気がするのです。それは何かというと、これだけ労働人口が減っていき、また本当に労働不足になっているときに、今だからこそこういう制度を発信できる。そうした中で、やはりそれが返ってくるわけでありまして。そして税控除も受けられるのであります。企業にとっても本当にメリットがあるわけです。そういう部分も市として、やはり民間にもっと私は発信していくべ

きではないかと思うのです、市長。自治体の給付の部分もお聞かせいただきました。企業の代理返還の部分に関して、市長はもう一步突っ込んだ形で多分お考えになっておられると思いますけれども、ご返答を、強きご返答をお伺いさせていただきたいと思っています。

○議 長 市長。

○市 長 1 少子化対策の一層の加速で子育てに安心と希望を

内容を私がもう少し研究させていただきたいと思います。今ほどお話のとおりのところももちろんあると思いますので、これは十分——今回の奨学金の給付型のやつは一つの新しい、気持ちを新たにしている部分も少し芽生えておりますので、十分研究させていただき、これらについて検討していきたいと思っています。やはり企業にとっても大きな課題である。これは前からこの中でも議論いただいておりますが、少し勉強不足で申し訳ありませんでしたけれども、少し十分考えてみたいというふうに考えます。

○議 長 15 番・中沢一博君。

○中沢一博君 1 少子化対策の一層の加速で子育てに安心と希望を

本当に期待を持てる答弁をいただきましてありがとうございます。ありがとうございますというのは、議会用語で言うてはいけないのですけれども、あえてぜひ期待したいと思っております。

2 がん対策拡充のための環境整備の推進と取組について

では、次に大項目 2 点目に移らせていただきます。がん対策拡充のための環境整備の推進をと題して質問させていただきます。

40 年以上前から日本の死因のトップのがんであります。がん患者数は年々増加して、2021 年の年間死亡数の約 144 万人のうち、約 3 割の 38 万人以上ががんで亡くなっております。日本人の 2 人に 1 人がかかると言われているがんについて、新たな患者が毎年約 100 万人以上に上っております。市としても本当に総合的に、計画的に対策を進める必要があると思っております。そのためには、誰もが受けやすい環境が重要であります。医療の進歩により、早期に発見すれば治る可能性が高いです。検診の受診率向上はかせませません。本当に感じております。

しかし、ここ数年、新型コロナの影響で、なかなか思うように進められなかったのも事実であります。そうした中、本当に担当部署の皆さん方は頑張っておられました。その姿も見えております。ですから、本当に皆さんのご苦勞は、私たちが分からない部分以上のものだったと私は推察するわけでありまして。そうした中で、鍵を握る早期発見、治療についてお伺いしたいわけでありまして。

1 点目であります。国の指針に基づき、誰一人取り残さないがん対策の推進についての部分でありますけれども、検診受診率を 5 割から 6 割に目標を引き上げました。当市においてもこのとおりであります。今まで以上にがんの予防に力点を置いたわけでありまして。胃がん・肺がん・大腸がん・乳がん・子宮頸がんの検診受診率向上に向けた取組について、市による住民検診と、そして私は特に今回お聞きしたいのは、ちょっと市とは違うのでありますけれ

ども、職域検診を含めた中での取組をどうするかということをお聞きしたいのであります。この検診につきましては本当に角度が、幅が広いですので、精査した中で結構ですのでお伺いするものであります。

2点目であります。子宮頸がんの予防ワクチンの接種機会を逃した女性への推進をと題して質問させていただきます。ご承知のとおり、2013年4月の定期接種化後、慢性の痛みを含め多様な症状が報告されたことから、積極的勧奨を差し控える時期がありました。しかし、特段の懸念が認められなかったことから、2022年度から積極的勧奨が再開されました。差し控えた期間中の機会を逃した女性にキャッチアップ接種が行われているわけでありまして。この推進の取組について、本市としてどのように取り組んでおられるのかお伺いするものであります。

3点目であります。がん患者の外見、ケアサポートにウィッグ——かつらなどですけれども、この購入費助成をという部分で質問させていただきます。がん患者に伴う脱毛、また皮膚、爪の変化、外見から見た苦痛というのは、これを和らげる——アピアランスケアといわれていますけれども——を向かってやっておりますけれども、患者の悩みに寄り添うということ、これに力を入れているのも事実であります。

2018年6月からは、例えば運転免許の写真を撮影する際には、医療用帽子を着用することが認められるようになりました。今年度からは、医療機関において同ケアの専門的な相談窓口も新潟県としても開始されました。そうした中で医療用ウィッグ、かつらや乳がん患者などの胸部の補正具の購入費用を助成する自治体が増えているのもご承知かと思えます。特に女性にとってみれば、髪の毛は命の次ともいわれている。そういう部分を私もよく聞いております。本市として今働く女性への支援という観点からも、私はこの部分というのが、購入費助成というのが大事になってきているのではないかと、そのように感じるわけですが、市長の見解をお伺いするものであります。

○議 長 市長。

○市 長 2 がん対策拡充のための環境整備の推進と取組について

それでは、中沢議員の2つ目のご質問にお答えしてまいります。がん対策拡充のための環境整備の推進、取組です。1番目の国の指針に基づくいろいろながんがありますが、検診受診率の向上に向けた職域を含む取組は、ということであります。

現在、実施されているがん検診ですけれども、これは健康増進法第19条の2に基づく健康増進事業として、平成20年に厚生労働省が定めたがん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針によりまして、科学的根拠に基づく内容で市町村が行うこととされ実施しています。

一方、職域におけるがん検診は法的根拠はなくて、保険者や事業者が福利厚生の一環として実施しているというものだそうですが、その精度を高めるために、平成30年には職域におけるがん検診に関するマニュアルが定められているところであるということです。南魚沼市では、加入している健康保険にかかわらず——これはかかわらずです。全ての世帯に対して

住民健診調査票をお送りさせていただいて、がん検診も含め健診の受診を進めています。あわせてがん検診の無料クーポン券——これは対象年齢がありますけれども——この無料クーポン券を対象年齢の市民の方々全員に対して配布しております。受診勧奨を行っているということです。

ほかにも市報、図書館、また医療機関などでの例えばポスターの掲示、デジタルサイネージ等での告知、また包括協定を結んだ民間企業などを通じたチラシの配布。これは最近、私どもの市と薬品会社さん——これは1つではありません。今のところ2つかな、3つありますかね。明治安田生命さんとか、近くでいうと足高薬品さんとかです、新聞にも載りましたが、そういう皆さんが我々ととにかく地域のそういうことに一緒に協力しますよということで、私どもと連携協定を結んでいるわけです。

こういった皆さんを通じたところから、その販売員の方や営業の方々、そのほかにとにかく市のいろいろなそういう医療とか福祉の、また健診等の情報を伝えてくださる、そういうまたメッセンジャーにもなってくださっていると、大変すばらしいことです。こういうチラシの配布など様々な場面を通じまして、住民健診に限らず広くがん検診の受診勧奨を行っているところです。さらに健康教育等で職員が事業所へ出向く際には、がん検診を含めた健診受診の大切さを直接啓発、お伝えし、また職域を含めたがん検診の受診率の向上に取り組んでいるということです。

保健所が主催しています、職域を含めた南魚沼圏域全体の健康に関する会議というのがあります、南魚沼地域職域連携推進協議会という名前ですが、これにおいても健康に関する様々な課題について検討しているところです。今後もそういったことで協力し合いながら受診率の向上に努めていきたいと考えておりますので、よろしくお願いします。

2つ目の子宮頸がん予防ワクチンの接種機会を逃した、そういう女性の皆さんへの推進はどうかということでもあります。このワクチンは平成25年4月に定期接種となりましたが、副反応が大きな問題となって、その同じ年の6月に定期接種の位置づけのまま積極的勧奨というのが控えられるということになりました。その後、様々な検証、また効果の研究等を経て、令和4年4月からは積極的勧奨が再開されているという状況です。再開まで8年10か月ありましたが、この間に接種を見合わせ、また定期接種の対象年齢を超えた方につきましては、令和4年4月からの3年間、いわゆる先ほど議員もお話のキャッチアップ接種として定期接種の対象となっているところです。

市では国の方針に基づきまして、対象となる方お一人お一人に個別の通知を行っています。さらに市報、ウェブサイトを通じて接種機会の周知を行ってきたところでもあります。今後も接種の機会を逃す方がいないように周知に努めていきたいと考えておりますので、よろしくお願いします。

3つ目のがん患者の外見ケアサポート、ウィッグなどの購入費の助成をということです。現在では生涯のうちに約2人に1人ががんにかかるというか、罹患すると推計されています。医療の進捗によって、治療を継続しながら社会生活を送るがんの患者さんは増加しています。

私の周りにもたくさんいますが、そういうことでございます。治療に伴う外見変化に対するサポートの重要性が高まっているというのは、まことそのとおりだろうと思います。県内では今6つの市町村でウィッグなどの購入費助成制度を行っているということでありました。当市においてもニーズの把握などに課題がありますけれども、助成事業を行うことができるか、研究してまいりたいと考えております。

たまたまですけれども、このウィッグが新聞に出ていまして、中沢さんが質問するやつが出ていたと思って切り抜いたのですけれども、長岡市と燕市、ここでは美容師さんたち——さすがですね。美容師さんご本人がやはりがんと一緒になって社会生活をしていると、そういう方ですけれども、アピアランスケアというらしいですが、患者さんが前向きに生活ができるように——だから外見だけ繕うとかそういうものではなくて、前向きに生活ができるように、治療の副作用で起こる髪——眉の脱毛なんかもやはりかなりショックなことなのだと思います。爪の変化、染色とか、先ほど話がありました。こういったものや化粧——美容師さんです、お化粧でとか、そういうことで心が前向きになり明るくなるようにしていく。こういうことを長岡市と燕市の美容師さんたちが、そういう会を立ち上げて今やっているということで、誠にすばらしいと思いました。

この方々は県内全域で助成制度を実現させたいと言われているそうであります。なかなか我々が、お客さんの病気にどこまで触れていいのかというのは少しちゅうちょするところはやはりあります。ちょっと聞きにくい。しかし、こういう美容師さんとかそういう団体の皆さんが介在することによって、さらに話しやすい、相談しやすいという空気が出るとすれば、誠にすばらしいなと思ってこの記事を見たところであります。これから研究してまいります。

○議 長 15 番・中沢一博君。

## ○中沢一博君 2 がん対策拡充のための環境整備の推進と取組について

本当に発展的な答弁もいただきました。感謝申し上げます。そうした中で1点目でありまして、今、住民健診、当市においてはほかの各自治体よりも、私がこんなことを言ったら、数字的に見るとやはりいいです。やはりそれだけ頑張っているのではないかと感じております。それに関しては本当に地道に、健診を受けなかったら1回ではなくて2回も通知が来たり、そのくらい発信しているというのも目の当たりに見ております。そういう面ですごく私はありがたいなど。本当に行政が私たち一人一人の健康を気にしてくれているのだなということを感じているわけでありまして。

そうした中で、今回言ったように職域の部分が、今、当市は正直言って6割以上が協会けんぽというか職域の企業の、そういうふうに移っているのです。そうした中で今、答弁をいただきますと、すごくそういう民間との協力をした中で進めているということであります。ですけれども、どうしても現在は、今、市長もおっしゃったように、制度設計自体が統計を取りたくても取れない、そういう状況なのです。これをやはり何とかしなければ、自治体も何とかしたいと思うのです。そこの部分は国も多分考えてくれると思いますけれども、そんなことをしなければ、いちいち1人という部分までなかなか入っていかれないのです。

やはりそういう部分も含めた中で、私は職域という部分に関しまして、今すごく民間との協力した中で進めている。また企業を訪問した際にはそのことを言っているということでございましたけれども、データ管理という部分は自治体はそういう部分に関してどのような動きになっているのか。やはりそこをしない限りは具体的に進められないのではないかと私は感じるのですけれども、その現状というものはどうなっているのか、お聞かせいただきたいと思っています。

○議 長 市長。

○市 長 2 がん対策拡充のための環境整備の推進と取組について

そのとおりだと思います。これにつきましては、担当の部長、もしくは課長のほうから答えてもらうことにします。

○議 長 福祉保健部長。

○福祉保健部長 2 がん対策拡充のための環境整備の推進と取組について

職域においてのデータ管理というご質問です。市長も答弁がありましたとおり、職域につきましては、健保組合ですとか、それぞれの事業所の中の福利厚生ですとか、そういう分野で行っております。したがって、私どものほうではなかなかデータを収集できないということであります。現在はデータはありません。

○議 長 15 番・中沢一博君。

○中沢一博君 2 がん対策拡充のための環境整備の推進と取組について

そうしますと、今後はそういう方向性というのは、まだ全然そういうのは見えないということなんでしょうか。どのような形で今言ったように一つ一つを、例えば病院事業関係もそういうデータを集めた中でやっていくというのをすごく感じています。そういう連携というものをどのように考え、もう一步進めようとしているのか。多分、国も進めようとしています。だけれども、1人でも早くそういう部分に関して本当に支援していきたい。また啓発していきたいという部分に関してどのようにお考えですか。もう一步、市長にこの話を聞いて申し訳ないですが、お伺いします。

○議 長 市長。

○市 長 2 がん対策拡充のための環境整備の推進と取組について

この件につきましても、担当の部長もしくは課長等から発言させます。もし必要があれば、福祉保健部も、また病院のほうでも分かればお願いしたいと思います。

○議 長 福祉保健部長。

○福祉保健部長 2 がん対策拡充のための環境整備の推進と取組について

データのことは非常に重要なことだと思いますし、先ほども答弁が市長のほうからありましたとおり、クーポン等を対象年齢の方全員に配布して受診勧奨をしているところです。そういうところを将来的にはデータ化しながら、医療機関とも連携ができるようになればいいとは考えております。

○議 長 病院事業管理者。

## ○病院事業管理者 2 がん対策拡充のための環境整備の推進と取組について

健友館でも人間ドック以外にも企業健診等多くやっております、今ちょっと手元に数字はありませんけれども、全体で4,500人くらいやっています。したがって、がん検診のデータもございますので、今後、健友館を拡大する中でそういった事業の実施状況、あるいは自己負担の在り方等、市長部局と連携しながら検討してまいりたいと思っております。

○議 長 15番・中沢一博君。

## ○中沢一博君 2 がん対策拡充のための環境整備の推進と取組について

本当にそのような形でぜひお願いしたいと思っております。そうした中で私はやはりどうしても2人に1人が今がんにかかる。本当に私たちの周りにあまりにも多くそういうものを見ていますし、私自身も個人的にすごくその部分は切々と感じている一人であります。ですから、本当に私はその健診の部分の中で、やはり心のケアという部分もすごく大事であると実感しているのであります。

それは何かというと、やはり今いろいろ勉強させてもらった中で見ましたら、やはりがんと告知されてからどうするかということ。本人ももちろんであります。家族ももちろんであります。この部分というのが本当に痛いほど、もう人生が変わるのであります。そのことを考えたときに、本当に今、告知されてから5人に1人が精神疾患になるとも言われている、そういうデータもある。そして、実際に1年以内の自殺率が24倍にも上がるというデータも出ております。

本当に心のケア——早く発見し、そして早く行政として本当に自分たちも必死なのだけでも、そこをどうサポートできるか。少しでも肩の荷を下ろしてあげられるか。本当に感じております。自分もいろいろ携わってみて感じるのは、がんと宣告されたとき、やはり一番最初に感じるのは「なぜ自分がならなければいけないのか」、大体みんなそういう感じでありまして。「なぜ」から始まります。なぜ、自分ががんにならなければいけないのか。そしてやはり悲しみというか、本当にそういうのが、葛藤があります。

しかし親身なサポートがあれば、いろいろそういう部分があれば、それがポジティブに変わってくるのです。そして、「よし、こんなのに負けていられるか」と言って頑張っているのです。先ほど市長ではないけれども、本当に髪の毛ではないけれども、こうしながらでも必死になって前向きに頑張ろう、そういう方をいっぱい見てきています。そうでなくてはいけないのであります。本当に私たちは市として、まず、目の前の1人の人をどうするかという、そういう観点からも、ぜひ私はその部分を大事にさせていただいて、データをした中で、またもしなったならば、本当に今は治療がよくなっていますので、いい先生がいっぱいいますので本当に治る確率が高いわけでありまして、ぜひそのように努めていただきたいと思います。

そして、子宮頸がんに関しましては聞かせていただきました。南魚沼市のホームページを見たら、自分でも可能な検査キットも一生懸命アピールしております。ああ、頑張っているなというふうに私も見させていただきました。その勢いでお願いしたいと思います。

そして最後の髪の毛というか、そういうサポートの件でありますけれども、ぜひ私は少しでも市民の皆さんに、負けるなというエールを発信したい。そんな思いでぜひ、いろいろ鬱の部分もありますけれども、この検診の部分も、とにかく早期発見すれば早く治るのであります。ぜひ、その後一步でも二歩でも本当に進めていただきたいということを希望し、質問を終わらせていただきます。

以上であります。

○議 長 以上で、中沢一博君の一般質問を終わります。

○議 長 質問順位 2 番、議席番号 10 番・吉田光利君。

○吉田光利君 皆さんおはようございます。傍聴の皆さん、早朝からありがとうございます。私は先週、魚沼市議会の一般質問を傍聴に行ってまいりました。少し驚いたのは、持ち時間が 50 分です。我が市議会は 60 分ということで 10 分短いのです。いろいろ議論があったそうです。ただ、50 分にしたら、休憩の余裕も出たり、なかなかいいあんばんだという感想を言っていました。いわゆる答弁も質問もやはり生産性を意識してやらなければいけないなと思っています。私も今日、それを意識しながら効率よく進めたいと、一生懸命頑張りたいと思います。よろしくお願いします。それでは、通告に従い、一般質問をさせていただきます。

#### 1 電気自動車の充電設備と自動運転について

今回は大項目 2 点であります。まず大項目 1 番目、電気自動車の充電設備と自動運転についてであります。連日のように電気自動車関連での充電器設備や自動運転の報道がなされている。弥彦村における 2024 年度自動運転車の導入は衝撃的なニュースである。他の自治体の積極的な取組も紹介されており、近い将来、電気自動車が主軸になることは誰でも予想されることである。それには普通充電や急速充電設備のインフラ整備が不可欠である。そこでお伺いいたします。

1、市の脱炭素化社会を目指すイメージアップと発展につなぐためにも、どこよりも先駆けてEV充電設備を設置する考えはどうか。

2、家庭用普通充電器導入に対しての補助金を検討する考えはどうか。

3、自動運転電気自動車の導入及び庁舎への充電設備設置の考えは。

以上、壇上からの質問といたします。

○議 長 吉田光利君の質問に対する市長の答弁を求めます。

市長。

○市 長 それでは、吉田議員のご質問にお答えしてまいります。

#### 1 電気自動車の充電設備と自動運転について

大項目の 1 点目の電気自動車の充電設備と自動運転についてということであります。まず 1 点目、市の脱炭素化社会を目指すイメージアップと発展につなぐためにも、どこよりも先駆けてEV充電設備を設置する考えは、ということです。

国のグリーン成長戦略——令和 3 年 6 月ですが——では、自動車の電動化を推進すること



とした上で、2035年までに乗用車の新車販売で電動車を100%実現という目標が示されています。また、地球温暖化対策計画——令和3年10月ですが——では、2030年までに乗用車新車販売に占める次世代自動車、いわゆるEV、FCV、PHEV、HV等——電気自動車とか燃料電池自動車とか、プラグインハイブリッド車とか、ハイブリッド自動車とか、ちょっとすみません。勉強しないと分からなくて、本当に今回勉強になりました。いっぱいありまして、本当にごめんなさい。冗談ではなくて、本当にいろいろなものが今ありますが——の割合を5割から7割にすること。また、2035年までに乗用車新車販売に占める電動車、今言った次世代自動車の割合を100%にすることを目指すということが掲げられていると。

これによりまして、国内における次世代自動車の保有割合を2030年までの全自動車の16%とする政府目標を示しているということです。また、次世代自動車の購入、急速充電器を含む充電インフラを30万基設置する目標を掲げた指針が策定されていて、補助金による支援、税制優遇や研究分野への支援、地方自治体への交付金や地方債での支援が行われているということでもあります。

県と市を言います。新潟県では、新潟県地球温暖化対策地域推進計画と整合性を図った新潟県次世代自動車の普及の促進に関する条例を制定し、新潟県次世代自動車充電インフラ整備ビジョンの中で、令和12年度までに急速充電設備を252台の設置を目指す普及目標値を今示している。これは県です。

現在の南魚沼市における充電インフラの設置状況。令和5年9月現在、急速充電器が市内に7台、そして普通充電器が23台——これはテスラ社製を含んでいます。合計30台の充電スタンドが市内にはあるというふうに把握しています。県内では7番目に多い設置状況です。これで喜んでもらえないと思うのですが、でも県内では7番目の多さだということです。

また、市内の次世代自動車の普及状況——車ですね——の普及状況が、EV——電気自動車です。そしてPHV——プラグインハイブリッド車のことですが、これを合わせて176台の登録がある。176台今あると。魚沼地域6市町……魚沼地域の中では今うちの市が一番多い台数です。これは調べてあります。

国の方針によるガソリン車の新車販売が認められなくなる2030年代半ば——ちょっと先ですけれども、その半ばに近づくにつれて国全体でさらに普及が進んでいくと、当市においてももちろん充電インフラのニーズは、これはもう高まると考えられていると思います。議員のご提案のとおり、充電設備の設置を進めていくことは重要なことでもありますし、市内の充電設備を充実させることで、特に多くの来訪者が見込める。当市は観光も基幹産業でありますので、こういったことにとっては非常に効果的というか、なくてはならないものと考えています。

まずは2030年——令和12年ですが——までに市内の二酸化炭素排出量50%削減の達成に向けて、令和6年度に策定を予定しています南魚沼市地球温暖化対策実行計画区域施策編——今定例会では非常にこのテーマが多くなっていますが、この環境問題ですけれども、区域施策編の中で、市内における充電インフラの普及目標の数字について、新潟県の目標などと

も整合性を図りながら設定していくことになろうかと思っております。その目標値の達成に向けた有効な施策を進めるために、市民、またいろいろな市内のニーズの把握、民間企業等の意向も踏まえながら、官民を挙げて計画的に一定数の充電インフラを整備していくことが道であると考えているところであります。

2つ目の、家庭用普通充電器導入に対して補助金を検討する考えは、ということでありませう。今ほどの答弁で触れましたが、設置費用が大変高額となる急速充電器は経路充電というふうには呼ばれる長距離の移動、例えば旅行なども考えられると思いますが、長距離の移動の途中に立ち寄っての利用がやはり想定されることから、サービスエリアとか道の駅、また大規模な商業施設などを中心に今後ますます普及が進むものであると考えておまして、進めていかなければならないものと考えています。

一方で、通勤やふだんの買物とか、遠出をしない日常使いのニーズに合ったタイプの電気自動車も現在少しずつ車種が出始めています。価格面とか、または航続距離とか使い勝手などのバランスから、今後はそれらの小型で、比較的手軽なモデルから全体としては普及が進んでいくのではなかろうかと考えておりますし、言われてもいます。

しかしながら、まだ価格の面や、例えば当地が雪国であるということ。また寒冷地であるところ。こういうところで使用するという不安、また自分の周りで使用している人がまだまだ見えてこない。多分そういうことがあるのだらうと思えます。といった理由から、踏み切りにくいのも実情ではなかろうかと今思っています。そうした状況の中で、少しでも背中を押すという意味では、議員のご提案にもありました、家庭での普通充電設備の設置の後押しをする一部の補助制度などは、大いに検討の余地があると考えておりますし、検討すべきだというふうに思っております。

電気自動車のメリットは、何より自宅の電源で充電ができるということであろうかと思えます。大原則は、です。さっきの長距離とかは別としてです。効果的とされる充電方法は基礎充電、また拠点充電といわれる家庭での普通充電設備による充電であろうかと思えます。イメージとしては、夜間に充電をするイメージでしょうか。普通充電設備は比較的安価ではあります。今ほどの繰り返しになりますけれども、やはりまだ車両の価格が高めであったりとか、航続距離の不安があったり、それに加えてご家庭に普通充電設備の整備となると、なかなかまだ今のところ敷居が高いというようところが実際のところだと思えます。

最初の答弁でも触れましたが、先ほど言った、市で来年度策定を予定しております地球温暖化対策実行計画区域施策編であります。この中では家庭、または事業所から、車の場合は運輸部門としてのCO<sub>2</sub>の削減にも目標を定めるということになろうかと思えます。

太陽光発電等の再生可能エネルギーの普及などととも電気自動車の普及促進を目指して、まずは来年度実施する予定の市民のアンケート調査においてニーズの把握もし、同時にこれについて何らかの支援制度ができるかなど、これに基づき検討してまいりたいと考えておりますのでよろしくお願ひします。

3番目のご質問であります。自動運転電気自動車の導入及び庁舎への充電設備設置の考え

であります。これは自動運転車と電気自動車をちょっと分けて答えます。まず、電気自動車については、市では令和5年度、本庁舎に軽自動車の電気自動車を1台導入しました。それに合わせまして、普通充電設備1台分を整備しました。1台、また設備が1台です。今後についてですが、これは計画的に電気自動車の導入、また充電設備の整備を進める予定としております。しかし、充電設備については、あくまでも公用車用になっております。一般車両を対象とした充電設備の整備は今のところまだ考えていないということです。当面は市内で走行が主となる軽自動車の導入を予定していきたい。航続距離が長いものではなくて、この市内で使う、そういうことを今予定しています。

2つ目の自動運転車については、バスをやはり想定します。これについては、現時点の導入は今のところ考えていないという状況であります。報道されている弥彦村の自動運転車の実証実験はバスによるものであります。公共交通としての利用を目的に、定められた路線——きちんとそのルートが定められている、そういったところでの運行というものだと思います。ほとんど全国を見渡してもそういう事例であります。今現在の南魚沼市が所有するバスの主な目的は、通学時のスクールバス、また授業での外部見学送迎とか部活送迎等の使用で、目的がその都度変わるということから、現状なかなか自動運転のバスというところまで考えが至っておりません。ただ、導入につきましては、今後の普及状況を注視しながら検討していきたい。

私もこの夏、上士幌町で自動運転車に乗ってきました。松井利夫さんと一緒に乗らせていただいて、目からうろこといいますか、本当にできるのだなということを実感してまいりました。あれは庁舎から出て市内を一巡してくるような感じです。やはり路線がきちんと決められておりますし、そういう優先先行道路があって、みんなも注意しながら走っているという状況です。少し雪の降る降雪量の違いなどいろいろネックになるのかなとか思ったりして、まだまだいろいろあるなとも考えています。

以上です。

○議 長 質問の途中ですが、ここで休憩といたします。再開を11時05分といたします。

[午前10時49分]

○議 長 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

[午前11時05分]

○議 長 一般質問を続行いたします。

10番・吉田光利君。

○吉田光利君 1 電気自動車の充電設備と自動運転について

それでは何点か再質問させていただきますが、市長が一生懸命勉強されているように感じました。非常に私も難しく、この質問は大変だったのですけれども、まず南魚沼市が意外にこの3魚沼では進んでいるなというのを感じたところがございますが、本題に入ります。

10月21日の日経新聞に大きく報道されました。このような見出しで大きくなっているの

ですけれども、トヨタ自動車はテスラの急速充電器の導入を、いわゆる採用を発表いたしました。世界中がテスラの急速充電器の主流になるのではないかとされておりまして。

テスラ社はご存じのとおりアメリカの会社でございます。急速充電器を四半期ごとに世界中に一般ユーザーに呼びかけて——呼びかけるというのは、条件的には人が集まる場所とか、あるいはトイレがあるとか、あるいはその設置拠点の間隔です。距離的なものがあるとは思いますが、無償で各自治体に、あるいは地域に手挙げ、立候補を求めているのを聞いております。

これは全部テスラ社は無償でやるという話を聞いております。我が市は、今、南魚沼市が進んでいるとは言っていますけれども、無償で急速充電器というのは、1,000万円単位で費用がかかるわけです。今の条件に合致するのは道の駅雪あかり、この辺はぜひ誘致というか、手挙げして呼び込むのも大事かなと思っておりますが、その辺の情報というか、そういう取組があるのかどうか、まずお伺いいたします。

○議 長 市長。

○市 長 1 電気自動車の充電設備と自動運転について

再質問にお答えいたします。テスラ社のその件であります。その前に道の駅の話なので、現在、県内の道の駅でEV充電器を設置している施設というのが、県内42施設、道の駅がありますけれども、この中で26施設、約6割が設置しています。世界的に見ても、自動車の市場が脱ガソリン車へとかじを切っていると。先ほどお話がありましたが、国内の自動車メーカーも電動化への投資を本格化しているということから、道の駅南魚沼雪あかりもEV充電設備設置のための誘致は必要とももちろん考えておりまして、現在テスラ社の急速充電器について、道の駅の指定管理者であります南魚沼市観光協会と検討の上、設置の要望を今しておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議 長 10番・吉田光利君。

○吉田光利君 1 電気自動車の充電設備と自動運転について

要望しているということで、私も安心しました。前向きな取組だと思っておりますが、なかなかやはり競争相手もあると思うのです。この辺はいつ頃どうなるか、進捗状況というのは、分かりましたら答弁をお願いしたいです。

○議 長 市長。

○市 長 1 電気自動車の充電設備と自動運転について

進捗の状況でありますけれども、道の駅南魚沼へのEV充電器の設置については、国内のEV急速充電器をはじめ、幾つかのEV充電器について比較検討とか、情報の収集をずっとこれまでも行ってきています。いろいろなところからやはり、それぞれまた違うのです。こういったことがありました。私としては、実感としては、最初に話が来たのは、もう市長就任後、間もない頃からずっとありましたので、いろいろ検討してきたと。

テスラの急速充電器については、今ほど申し上げましたように、既に道の駅の指定管理者である南魚沼市観光協会と検討の上、設置を要望していますが、設置者はテスラになるため

に、今回の要望の設置の可否はテスラ社さん側の判断になる。テスラのシステムは、国産EV充電器の設置と比較した場合に、設置費と維持費をテスラ社が負担するため、市の負担を抑えられる点において優位性があると考えているということです。これらまた当該地域が大変な豪雪地帯ということでもあります。除雪などについては市で対応が必要ということもあります。様々あるのですが、ただ、今そういう状況です。

他のメーカーのEV充電器につきましては、設置者は市になります。導入費用につきましては、国の補助金を活用するプランなどを各社が出してきています。提示してきています。設置費が無償となる場合が多いようですが、管理や保守、それから電気料金といった維持費は設置者負担となる上に、利用料金を有料にしても維持費にはなかなか見合わないという状況が我々の今判断であります。

ただし、規格の違いから、テスラ社の急速充電器をテスラ社以外の車両で利用できる国はまだ限られている。現在のところ、日本国内ではテスラ社以外の車両は利用することができないということから、他の車両に対応できる汎用性——広く様々なところが使えるというような、汎用性の高いEV急速充電器についても検討している状況であります。

以上であります。

○議 長 10 番・吉田光利君。

○吉田光利君 1 電気自動車の充電設備と自動運転について

状況は分かりました。急速充電器については高価な費用がかかるということと、維持の関係もあるし難しいがあるので、いろいろな分野で検討を重ねていただければと思います。

家庭用とはちょっと、普通充電器とはちょっと意味合いが違うと思いますので、その後、質問いたしますけれども、まるきりこの内容とはちょっと違うかもしれませんが、新潟日報にも、あるいは日経新聞にも大きく取り上げられましたけれども、妙高のほうに国際リゾート、2,000億円の投資をするという大々的な発表がありました。

あそこは交通の便、新幹線もあったり、高速道路もあったりということで、非常に交通の便がいいということがありました。南魚沼市も負けていない交通の便と、いわゆるインフラが整っています。そういう面ではやはりこういった、市長は最初の答弁にあったように、差別化した何かセールスポイントがあれば、そういった海外の資本といいますか、魅力ある南魚沼地域、3魚沼ということでどんどん入ってくるような気がしますので、こういった電動化の自動車、電気自動車のインフラを整備することは、私たちのふるさとをアピールする一つのやはりツールではないかと思っています。再三、市長からの答弁にあったとおりに思いますが、ぜひ前向きに積極的にインフラ整備については力を入れていただきたいと思います。

2番目の質問に入らせていただきます。家庭用普通充電器もぜひ検討していきたいという、私にとっては非常にいい回答をいただいたと思っているのです。実は急速充電器とか、あるいは道の駅だとか、ガソリンスタンドだとか、あとは大型店とか、人の集まる場所には国は補助金制度があるわけです。家庭用については補助金制度はないのです。ないのですけれども、まだまだ対象者は少ないのですけれども、これを先駆けてやはり取り組むということ

は非常に、重複しますけれども、南魚沼市は脱炭素化に向けているというアピールになるという気がいたします。今、家庭用の普通充電器については補助対象外になっていますので、ぜひ、南魚沼市が先んじて何らかの補助制度を設けてくれればいいのかと思っています。東京の千代田区辺りは単独でやっているという話を聞いていますので、ぜひ前向きに今後、継続に検討いただきたいと思っています。

地域でテスラ社の家庭用普通充電器を設置しているところ、私は企業で実際に勉強させて見させてもらいました。10万円くらいの設置で、テスラ社なのですけれども、アダプターをつけてテスラ社以外の車も充電できると。急速充電器は今言ったような話だと思いますが、普通車はそんなことを話しておりました。ぜひ家庭用については、今言ったように互換性があるわけなので、いろいろなものに、充電設備についてはいろいろなメーカーが出していると思いますけれども、範囲が広いこともありますので、今後の検討の継続を、繰り返しますが、よろしくお願ひしたいと思っています。

続きまして、3番目に移らせていただきます。自動運転電気自動車の導入で庁舎の充電設備の考えということですが、市長は先ほど答弁ありましたように、南魚沼市も1台——市報に載っています——入れているのですけれども、前向きに1台入れて充電設備も1台というか、セットでセッティングしたと、導入したというお話がありました。ぜひ私がお願いしたいのは、せっかく電気自動車を入れたのですから、やはり経済性、耐久性、居住性、利便性、あるいは故障、事故等、そういったデータをきちんとつかんでほしいという気がいたします。

今、環境の取組を、脱炭素化に向けて私どもの市はいろいろ取り組んでいるわけですから、この1台を——日々、目覚ましい技術の進歩で変化するわけですから、今1台導入したわけですから、この辺については今言ったようなデータ取りといいますか、しっかりとお願いしたいのですが、それについて見解がありましたらお伺ひいたします。

○議 長 市長。

○市 長 1 電気自動車の充電設備と自動運転について

今ほど吉田議員が言われるとおりでと思います。日進月歩というのですか、どんどんと新しくなっていくのだらうと思います。今のような様々なデータを取るとか、例えば2台目、3台目のときには、さらにまたもっと進んでいますということが、行政からも市民の皆さんや事業者の皆さん、市内の方々にそれがお伝えできていくような、自分でやってみなくては、又聞きの話なので、自らそうやってデータを取ったり、そしてより質が高くなってきているということを実感したら、やはりそれを発信しながらやっていくべきと思います。

先ほどのところで、もしも再質問があったらと思って考えていたことなのですけれども、ここにもつながることなので、やはり雪冷熱のこと、太陽光のこと、様々なこととつながる大きな流れの中でこれらを捉まえていきたいと考えています。この電気自動車のことだけではありませんが、そういう形で前に進めていきたいと思っています。

○議 長 10番・吉田光利君。

○吉田光利君 1 電気自動車の充電設備と自動運転について

庁舎の導入については分かりましたので、利便性をぜひ追求していただきたいと思います。先ほど市長の答弁の中で私はびっくりしたのですが、上士幌町で自動運転を経験されたという話を聞きました。冒頭に話したように、弥彦村が実証実験、年明けには佐渡がやるという話もあります。それとこれも新聞に大々的に出ていましたが、岐阜市では11月15日にバスの運行、出発式をやったということで、自動運転ですけれどもやったということで、本当に次から次へと自動運転が自治体に広がってきている。

また、EV車の公用車の導入については至るところ——県内でも長岡、新潟があると思うのですが、それと札幌市辺りが非常に導入に前向きに取り組んでいまして、札幌市では寒い、雪が降るといふことがあるのですけれども、それについても非常に問題なくやっている。非常に環境によくて、雪にも強い。上越で高速道路ではない一般道ですが、1回立ち往生があったと思うのですが、そのときも電気自動車については何ら問題はなかった。逆に排ガスが車内に入り込むというようなこともなくて、人体に悪い影響はないというようなことで、むしろよかったのだという話も聞いています。

寒冷地についてはちょっと心配だなということがあるということも、当然豪雪地帯はあるのですけれども、今言ったように1台入れているわけですから、そういうことも含めてデータ取りしながら前向きにやっていただければと思う。今現在、市長のほうは自動運転は考えていないけれども、市報にも載っているように次から公用車は入れていきたいということだと思いますので、ほかの市町村の事例をよく見ながら、ぜひ取り組んでいただきたいと思っています。

前置きが長かったのですが、質問に入ります。我が市は雪資源の活用事業のように多少の失敗のリスクがあっても挑戦しようという意気込みで、市長の発信力もありますけれども、そういった取組をしております。これは十分評価するものでありますが、EV車の導入についても、やはり先端技術の取組については、プロジェクト・ファイブにも共通するものがあるのかもしれませんが、やはり若い人の意見を取り入れるとか、若い人の発想を取り込む。組織だった専門的なチームの組織体制で、こういうものには取り組むべきではないかと、取り組んだらどうかということをおもうのです。その辺はもう既にやっているということでもあるのかもしれませんが、あえてこういった先端技術について、専門チームの組織体制のお考えがあるかどうかお伺いいたします。

○議 長 市長。

○市 長 1 電気自動車の充電設備と自動運転について

今年の7月からなのですけれども、それ以前から温めてきたというか、下準備はしてきたわけですが、私が考えているマインドマップというか、市にとって将来こういうことが非常に重要だということについて、もちろんふだんもそうなのですけれども、さらに重要な将来構想の実現、それから行政課題を解決していくために将来的な政策課題を大まかめに5つにまとめまして、プロジェクト・ファイブという名前にしました。

これは過去なかったのですけれども、なかったというか、少しやっけていても、なかなか前

に向かなかつたという感想ですが、部局を越えた横断的なプロジェクトチームを組織したということです。プロジェクト・ファイブという名前になっています。ここでは部局や役職を越えたメンバーが集まっていますし、市の将来の発展のために何をすべきかなどが議論されています。年齢もそういうところを取り払ったというか、全ての年代層の職員が入ってきていると。今後この中から具体的に事業化するものが出てくると思っていますし、大づかみにいえば、将来のこのまちの在り方等々がこのプロジェクトの中でも話し合われていますし、例えば足の便の話とか様々あります。

だから、どういう目的でやはり自動運転化を図って、そういう車両が必要あるのか、ないのか。例えばこういう町並みであればできるとか。単に今の時点でバスの考えを、今の現行運行しているバスを自動運転化に置き換えるのは、ちょっとうちの市としてはまだ早いという状況ですが、将来にわたってはそういうことを検討していくということで、その中に含まれるような要素だと私は思っていますので、そういうことかと思えます。

なので、今の時点では個別的に自動運転化の問題とかを取り上げているということではないのですけれども、必要に迫られてこれらはきちんと議論されていくでしょうし、しなければならない項目ではなかろうかと思っています。そういう意識をみんなが持ち始めていると思います。

○議 長 10 番・吉田光利君。

○吉田光利君 1 電気自動車の充電設備と自動運転について

当然そういったことを検討せざるを得ない形になってくるだろうという答弁だと思うのです。脱炭素化も効果があるのですけれども、自動運転というのは、これからはやはり運転手が人手不足、そういった担い手不足という大きな課題もあるし、そういった一つの対策、解決案にもつながるのだと思います。確かに不規則な行き先のところにどうのこうのというのは大変だと思うのですけれども、定期的なものは、例えば市役所から病院までの定期的な運行だとか、そういったことになれば、先ほど市長の答弁と重複になるかもしれませんが、十分可能なことだと思います。少なくとも魚沼市、十日町、湯沢、この辺の中で、魚沼圏域の中ではトップを走っていただきたいと。そういう取組についてはトップを走っていただきたいと。ましてや、弥彦、佐渡辺りは取り組んでいるわけですから、ぜひお願いしたいと思っています。

行政はやはり失敗というのは許されないという足かせもあるとは思っているのですけれども、ある程度はやはり挑戦的なものもなければいけないと私は思っています。例えば民間企業でいえば、投資をしながらそして成長、発展につないでいるわけです。減価償却が少なければ少ないほど経費負担が少なくて楽になる、経営が楽になると言いますが、それで喜んでいると、その会社というのは将来がなくなるわけです。同じように行政としても、今言ったことを先んじてやることによって、また生産性が生まれるのではないかと私は思っています。市長のプロジェクト・ファイブでしたか、それを大いに期待しますし、この自動運転とかEV自動車の取組について、普及について、ぜひテーマの一つに入れていただければと私は思



っております。ということを期待いたしまして、次の大項目の2の質問に移らせていただきます。

## 2 介護就労者確保について

介護就労者確保について。厚生労働省によると、飲食・小売業や製造業などの賃上げが広がり、よりよい待遇を求めて転職する人が増え、介護就労者が前年より1.6%減った。これは実数でいいますと6万3,000人に値します。市では新規、カムバック、移住定住への就労支援等、介護人材確保緊急5か年事業を実施している。しかしながら、さらなる介護士離職者対策が大きな課題と思うがどうか。

○議 長 市長。

### ○市 長 2 介護就労者確保について

それでは、吉田議員の2つ目のご質問にお答えいたします。介護就労者の確保についてです。さらなる介護士離職者対策は大きな課題ということであります。介護士の離職者も含めた介護人材不足の深刻化、これは全国的に大きな課題であります。国・県・地方自治体が役割分担をした中で様々な取組を行っているところと思っておりますが、ご指摘のとおり、物価上昇に伴い他の産業の賃金引上げの動きがある中で、社会保障分野の公定価格で実施しているサービス、また産業はなかなか賃金が上がらないというのが現状であるため、より確保が困難になっている要因の一つ——こればかりではありませんが、そういうふうには認識しています。

毎年4月1日現在で実施しています市内事業所の介護人材実態調査を行っていますが、この中では離職理由の一番が定年退職、また雇用期間の終了、次がより好条件のところに転職、次が人間関係のトラブルということであります。事業所としても職員の定着に向けて様々な離職防止対策を行っていると同っておりますし、見てきておりますが、一番効果があったものとして、個人の希望に配慮した職員配置、また労働時間、続いて休暇を取りやすい体制、その次が資格取得者に手当がつくという結果でありました。これは調査の結果であります。

離職の理由は様々だと思いますが、人材確保において現在市が取り組んでいる介護人材確保緊急5か年事業の就職支援金、継続支援金、研修費の助成、また受験対策講座などは離職防止や定着支援として効果があるものと考えたいというふうには思っているところであります。なお、この11月29日——つい先ほどですが——に国の補正予算が可決され、介護職員処遇改善支援事業として、令和6年2月から5月の賃金について、月額平均6,000円相当引上げをすることになったということであります。

現在、第9期高齢者福祉計画・介護保険事業計画を市は策定しているところですが、令和6年度からの介護報酬の改定で、国は賃金改善となるように、プラス改定をしなければならぬとしています。年末に示されることになっておりますので、これらにつきましても国の動向を注視して見守っていきたいと考えているところであります。

以上です。

○議 長 議員、執行部にお願いがあります。新聞の切り抜きやチラシ等を掲示、ま

たは見せる行為の場合は、事前に議長の許可を得ていただきたいと思いますので、よろしく  
お願いいたします。

○議 長 10 番・吉田光利君。

○吉田光利君 2 介護就労者確保について

再質問させていただきます。当市での介護士の新規及び復職採用と離職について、民間も  
ありますから難しいかもしれませんが、人員の把握はされているのかどうかお伺いいたしま  
す。

○議 長 市長。

○市 長 2 介護就労者確保について

これにつきましては、令和4年4月の調査時点では介護職員が884人のところ、令和4年  
度中の離職者数が91人でした。令和5年4月の介護職員は828人ですので、単純に採用者が  
35人だったということになりますが、新規者なのか復職者なのか、把握はしていません。な  
お、市がやっている介護人材確保緊急5か年事業の昨年度の実績では、新規移住定住就職支  
援金の申請が7件、カムバック支援金が4件となっているということであり、とお答え  
いたします。

○議 長 10 番・吉田光利君。

○吉田光利君 2 介護就労者確保について

その件については分かりました。先ほど市長の答弁にもありましたけれども、今、国も動  
いてきて、1人当たり6,000円ですか、給与アップの介護報酬の関係がされそうだという話  
が出ております。ただ、これもいろいろ報道もされていますけれども、特別養護老人ホーム  
とか介護老人施設とか、いろいろ今経営が難しいということで、介護制度が始まって初めて  
赤字に転落したという形が報道されていました。今そういったことに国も力を入れて、介護  
報酬を上げるという話をしていますけれども、それではとても人件費に回る——多分、多少  
は回るとは思うのですけれども、私としてはなかなか全体で見ると難しい面があるのかなと  
いう気がいたします。

データによりますと、大体、他の業界では基本給が36万円、介護関係が30万円弱という  
形の数字がされていて、介護職は非常にやはり給与というのが安いと言われております。  
その辺について、先ほどいろいろアンケートがあったり、何で離職するかという説明があり  
ましたけれども、今の介護士の給与は非常にほかの産業と比べて安い、労働の割に安いので  
はないかと私は思っているのですが、それについて率直に市長の見解をまずお伺いいたしま  
す。

○議 長 市長。

○市 長 2 介護就労者確保について

お答えしたいと思います。まとまるかどうかあれですが、賃金の問題は非常に大きいと認  
識しています。社会保障の分野である介護保険制度の中で公定価格で行っているサービスで  
あります。賃金はその制度の中できちんと保障していくものと考えています。例えば市独自

の支援策などという話がよく出ますし、議員も思っておられるかもしれません。なかなか難しい。そのため現在、市で実施している研修費の助成、また先ほど言った緊急5か年事業のような一時金での支援が妥当と考えているということでもあります。

令和5年度から全国市長会の介護保険対策特別委員会の委員に私はなっておりますので、こういった全国の集まりの中でも安定した持続可能な制度の設計について、国に対して必要な声をやはり仲間とともに上げていきたいと考えています。大変な問題だと思いますが、実はちょっと紹介しますと、賃金の問題もありますが、本来、運営している組織、法人等から今年特に言われているのが、やはりそういういろいろな施設を設置してから、今、大分時間がたってきて老朽化問題等々があります。だから、そういうことについては国の支援制度がないのです。だから、賃金の問題だけ話していると、何かそこだけ——例えば6,000円の問題も、ちょっと細かいことまで時間があれなのであれですが、なかなかそういうところに反映ができないという嘆きがありました。

だから、法人さんとかは何を言っているかという、今本当に・・・に詰まっている問題は、そこも引き上げるべく、環境をよくするためには何といても法人全体の運営に係る、そういう施設更新とか、例えば設備の改修等々、こういったことが物すごく今課題になっている。市がやれることは賃金問題だけではなくて、様々やはりその業界にはいろいろなことに耳を傾けて、国のことが待てないのであれば何がしかのとか、やはりいろいろなことを今考える時期に来ているのではなかろうかという切迫なる要望が、今我々のところに上がってきているという状況であります。そういう中で、例えばそのところが改善されていくと、結果、労働環境とかそういったところについても改善が、ということ、私が言っているのではなくて、現場が言っているということに着目しているところです。

○議 長 10番・吉田光利君。

## ○吉田光利君 2 介護就労者確保について

市長の答弁がありましたけれども、確かに施設が老朽化して、それに対応するには、やはり法人としてそこに経営パワーを集中しなければいけない。そこに国の補助の制度とか支援があれば、その分がまた賃金のほうに回るという論法にもできると思いますので、ぜひこれも非常に課題だと私も受け止めましたし、そう思います。

市長から先制攻撃で、独自でやることはちょっと限りがあるというお話がありましたけれども、南魚沼市は緊急5か年事業ということで1,660万円ですか、予算を取っていろいろ入り口の面で結構やっつけいらっしやると。事例ですが、隣の魚沼市は介護夜勤手当支援事業として10法人に対して4,323万9,000円、これは令和4年度の決算ベースで行っているのです。そのほかにも我が市とは異なった範囲で、広く支援事業をやっています。介護人材奨学金の返還支援事業とか、いろいろ手広く項目を上げてやられています。ただ、3か月しないと支給しないというような、人材の奪い合いに対しては縛りを取ってきちんと紳士協定でやっているみたいなのですけれども、うちは緊急5か年事業が入り口です。

魚沼市は実際に今働いている人たちに対しての支援ですが、介護夜勤手当を1時間当たり

確か500円だと思うのですが、そうすると4,323万9,000円という形になってしまうのですが、その1つの事業だけに4,000万円以上の金をかけていると。我が市は今言ったように1,660万円ということで、非常に魚沼市は——自治体同士で競争とか何かというのはいろいろ問題があると思うのです。これは事例として聞いていただきたいのですが、それだけやはり介護士の仕事は大変だと。人も集まらない、離職もあるということで、何とかそういった手当で支援しようではないかという取組をしているのです。真剣にそういった面で待遇面の支援策もやはり考えなければいけないと私は思うのですが、いま一度、市長のご見解を伺います。

○議 長 市長。

○市 長 2 介護就労者確保について

必要があれば、担当の部もしくは課の長から話をしてもらいますが、先ほどこの質問のちょっと前に、全体の中で例えばやっていくこと——そこだけ直しても法人の運営というのは大変で、その中でやっていけるのか。全部やればそれはいいのですが、今そういうところで頭を悩むところだなというのが率直な気持ちです。魚沼市さんのこともよく分かっています。非常に喜ばれていると思いますし、魚沼市さんはまたその姿勢でやっている。

我々のところでは一体どういうところまでできるのか等々につきまして、やはり今ご意見として、私も同じ意見もというか、魚沼市のこと、魚沼市がやけに気になるのです、私は。このことだけではないのですけれども、別に競争しているわけではないのです。しかし、ほかのいいところはやはり——向こうも私どもを見ていると思います。そういうところも含めてですけれども、これは余談でした。

やはりいいところは見ながら、先ほどの繰り返し、中沢一博さんとのやり取りにまた戻るようですが、0点か100点ではないという考え方も含めて、やはり手を差し伸べることができるのか。またほかの大きな課題もある中で一体どういうふうに組み合わせてやっていくのかとか、その辺のところかなと思っています。これは大変難しい問題なので、このくらいしか答弁ができませんが、よろしくお願ひしたいと思います。

○議 長 10番・吉田光利君。

○吉田光利君 2 介護就労者確保について

実際に事例で魚沼市のほうがそういった待遇がいいということで、介護職がそちらに移ったという方もいらっしゃるというように聞いております。

これは最後の質問になろうかと思うのですが、これも魚沼市の例です。非常にユニークというか、なかなかだなど思うことをやっぴまして、若手の介護職員がやりがい伝えたいと。介護職のやりがいですね、これをアピールしたいということで、介護職魅力アピール隊を結成して辞めない職場を目指すということで、これも新聞に報道されました。市長の委嘱状も渡すところが写真に載ったりしていました。そのコメントの中に私、なるほどと感動したのですが、そのやりがいについては、利用者から感謝されることである。それが一つのやりがいだと。もう一つは、おむつ交換は大変だが、その人の清潔な身体を守るのに役立って

いると思うと、そういうのが頭にあるとやりがいにつながるのです、ということをおっしゃっていました。非常に頭が下がるなという、使命感ですかね、そういうことで取り組んでいらっしゃる。魚沼市は若手の20代、30代でそういった介護職魅力アピール隊を結成したという取組をなされているという紹介がありました。

私は一つ提案したいのですが、南魚沼市もやはり若手職員の連絡会を立ち上げて、介護士さんの生の声を聞いて、いろいろな課題とか、アンケート等もやっていらっしゃるという話を聞きましたけれども、介護就労者の確保の支援についての意見を、いろいろな意見があると思いますが、聞かせていただいたり、あるいは同じ仲間の意見交流会という場をつくってやるのが、一つのまさに介護職魅力アピール隊につながるのではないかとこのように私は思うのです。そういったことこそ、市の役割であり、市として取り組むべきではないかと。連絡会を、そういった発信というかつなぐ役を、ジョイント役をやるべきではないかという気がするのですが、そういう取組をやられたらいかがでしょうか。

○議 長 市長。

○市 長 2 介護就労者確保について

これは担当部局のほうから、吉田さんのご質問にあると思って調べてもらったことですが、魚沼市の場合は、市が事業所に呼びかけてアピール隊を始めたのだそうです。事業所から若手職員を中心に推薦してもらい、推薦がなかったところもあったそうですけれども、まとめ、調整役は市がやっている。現場からの自発的なことではなかった。しかし、市長からの委嘱ということで進めた。9月に第1回会合が行われたということでもあります。

うちの市はどうかというと、これは実はやっていないわけではなくて、意見交換の場をいろいろやっている。例えばですけれども、特養相談員意見交換会、通所事業所の会、小規模多機能の会、主任ケアマネの会、ケアマネ連絡協議会などなどがあり、そこではいろいろな情報交換、研修などを実施しているということです。加えまして市報のMUネクスト、少しコロナでこのコラムはストップしているのですが、また再開になると思いますけれども、ここでも介護事業所の若手の皆さんへのインタビューなどは、こちら意識を持って出てきていただいております。ほかの自治体の好事例については、やはり勉強していく必要があると思います。

加えまして、私どもの市にとって、もっと先駆的にやってきたことがあるのではないかと。農/KNOW THE FUTUREです。農/KNOW THE FUTUREは、農業を活気づけることに私はなったと確実に思います。今回第5作目が間もなく発表されます。これが病院事業のほうも、例えばCAN GO SEE THE FUTURE、これは動画もいったらどうですかという話もしたりもしています。これからの期待をしたい。やはり自分自らが苦境にあるとか大変だとか、担い手がいなくて、離職が多いとかだけではなくて、やはりそこにいる人たちが自分たちに誇りを持って働いているわけでしょうから、その皆さんがやはりその魅力を、動画なんかもっといいなと思っています。農/KNOW THE FUTUREは本当に心を打つではないですか。今、建設業の若手の皆さんにもこの話をしたところ、非常にやりたいという声が私のほうにありました。あとは一歩

踏み出すかどうかです。市も力をもちろん貸さなければならないかもしれない。

そして介護ではないでしょうか。下を向いてつぶやいているばかりではなくて、自らというのがあるのではないのでしょうか。そこに行政として少し、こうやったらどうですかという話はあるのではないかと思います。

ちょっと答弁が長くなって申し訳ないです。おとといのニュースを見てびっくりしました。ボディビルダーを介護職に——その理事長のセンスです。それを全国に問いかけたところ、福利厚生というか、労働時間の中もやってもいいということで、例えばボディビルダーの行っているジムを無料化する、プロテイン飲料を補助するとか、そういうことで何十人もその団体に介護職が増えたという事例が出ていて、私はテレビにくぎづけに久しぶりになりました。だから、何かないですかね、そういうところに思うところが。そういうことを今回の質問について感じているところです。だから、アイデアや、これまでどおりではないぞというところも含めて、何かあるのではなからうかと思いますが、どうでしょうか。

〔「終わります」と叫ぶ者あり〕

○議 長 以上で、吉田光利君の一般質問を終わります。

○議 長 ここで、昼食のため休憩といたします。再開を 13 時 10 分といたします。

〔午前 11 時 48 分〕

○議 長 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

〔午後 1 時 10 分〕

○議 長 質問順位 3 番、議席番号 19 番・桑原圭美君。

○桑原圭美君 桑原圭美です。通告に従いまして、一般質問を始めたいと思います。

#### コロナ禍後の子どもたちの生活環境の変化と課題について

コロナ禍後の子供たちの生活環境の変化と課題について、として質問します。新型コロナウイルス感染拡大により 2020 年 3 月から始まった全国休校措置を含め、外出自粛、移動制限、3 密回避、マスク着用、黙食など、子供たちはかつて経験したことのない環境の中で生活してきました。そうした環境が子供たちにどのような影響を与えたのか。またマイナスの影響が見られた場合、どのようにして対処していくのかについて伺います。

1、友達との外遊び、自然環境に触れる活動機会の低下が顕著となったが、学校は元に戻るような仕掛けはしているか。

2、コロナ禍を原因として、インターネット、メディアゲーム、動画視聴の増加が著しい。家庭学習との関連性等も含め、市内学校の実態を把握して指導しているか。

3、コロナ禍による家庭環境の変化と子供たちの心身不調の増加について気になる結果が出ている。実態を把握しているか。

4、コロナ禍は市内の小中学生の学習面にどのような影響があったか。

以上、演壇での発言を終わります。

○議 長 桑原圭美君の質問に対する市長の答弁を求めます。

市長。

**○市長 コロナ禍後の子どもたちの生活環境の変化と課題について**

それでは、桑原議員のご質問にお答えしてまいります。本日の今回のコロナ禍後の子供たちの生活環境の変化と課題についてであります。やはり全般にわたって教育長からの答弁がふさわしいと思いますので、教育長から答弁させますのでよろしくお願い致します。

加えまして、もし市長の見解はというようなところがありましたら、私も答えるつもりでありますのでよろしくお願い致します。

以上です。

**○議長 教育長。**

**○教育長 コロナ禍後の子どもたちの生活環境の変化と課題について**

それでは、桑原圭美議員からいただきましたご質問にお答えいたします。コロナ禍後の子供たちの生活環境の変化と課題について、4点ご質問いただきました。

初めの友達との外遊びや自然環境に触れる活動機会の低下が顕著となったが、学校は元に戻るような仕掛けをしているか、についてお答えいたします。市では新型コロナウイルスの一般的な感染予防対策として不要不急の外出を控える、3密を避けるなどの行動制限をお願いしてきました。こうしたことから、コロナ期間中は友達と遊ぶ機会が大幅に減り、自然教室などの体験活動は実施できない状況でありました。新型コロナウイルス感染症が世界的に流行した3年間の状況を振り返りますと、最初の令和2年度は、未知の新型コロナウイルスに対して活動を厳しく制限した一年でありました。そして令和3年度になりますと、徐々に分かってきたウイルスの特性に対応して活動を戻し始めた一年、そして令和4年度は、対策を徹底した上で活動を行った一年であったと思います。そのような状況で様々な活動機会が低下してきたことはやむを得ない状況であったと考えております。

現在、新型コロナウイルス感染症が5類に移行したことから、学校ではインフルエンザと同様の対応を行っています。感染流行時には臨時休業などの必要な対策を行いますが、活動の制限自体は行っておりません。学校での屋外活動や自然教室などの体験活動はおおむねコロナ禍前の状況に戻っております。また、学校以外での自然活動等への参加についても学校を通じて広く周知を行うなど、活動機会の確保に努めているところであります。今後もこの南魚沼地域の豊かな自然を活用して、活動の機会とその充実に努めてまいりたいと考えております。

2点目の、コロナ禍を原因としてインターネット、メディアゲーム、動画視聴の増加が著しい。家庭学習との関連性等も含めて、小中学校の実態を把握して指導しているか、についてお答えいたします。

インターネットやゲーム、動画視聴などのメディア使用は、時間が長くなることで学習時間の確保ができなくなるだけでなく、就寝時刻が遅くなり適切な睡眠時間が確保できないなど、基本的な生活習慣にも大きな影響があります。全国的な調査においても、メディア使用時間と学力には明確な相関があると指摘されております。このことから、各学校では定期的に調査を行って実態を把握するとともに、1日のメディア使用時間、あるいはメディア視聴

時間とも表現する場合がありますが、それを2時間以内とする目標を設けて、適切な利用に向けた指導を行っています。

ただし、児童生徒にタブレットやスマートフォンなどの機器を与えることや、インターネットへの接続を認めることは、各ご家庭の保護者の責任で行っているところでございます。ですので、メディア使用時間を適切に管理するには、家庭の理解と協力が不可欠であります。そこで教育委員会では、これまで例えば南魚沼市PTA連絡協議会の会合などにおいて資料を示して協力を呼びかけるなどしております。また、PTAが主導してメディア利用に関する講演会などを開催するという取組も行われております。

一方、小学校に入学する時点で既にメディア利用が長くなっているという実態も分かってきております。このことから学校だけではなく、幼稚園や保育園、こども園など、幼保とも連携して子供の成長段階に応じた適切な利用となるよう、保護者に働きかける必要があります。

学校ではGIGAスクール構想を推進し、タブレットを活用した学習に取り組んでいます。これからの社会ではICTを活用するスキルが求められて、利用せずに生活することはもうできなくなってきました。ですので、制限するだけでなく、過度に依存せず、必要なツールとして適切に使用できるような家庭でのルールづくりなどについても、今後、保護者に働きかけてまいりたいと考えております。

3点目のコロナ禍による家庭環境の変化と子供たちの心身不調の増加について、気になる結果が出ている。実態を把握しているかというご質問に対してお答えいたします。コロナ禍における児童生徒の心身不調については、教育委員会として広く調査したことはございません。しかし、学校のみならず社会全体で様々な制限が行われ、環境が大きく変化する中で、子供たちが我慢している様子が感じられるという声が、学校教育課の相談担当指導主事からは報告されておりました。声には出さないけれども、あるいは態度にも出さないけれども、子供たちなりに我慢して過ごしてきた時期が確かにあったと考えております。

これらの状況の中で、学校においては日々の活動の中で教職員が子供たちをしっかりと見取り、気になる点があれば教員間で情報共有するなどしてきました。また、今1人1台端末が配付されていましたが、そのアプリを利用して、毎日の子供たちの心の天気の子供たち自身が入力しております。その結果から、ふだんと違う反応があれば、状況に応じて声をかけたり、話を聞いたりするなどの対応をしているところであります。今後も日々の活動の中で気になる点、子供たちのサインを見逃さないようにしっかりと把握するように努めたいと考えておりますし、関係機関ともしっかりと連携して適切に対応してまいります。

4点目の、コロナ禍は市内の小中学生の学習面にどのような影響があったかについてお答えいたします。新型コロナウイルス感染症の流行により外出が制限され、家庭内で過ごす時間が増え、これによりゲームやインターネットなどのメディア利用時間が増える傾向がありました。メディアの利用時間の増加は、勉強時間の減少や生活習慣の乱れにも通じる恐れがあり、適切なメディア利用に向けて、児童生徒への指導と家庭への働きかけを継続している



ところでございます。

一方、新型コロナウイルス感染症の流行により、国のGIGAスクール構想が前倒しされ、学校のインターネット環境と学習用端末の整備が急速に行われてきました。その後、各教室への電子黒板の整備も行い、ICT環境がいろいろな面で整備されてきました。これらのICT環境は授業の在り方を変えたほか、学校以外での学習を可能とするなど、大きな変化が生じています。今後は学習用端末を活用して、授業以外でも課題に取り組める環境を整えて、学習習慣の定着、学力の向上につなげてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議 長 19番・桑原圭美君。

○桑原圭美君 コロナ禍後の子どもたちの生活環境の変化と課題について

では、1問ずつ再質問してまいります。今回の質問は、昨年度、塩沢小学校の五、六年生146人を対象としたアンケートを基に私は構成しております。その数字等は行っているかと思しますので、それを基に質問を進めていきたいと思っております。

1番目の質問ですが、まずコロナ禍で友達と体を動かして遊ぶ機会は大幅に減少した。これは紛れもない事実であると思っております。今回のアンケートでちょっと面白いなと思ったのは、誰と遊ぶかというところで、友達とは遊ばなくなったのですが、自分の家族や兄弟と遊ぶことが増えたと。これはいいことだったのかなと思っていまして、またここで興味深いのは、一人っ子が全体の5%しかいない。自分以外に1人から2人の兄弟がいるというのが8割弱で、自分以外に3人以上の兄弟・姉妹がいるという回答が実に16%あったと。ということになると、結構ご兄弟というのがいらっしゃるのだなと思いました。

そこで、これは少子化対策にもヒントがあったのですけれども、友達と遊ぶようなことが——家庭で兄弟と遊ぶのもいいのですけれども、やはり社会性を大事にするというのが学校の一つの目的かとは思っています。そして、コロナ禍前に一生懸命生活を戻すようなことも今答弁でございました。学校として友達と遊ぶような機会を増やすというのを、学校のほうで指導というか、進めるようなことというのは実際今やっておられるのでしょうか。

○議 長 教育長。

○教 育 長 コロナ禍後の子どもたちの生活環境の変化と課題について

ありがとうございます。議員からお示しいただいております調査についてですが、お聞きの方も広くいらっしゃいますので、少しご紹介させていただきます。南魚沼市の子どもたちの遊びの現状とCovid-19の影響調査ということで、2022年1月に塩沢小学校の五、六年生を対象にして行われた調査でございます。それを踏まえてご質問いただきました。ありがとうございます。

学校として、友達と遊ぶ機会についてどう考えているかというご質問でございますが、同級生あるいは異なる学年の子供たち同士の交流はとても大事です。人間関係を築き上げる、そして社会性を育む機会として大変望ましいことでもありますし、その機会は大切なものであると捉えているところであります。

学校では学級内での様々な活動、交流活動もありますし、日頃の学習の中での共同的な活動もございますが、そういう学級内での場面を捉えた機会をつくること、あるいは学級や学年を越えた全校の縦割り班の中で大事に機会をつくっていくという、そういう取組もございます。そのように活動の機会を広くつくるのが教育活動の大事なポイントとして進められているところでございます。今後も学校内でしっかりと取り組んでいきたいと思っておりますし、学校に限らず家庭の中、また地域の中でも子供たちの生活が、友達同士の交流として広がることを期待しているところでございます。

以上です。

○議 長 19番・桑原圭美君。

○桑原圭美君 コロナ禍後の子どもたちの生活環境の変化と課題について

大変いい指導をされているなと私は思いました。また、この1番でもう一つ、お聞きします。今回のアンケートで9割近くの子供たちが、自分は森林や田畑の近くに住んでいるというふうに回答しています。一方で、雪遊びや——スキー場に行くなどを含める雪遊び、また自然体験的な遊びをしているのは50%しかいなかったのです。そもそも自然体験をしないという子供が40%もいて、遊び方が都会とほとんど変わらなくなっているという現状が分かってきました。外で遊ぶなくなる傾向が——スキーも含めてですけれども、強まった子供たちに対してどんなふうに思っているのでしょうか。

○議 長 教育長。

○教育長 コロナ禍後の子どもたちの生活環境の変化と課題について

議員ご指摘のとおり、屋外で遊ぶという行動が非常に少なくなっている。これはコロナ禍前もそうであったと。それが継続しているということでございます。これはとてもこの豊かな自然の中に住んでいる子供たちにとって大変残念なところでございます。この豊かな自然は、私たちにとって当たり前のような環境であるかもしれませんが、その中で活動するということはとても価値があるところだと考えております。

そこで学校では、低学年の生活科、あるいは中高学年の理科、さらに総合学習などの機会にできるだけ自然に親しむ機会、また地域の中で活動する機会をつくってきているところでございます。これはこれからもしっかり大事にしていかなければならないところであります。

そして冬の活動ということ、そこも機会が少なくなっているというお話がございましたけれども、南魚沼市の最大の特徴は雪の中で活動する、生活することができる場所です。特にアルペンスキーなどの経験は子供たちにとって一生の財産になるものだと思っております。そこで市が指導者の謝礼やバス経費を補助する取組も行い、アルペンスキーの授業内容、そして回数が充実するように努めているところでございます。また、共通リフト券の件につきましても、子供たちがより広くスキー体験ができるように、市としてしっかりと応援しているところでございますので、そのような機会が子供たちに広がることを期待しているところであります。

以上です。

○議 長 19 番・桑原圭美君。

○桑原圭美君 コロナ禍後の子どもたちの生活環境の変化と課題について

そのような考え方であれば、安心しました。やはり自然が豊かなところですので、なるべくそういう自然体験をする機会を増やしていただきたいと思います。

次の質問に移ります。次の質問なのですが、今の外で遊ばなくなった理由の一つにもなるかと思えます。今回の調査で小学校五、六年生のスマホの個人所有が 65%。これはすごく多いのかなと思えました。利用の仕方によっては有効なツールにはなるかと思うのですが、小学校の五、六年生、65%が自分でスマホを持っています。61%の児童が 1 日平均 2 時間以上、テレビ、DVD、オンライン動画等を視聴しています。2 時間以上ゲームをするという児童は 48%、2 時間以上のインターネット利用は 45%と、コロナ禍以前から大幅にネット依存が進んでおります。漫画や雑誌もオンラインで読むという小学生も増加しています。ネットとゲームの利用に関し長時間に及ぶ、3 時間以上に及ぶという児童も何と 26%を超えて、特に女子にその傾向が見られるというふうになっています。インターネット、ゲーム等の長時間利用についてどのようにお考えでしょうか。

○議 長 教育長。

○教育長 コロナ禍後の子どもたちの生活環境の変化と課題について

インターネット、ゲーム等の長時間利用、議員ご指摘のとおり非常に長時間にわたって使用されています。特に南魚沼地域の小中学生の長時間利用は、全国と比べても大変長時間であるということが実際のところでございます。先頃の調査では、市内の結果でございましたけれども、ほかの調査などで出てきているものは全国と比べても多い。そして県内のほかの地域と比べても多いという、大変長時間利用が心配されるところであります。

しかしながら、この長時間利用は子供たちだけの問題ではなくて、親も含めて大人も長時間利用しているという実態があるのではないかと危惧するところでもございます。ですので、子供たちの利用を制限するというのは、なかなか難しい面があるのです。長時間——子供たちがゲームをしている時間、動画をしている時間を積算していきますと、本当にかんりの生活時間が使われているというふうに調査の結果、分かっているのですが、これを改善するよりよい方向に調整していくためには、子供たちだけの指導ではなくて、大人も含めてこの実態についてしっかりと状況を理解して、改善をどのように進めていくかということをお考えしていきたいところでありますので、ぜひこれからもこの議論は続けていく必要があると考えております。

以上であります。

○議 長 19 番・桑原圭美君。

○桑原圭美君 コロナ禍後の子どもたちの生活環境の変化と課題について

おっしゃるとおり、私も家で子供と過ごしている時間もネットを見ているような状況でございまして、こういう家庭が多いのかと思えます。次の次の質問にも関わりますが、学習時間の確保等にもやはりネット依存がどうしても影響してきてしまいますので、これは家庭と

一緒になって、家庭で考えるべき問題かなとも感じております。

次、3番目の質問に入ります。2022年度の文部科学省の調査なのですが、小中学校の不登校が29万9,048人、これは10年連続増加で過去最多。中高校生のいじめが68万1,948件で、これも過去最多となります。心身の不調を訴える児童が増加しているというアンケート調査が出ましたが、家庭環境の変化が各家庭で見られたのではないかと思います。いい面も、コロナ禍で家庭の時間が増えたという世帯もありましたが、減ったという家庭もかなりアンケートで答えられております。

今回のアンケートで私が一番気になったのは、小学生の5年生の20%が1人で夕ご飯を食べているという回答をしたというところもすごく気になったのです。家庭の状況の変化というのがコロナ禍の期間中であって、これが子供のストレスとなり、心身の不調等につながっていると、こういう状況が見られているのでしょうか。

○議 長 教育長。

○教 育 長 コロナ禍後の子どもたちの生活環境の変化と課題について

コロナ禍において家庭での状況の変化があったかについて、調査を広くしているわけではございませんが、議員が幾つか例示されました不登校の問題やいじめなどの問題、そのほか様々な子供たちの行動や変化に表れてくるものを教員は非常に丁寧に見取っています。その子供の変化がどこに要因があるのかと。家庭なのか、それとも友達関係なのかということにつきましては一つ一つ丁寧に見取り、その対策を検討し対応しているわけです。そういうことを考えますとコロナ禍だけではなくて、コロナ禍を過ぎた現在においても家庭環境には様々な変化があったと考えております。ですので、その変化を見逃さないようにして子供に対応する、そのやり方をしっかりと検討して、検討を続けているというところであります。家庭環境の変化というのは大事な要因でありますので、これからも見落とすことのないように、しっかりと把握してまいりたいと思います。

○議 長 19番・桑原圭美君。

○桑原圭美君 コロナ禍後の子どもたちの生活環境の変化と課題について

そういう子供たちの状況の変化というのは、先生方がよく観察して対応していると思っております。さらにまた複雑化する児童たちの環境に対して、対応していただければと思います。

4番目の質問に入ります。塾を含めてですが、学校外での学習時間が一部の生徒ではありますが、増加した事例があります。ただ、総体的に見ると、このアンケート調査によると非常に学習時間が減りました。理由はネット依存の時間が増えているからです。最近、11月でしょうか、全国学力・学習状況調査の結果が全市に公表されまして、この結果、非常に面白く見させていただきました。小学校は県、全国に何とか追いつくような数字になっておりますが、中学校の成績と学習時間がかなり県、全国的にも乖離、離されてきています。それは先ほども言ったように、理由はネットをやっている時間が多くて、学習時間よりネットが倍くらいの時間になっています。こういった点、ネットの利用が直接的に学習面に及ぼす影響

を教育現場として感じておられますでしょうか。

○議 長 教育長。

○教 育 長 コロナ禍後の子どもたちの生活環境の変化と課題について

具体的に調査結果に基づいてのご質問でありましたので、そこをもう少し補足いたしますと、南魚沼市のメディア視聴の時間につきましては、大変な時間であります。全国と比べても長時間のメディア利用、メディア使用が非常に多いというところがございます。一方、学力につきましては、全国や県と比べて低い状況であります。これに原因、結果という話でお答えすることはちょっと難しいところではありますが、メディア視聴と学力の関係につきましては相関があると考えているところであります。

メディア視聴が、どのようにして学習に影響を及ぼすかということの説明する一つの言葉としましてメディアリテラシーという――メディアをどのように利用して、自分でメディア視聴の時間をコントロールするかなど、メディアリテラシーという言葉で表現されることがありますけれども、早い段階からメディアに接触してしまいますと、メディアリテラシーの力がなかなかつかないままにメディアに接触してしまう。

議員ご承知のように、一度メディアの楽しさを知ると、これはなかなかその楽しさを自分でコントロールすることができなくなる。メディア視聴の時間を自分でコントロールできなくなってしまいます。そういうところを早い段階から家庭の中で、また学校もしっかりと協力いたしますが、メディアの使い方、ルールなどをつくりながら、コントロールしていくことが必要なと考えているところであります。すみません、答えが少し横道にそれましたけれども、学習とメディア利用時間は相関関係が強いものがあると考えております。

以上です。

○議 長 19 番・桑原圭美君。

○桑原圭美君 コロナ禍後の子どもたちの生活環境の変化と課題について

このメディアの扱いと学習、学力というのはやはり相関関係はどうしても見られるということが分かりました。ただ、悪いことばかりでもなくて、今回、南魚沼市の小学校6年生と中学3年生の傾向ということで、今住んでいる地域の行事に参加しているかという問いには、圧倒的に全国と比べても我が市の子供たちは参加していると答えています。いじめはどんな理由があってもいけないことだと思うかという回答も、どこの地域よりもうちが高い。将来の夢や目標を持っていますか、友達関係に満足しているかという問いにも、肯定的な子供たちが非常に多くて、いい子供たちに育てているというのが分かります。

このコロナ禍でネット依存が進んだことは確かなのですが、この環境を悪いほうではなく、いいほうに生かす、それが学校と家庭、地域一体となって子供たちを育てるようなものに、いいふう利用するようなことを期待するわけですが、最後そこら辺を教育長からまとめていただければと思います。

○議 長 教育長。

○教 育 長 コロナ禍後の子どもたちの生活環境の変化と課題について

全国学力・学習状況調査の中で、ここは大変素晴らしいという点も加えてお取り上げいただきまして、ありがとうございます。

その中の一つとして、小学生、中学生ともに地域の行事に参加している子供たちの割合は全国、そして県の平均と比べても極めて高いのです。これは毎年そうなのです。この地域の子供たちは、地域の中に出る機会を地域の皆さんがつくっていただいて、そこに出かけていく。その中で地域で活動する、地域の人とともに交流し、一緒に楽しむというその経験はかけがえのないものだと思うのです。

ですので、これからも地域の皆さんが子供たちにより体験の場、そしてよい——これまであった伝統行事も含めて大事に続けていただきたいと思います。それが子供たちの成長にとって何よりの宝となりまして、この地域に生まれてよかったと、この地域で暮らしてよかったという、そういう経験が心に刻まれるのではないかと考えておりますので、地域とのつながりをこれからも大事にしていまいりたいと学校としても考えております。どうぞよろしくお願いいたします。

以上です。

〔「終わります」と叫ぶ者あり〕

○議 長 以上で、桑原圭美君の一般質問を終わります。

○議 長 川辺きのい君より資料配付の願いが出ております。これを許し、配付のとおりいたします。

○議 長 質問順位4番、議席番号2番・川辺きのい君。

○川辺きのい君 地域住民の「生きる」を支え続けるについて

議長より発言を許されましたので、ゆきぐに大和病院の診療所化に関わって、医療のまちづくりに関する骨太の全体計画で定められた地域住民の「生きる」を支え続けることができるのかについて、一般質問いたします。

第3回医療のまちづくり市民会議において、ゆきぐに大和病院を令和7年度に診療所化する計画が示されました。そこで示された資料によれば、市民会議の4日前に開かれた経営管理本部会議で方針を確認し、8月18日の第3回医療のまちづくり市民会議に報告した。その後、9月1日の医療対策実施本部会議で方針確認、令和6年2月までの間に関係機関等に関する各種条件などの調査を行いながら、並行して病院内、庁舎内の検討を12月に行う。住民説明会は来年2月、同じく2月に地域医療構想調整会議、そして令和6年3月に診療所化に伴う設置条例等の改正を行う。これが約4か月前の今年8月18日に示した今後の予定でした。

それがなぜか、さきの11月27日の議会全員協議会では、それとは全く違ったスケジュールが示されました。なぜそうなったのかは、ここでただすことはいたしません。共通しているのは、こうした方針が出された背景に、従来からの医師不足に加えて、令和6年4月からの医師の働き方改革が施行されるためだと説明しています。

そこで、小項目1点目。現病院事業管理者の外山氏を招聘した目的は、医師確保のためだ

ったのか、ほかに目的があったのかをお聞きいたします。

小項目の2点目。27日の全員協議会で報告された資料でも、「100名を超える回復期・慢性期の対応を必要とする市民が群馬県に流出している」、ゆきぐに大和病院は「本来45床全てが必要な病床であるが」とあります。今100人を超えての流出は、45床がなくなれば300人規模に拡大することが予想されます。または医療が必要な人が在宅を強いられることとなります。機能転換により十分カバーできるという説明がありましたが、その根拠はどこにあるのかをお聞きいたします。

次に小項目の3点目。ゆきぐに大和病院が診療所になることは、市内の病床が減り、医療の縮小になります。医療への投資は、公共事業に同額を投資した場合の生産誘発額の2.8倍になるとの試算がありますが、医療の縮小は経済縮小ともいえます。また、先日の社会厚生委員会でも関常幸議員は、「大和のような人口の少ない町で、200床からの病院を持つのは財政的にも大変だったと思うが、病院がまちづくりそのものだった」と発言していました。まさに病院が大和町を支えてきた。そして合併後も市内全域のみならず、魚沼市や十日町市の方々にも医療を提供し、経済面でも貢献してきたといえます。

このことは医療提供という役割だけでなく、ゆきぐに大和病院が南魚沼市の経済を支える大きな力になっていることを意味すると考えますが、市長は、ゆきぐに大和病院が果たしてきた地域経済への波及効果と診療所化した場合の影響をどう評価しているのかをお尋ねします。

小項目4点目です。南魚沼市の医療のまちづくりに関する基本的方針には、今後の実施体制として、指定管理者制度の導入等の経営形態の見直しとあります。これはゆきぐに大和病院の診療所化、病床削減とともに南魚沼市の重大な公的責任の後退と言わざるを得ません。指定管理者制度を導入すべきではない。そうと思いますが、答弁を求めます。

壇上からは以上といたします。

○議 長 川辺きのい君の質問に対する市長の答弁を求めます。

市長。

○市 長 地域住民の「生きる」を支え続けるについて

それでは、川辺議員のご質問に答えてまいります。地域住民の「生きる」を支え続けるについての中から、4点ありますので、まず1点目からお答えしてまいります。病院事業管理者の外山氏を招聘した理由、目的が医師確保のためだったのか、ほかに目的があったのか、にお答えします。

外山病院事業管理者につきましては、平成30年度から南魚沼市民病院アドバイザーとして、病院経営に関する様々な助言をいただいております。私と直接本当にちゃんと知り合う前から、前の病院事業管理者の時代からそうだったのであります。これはもう何度も議場でも説明してまいりました。

令和2年10月、これは外山さんの言葉ですが、「一医師として素志である地域医療に貢献する」と自ら進んで当時、全国的にも大きな団体であります地域医療振興協会の要職であり

ました常務理事のお立場にあったわけですが、これを辞されて東京から南魚沼へ移住され、加えまして自ら内科医師として南魚沼市民病院に赴任されました。私は大変驚いたのであります。赴任と同時に自治医科大学——これは外山さんの母校であります、赴任と同時に自治医科大学附属さいたま医療センター——埼玉県大宮にあります大変大きなセンターであります——に南魚沼地域医療学講座の開設に大変な尽力をされ、寄附講座医師の派遣に大きく関わっていただきました。

議場でもう何度もお話をしてまいりましたが、この寄附講座については、自治医科大学が栃木県の本学がある、その所在している自治体以外でと聞いていますが、その県を越えてやった初めてのケースとして寄附講座が地方に出たということでもあります。大変なことでありました。

外山病院事業管理者は、地元魚沼圏域においては、過去お若い時分に県立小出病院や県立松代病院の内科医師としての経験をはじめ、国立がんセンターの運営——これは要職としてこの運営に携わり、僻地診療所の所長——これは東京の多摩地域だと思います。そういうところの僻地医療のところまで所長として活躍されるなど、幅広い現場経験を有するとともに、国内の中国地方にある県の部長、そして国の厚生労働省局長、こういったことを歴任されるなど、豊富な——我々が豊富という言葉を使いますが、それをはるかに想像を超える様々なご経験、行政経験を有しておられる方であります。

私としては、このような豊富な経験を持つ当時の外山医師から、当時私が市政2期目の重要課題と捉えていた南魚沼市の持続的な医療体制の構築に協力してもらいたい、そういうふうに考え、令和2年12月に、当然こちらにもういらしておいででありましたが、その後2期目の私の担当の時点から副市長職としての選任をお願いしたところでもあります。

その後、医療政策に係る大枠の方針形成がようやくできてきたということから、ご本人から、これはご本人の弁ですが、「初心に戻って、地域医療を推進するため、現代の複雑で具体的な改革が必要な医療現場に戻りたい」というお申出がありまして、時同じようにしまして、前病院事業管理者——これは宮永先生であります——この任期終了というのがちょうど一緒の時期になりました。これにあわせまして、病院事業管理者の任を宮永病院管理者に継いで、それを引き受けていただくようお願いしたところでもあります。

現在、外山管理者からは医師の招聘のみならず、これは大変な努力をいただいております。誰がこれまでなし得たか。何度もここで申し上げてきていますが、病院外来などでのワクチンの接種、時を同じくしてC o v i d - 19、世界的なパンデミックが起きたわけです。もしもこのときに、私としては、ここでもう何度か言っていますが、外山医師がもし私の隣にいないければ、私は枕を高くして寝られなかったという——ごめんなさい。高くして寝られるはずがありませんが、そういう思いにずっと駆られてきました。これは市民を私は救った一人であると、本当にそこまで思っているところでもあります。本当に困難な実は対応だったので。このときに、時を同じくしてくださったということがどれほどの励みになったか分かりません。



それら健診の診察も含めて、全ての外来診療、入院診療の最終責任者として、また持続可能な病院事業経営の最高責任者としての重要な役割と責務を担っていただいているところです。令和4年度には医業収益を前年に比べて3億円向上させているなど、これはもちろん病院のスタッフ一同、また職員一同が本気になって取り組んだ結果であり、その先頭の総指揮をされ、やってきたあかしで、3億円向上させてきた。これも過去なかったことです。着任1年目から経営手腕を発揮されているところであります。

外山管理者につきましては、単に医師確保のために病院事業管理者になっていただいているわけではなく、最初は、私は医師確保のためにずっと外山さんに知り合う前から歩いていたところもありましたので、そこを期待したところはありませんでしたが、加えてそれ以上に過酷な課題に、私の想像を超えた活躍を、そしてその歩みを一つにしてもらったという感想であります。これが本当のところですよ。持続的な病院事業の経営についてお願いしているものです。

こういう機会でありますので、外山さんなくして今の南魚沼の地域医療は、今の状態にはなっていないと私は断言していいと思います。私ができませんでした……当たり前ですけども。そういうことなのであります。なので、どういう意図でこの1番目の質問をされているか分かりませんが、今私が言ったことのとおりでありますので、これをよろしくお酌み取りいただきたいと思っております。

2点目であります。令和5年11月27日——長いのでちょっとはしよりますが、2番目のご質問、100名を超える回復期、慢性期の対応を必要とする市民が群馬県に流出している。これと絡みまして、ゆきぐに大和病院で病床が減ると大変なことになるというお話だと思います。群馬県へ100人以上の市民が流出しているということは、これまで実態数字はつかんでいなかったのです。これを初めて、令和3年11月に開催されました市議会の全員協議会において、今ほど1番目の質問に出ました外山病院事業管理者が、令和2年度の国保のレセプトデータに基づいて説明したものです。これもこれまではそういうデータは示したことはありませんでした。これは掛け合って、そういうデータを引き出して、ここで皆さんに話をした。これに基づいたお話を現在今、議員がこちらにしているという内容なのです。

流出している市民は、大和地域だけではなくて南魚沼市全体の数字です。この中にはリハビリテーション病院への転院も相当数含まれていることを一つお分かりもいただきたい。一辺倒ではないということをぜひご理解いただきたいと思います。今そういう病院から南魚沼市に患者さんを輸送というのですか……送迎、そういうことまでしているのです。非常に我々にとっては近い存在にも思えるような、そういう営業もされているということです。

この後、今の私の話のほかに必要があると思っておりますので、病院事業管理者のほうからも、2番目の質問についてはきちんとした数字等々に基づいて発言いただきますので、よろしくお願ひしたいと思っております。この後お願ひします。

3番目の、ゆきぐに大和病院が果たしてきた地域経済の波及効果、診療所化した場合の影響をどう評価しているか。南魚沼市立の市立病院は、市民の健康の維持、増進に必要な医療

を提供するために設置されたものでありまして、地域経済への波及効果を目的とした施設では私はないと思います。そのため経済波及効果について、私、市長の立場として特に評価はしておりません。加えまして、そのお話の中で少し欠けている部分が、私は少し議員に対して思うのは、基幹病院ができた後の、とかそういうことはお話にならないのですか、という思いが少ししておりますので、ぜひ再質問があれば、そういう観点からもお話をいただければと思っております。なお、このことにつきましても——失礼しました。3番は以上であります。

4番目、令和3年5月19日付の医療のまちづくりに関する基本的方針には今後の実施体制とあるが、この方針に変更はないのか。お答えしますと、令和3年5月に定めた医療のまちづくり基本的方針を整理したものが、その次の年になりました令和4年6月、昨年度の6月に策定した医療のまちづくりに関する骨太の全体計画であります。骨太の全体計画では、令和3年度の医療のまちづくり基本的方針を医療資源の集約、そして常勤医師の確保——何よりも常勤医師の確保がなければならぬ。そして経営の健全化、この3つの分野に整理して、それぞれの目標達成に向けて取り組もう、そして取り組んできているということです。

議員もご存じのとおり、例えば城内診療所については、令和5年4月から市民病院の附属診療所として運営、新たな健診施設については現在実施設計を行っている段階です。また指定管理制度の運営形態の見直しについて検討や研究を行っています。先ほど議員は、そういった指定管理制度への運営形態のことにつきまして後退と。これは本当に——ごめんなさい。怒らないで聞いてもらいたいのですが、非常に簡単な物の見方というか、よくある、以前はあった、そして全国でもいろいろな事案になって大騒ぎになっている事例というのは全国いっぱいあったではないですか。その時点と今はまるで違いますよ。

今、全国は多くの公立病院を持っているところ——全部とは言いません。言いませんが、非常にこの指定管理のところに向かって、例えばそういう団体に日参しているというのが本場の姿です。でもうちは、私は今の時点で考えているのは、引受け手がいるでしょうかという問題がまず先に立ちます。そしてこのことが後退と言われますが、何度もこの席で説明もしてまして、ぜひ議員からも、多くの市民の皆さんに向かって私の言葉を真っ直ぐに伝えてもらいたいと思っておりますので——ごめんなさい。あまり言ってはいけませんね。

医師の確保については、これほど難儀をしてくているのです。多くは、その医師の回しができる、後ろに大きな団体やそういう医療のグループを持っているところがきちんとした医師確保に、我々ほどきゅうきゅうしなくて、そしてそれによって地域医療が回っているところ、事例もたくさんあるではないですか。そういう話はなぜされないのかということについては少し思います。ただ、私どもとしては、指定管理制度ありきで、意向ありきで物を言っているのではなくて、何とかこの地域でこの地域医療を持続可能なものにしてやっていこうとして、本当に立ち向かっているという姿を、ぜひご理解いただきたいと私は思います。

ゆきぐに大和病院の改築等々も……そしてそういう中で、市立病院全体で令和6年度末までに、例えば定年や契約期間が終了する常勤医師など相当数いる状況も踏まえたり、また先

ほどの働き方改革の問題、これらを踏まえてゆきぐに大和病院を診療所化せざるを得ないという判断をして、これは苦汁の選択だったとも私は表現しています。市議会9月定例会において、令和6年11月から、本当は4月からだったのかもしれませんが、少なくとも現場の声も反映させる中で11月から診療所化する方針を表明したものです。待ったなしです、という思いなのです。ここに考え方の相違があるかもしれませんが、やがて分かることだと思います。このところを避けて通るわけにはいきません。

以上であります。

○議 長 病院事業管理者。

○病院事業管理者 地域住民の「生きる」を支え続けるについて

川辺きのい議員の今の2番目の質問に主に答えたいと思っておりますけれども、群馬県に100人以上流出しているというのは、私は当時事実だと思います。それで11月27日に全員協議会で説明したのも、この地域は医療計画ということで、オーバーベッド地域と指定されているのです。今日、追加の資料を出されましたけれども。そうすると、1床でも新たに増床することは至難の技でありまして、国と協議が必要だったり、県と協議が必要だったので、私は地域医療構想調整会議、11月27日にこういうふうに南魚沼では医療需要があるから、4床を増床させてほしいということに関係者をお願いした資料を全員協議会で説明したわけです。

それで、ではどうして大和の45床の問題をカバーするかというご質問でありますけれども、これも全員協議会でご説明しております。今、ゆきぐに大和病院における今年11月の入院患者の状況を申し上げますと、平均入院患者数は11月で27.8人、病床稼働率は61.7%でした。平均在院日数は24.7日となっておりまして、入院というのは季節変動もありますし、いろいろな感染症の状況によっても変化はありますけれども、令和3年度、令和4年度とだんだん減ってきております。

一方、南魚沼市民病院における11月の平均患者数は118.8人でありまして、病床稼働率は84.9%でした。今のところ1病棟と2病棟、3病棟のうち、1病棟と2病棟は急性期と言っているのです。急性期の平均在院日数は11.5日、約12日でしょうか、となっております。市民病院は急性期と回復期の機能を持つケアミックス化を図っておりまして、急性期病棟から回復期病棟を経て在宅復帰を支援する、そういった体制を整備したことによりまして、幅広い疾患や病態に対応できることになりました。

加えて、急性期の患者さんを受け入れる第1病棟、第2病棟におきましては、診療報酬制度が今2年に一遍、改定になるというのは議員ご存じだと思いますけれども、来年度は4月ではなくて、令和6年6月からまた診療報酬制度がなるのですけれども、これをDPCといって、診断群分類別包括評価制度への参加を昨年の秋から準備しておりまして、要するに包括診断群制度に入るといった形なのです。

これはどういうことかと言うと、疾病や病態ごとに標準的な治療といいますか、標準的というのは平均的なという意味ではなくて、エビデンスというか、ちゃんと医学に支えられた

理由があつて治療する中身なのですけれども、そういった制度を、標準的で効率的な治療が図れるようになることから、病床の回転率がアップすることが期待されています。DPC制度の参加によりまして、急性期の病床の約1割程度、在院日数が短縮されると推定しております。これはしかし、今から確実にそういうふうにはできるとは限りませんが、我々としては病棟スタッフ、医師、看護師、様々なスタッフの協力によって、そういうふうには平均在院日数の短縮を考えております。それによって7床から8床、新たに病床が確保できると考えています。

先ほど申し上げましたように、今年11月の南魚沼市民病院の平均在院患者数が118.8人であることから、つまり平均21.2床の空き病床があることとなります。これを毎日満杯にするわけにはいきませんが、数で見ると21床あるということとなります。これに先ほどの7床分と新たに増床予定の4床を足しますと、21床足す7床足す4床で、約32床分の病床を確保することになりまして、先ほどの27.8人、これは季節によって変動しますから、30人くらいになるかもしれませんが、もう少し月によって変動するかもしれませんが、それについてはカバーできていると思っています。

ただ、聞いていらっしゃる方に私は誤解してもらいたくないのは、一般病床に、急性期の病床に入院したら、全てすぐ退院させるということではないのです。急性期の治療は的確に早く行うというけれども、例えば肺炎なんかもそうするけれども、それである程度回復したら、ケアミックスというところの地域包括ケア病床にも入っていただく。あるいはもともと病気で地域包括ケア病床であれば60日間まで入院できますし、それからさらに基礎疾患でやはりリハビリが必要だということで、運動器の疾患——股関節の疾患とか、それから運動器であれば90日ぐらい、脳卒中系であれば100日とか150日とか、納得いくまで入院していただく。

そしてその回転の中で、今まで単一で入院していて在宅に行くというのではなくて、ちゃんとその入院期間中にケアプランをつくったり、家屋調査をやったり、そしてこのケアプランをつくって、ADLとって日常生活動作、帰ったらちゃんと自分でご飯を食べられる、トイレに1人でも行ける。なるだけそういう形に整えることによって退院に持っていくという形で、今の数量的なものだけではなくて質の変化を変えたいという形で、大和の人たちだけではなくて、病院群全体の中でそういうふうにして、今までよりもいい治療をやりたいと、こういう趣旨なのです。

ただ、在宅で受ける場も必要だということで、もう既に来年の4月から訪問看護ステーションを設置するということなのですけれども、最初は昼間のうちだけですが、11月には24時間体制の訪問看護ステーションを設置したいと思っています。これはまだその後のことは、例えば訪問看護ステーションの管理者についても、もう1月から南魚沼市の訪問看護ステーションで勉強してトレーニングしますけれども、徐々にそういうふうな力をつけることによって、今の数量的なものだけではなくて、質的な面でも在宅を支援したいと思っています。

あとこれは、後で佐藤議員のご質問とも関係するかもしれませんが、在宅ケアを推

進する際に、今のきちきちの数字だけではなくて、例えば萌気園二日町診療所の隣に訪問看護ステーションを中心とした看護小規模多機能とありますけれども、それから石打のほうに、県の補助を受けてこれから造られますけれども、そういったところではレスパイトであるとか、あるいはがんのみとりであるとか、そういった訪問看護を通じながらお泊まりの機能もありますので、そういったことも将来的には視野に入れながら、本当に地域包括ケアを実現する中で、今言った問題については対応していきたいと思っているのです。

論理として、45床がどうして、がばっと市民病院のほうにできるのだと、そういう論法ではないと思っております、よろしくお願ひしたいと思っております。

それから……そう思っております、よろしくお願ひします。

○議 長 2番・川辺きのい君。

○川辺きのい君 地域住民の「生きる」を支え続けるについて

小項目1番ですが、いろいろ本当に、私も思うように、予想もしなかったコロナ禍を経験して、本当にワクチン接種など期待以上の成果を上げていただいたと、それは私もそのとおりだと思います。ですが、そういう評価をいただきましたけれども、最初の目的は医師確保だったということです。

偏在の問題も働き方改革の問題も厚生労働省にいらっしゃったときから、むしろ厚生労働省にいたからこそ十分分かっていたはずですよ。それなのに、医師確保の困難性を偏在のせいだと言って、働き方改革に対応できないからと、本来45床全てが必要な病床だと、そういうふう言いながら、本人も言いながら、なくす準備をしています。全て言い訳ではないでしょうか。

ゆきぐに大和病院の診療所化、指定管理制度の導入など、自公政権と厚生労働省が推し進めてきた医療費削減政策そのものです。招聘の目的は、国の地域医療構想に沿った病床削減だったのかと思うような展開です。そのことを指摘して次の小項目2番目に移りたいと思います。

[何事か叫ぶ者あり]

○議 長 続行してください……2番ですよ。

○川辺きのい君 2番の質問に移ります……(何事か叫ぶ者あり)大和……(何事か叫ぶ者あり)2番に移ります。時間がありません。大和病院の稼働率は減っているということでしたが……今までの機能転換によって十分カバーできるのかという、そのことでできるという説明があったが、その根拠はどこにあるのかということだったのですが、今の説明はこれまでの説明とほとんど何一つ変わっていないといえます……(「算数で示したではないですか」と叫ぶ者あり)算数は示し……数を示しましたが、同じこと、これまでの……(何事か叫ぶ者あり)(「議長、整理して」と叫ぶ者あり)これまでの説明と何ら変わっていないというものです。退院を早めてベッドの回転率を上げれば収容できる患者の人数は増えます。しかし、退院を早めるということは、治らないうちに自宅に帰されるということ。回復期があるから大丈夫という説明はありましたが、訪問看護体制だけでなく、通院も自宅に帰れば必要にな

ります。

外山病院事業管理者は、今年6月に発表した挨拶の中で、当市は東京23区に匹敵する面積を有する中で多くの交通弱者の存在と述べています。新潟県も県の地域医療構想の中で、魚沼構想区域は生活圏の面積が広いことから、各生活圏の医療完結性を向上させることが必要ですと、病院が遠くなることへの懸念を述べています。一人一人の患者の病状や生活環境へのきめ細かな配慮が今以上に必要になるのではないかと思います、見解をお願いします。

○市 長 議長、質問していいですか。

○議 長 市長。

○市 長 ずっと聞いていたのですけれども、ずっと延々話があつて、最後のところ、もう一度私が見すみません、理解力がないのかもしれませんが、もう一度何が聞きたいのか、ちょっと聞いていいですか。

一般質問ですから、演説聞いているわけではないので、やはり質疑をちゃんとやってもらいたいと思うのです。それは置いておきますが、今最後のやつ、最後のところちょっと聞き取れないというか、何が一番聞きたいのか、ちょっと分からない。それは今質問なので、時間を加えていないと思うので、教えてください。

○議 長 2番・川辺きのい君。

○川辺きのい君 最後、一人一人の患者の病状や生活環境への、これが分からないということですか。

○議 長 市長。

○市 長 質問の内容、一番の核は何ですか。

○議 長 2番・川辺きのい君。

○川辺きのい君 つまり一人一人の——この広い地域で病院が遠くなることへの懸念があります。それで一人一人の患者の病状、それと生活圏へのきめ細かな配慮、これが今以上に入院ベッドがなくなることによる影響で今以上に必要になるのではないですか。その見解をお聞かせいただきたいということだったのですが。

○議 長 市長。

○市 長 地域住民の「生きる」を支え続けるについて

もう一度聞きましたけれども、少しあまり的がよく分からない話だなと私は思いますが、そういうことを含めて地域医療全体でいろいろやっっていこうというふうにやっております。

この点については、先ほどの流れがありますので、あまり長くならないように、病院事業管理者から答えてもらうようにします。

○議 長 病院事業管理者。

○病院事業管理者 地域住民の「生きる」を支え続けるについて

まず今回の話は、議員はそういうふうにおっしゃいますけれども、4月以降、例えば労働基準監督署から使用者である私が指弾された場合、病院でも診療所でもなくなるのですよ、途端に。そういうふうの後手後手に回らないように、今ある制度の中で最善を尽くそうとい

うのがまず根本なのです。医者連れてこないと言っていますけれども、私は大和病院でもいっぱい連れてきましたよ。非常勤の医者を昨年9月の段階で当直の医者が5人しかいなかったのを13人まで、8人増やしたのです。

でも一生懸命やっても、いろいろ細かいことは申し上げませんが、今の制度の中で安定して当直医を2つの病院で24時間365日できないのです。それはもっとやれと言ったら、私の力がないのかもしれませんが、医者連れて来なかったわけではないです。市民病院のほうはこの約3年間で8人、常勤を増やしたのです。ですから、今も大和病院のほうにも支援が行けているのです。

それでこの広大な地域の中で、だからこそ入院機能の集約が必要ですが、外来の患者さんを市民病院に毎日来てくださいますよということとは言えません。ですから、外来はちゃんと残して、ちゃんとというか、一生懸命医者を——私の同級生も含めて常勤で来てくれと言って、来てくれますけれども——増やして、そして今よりも、今よりもといったらちょっと語弊になりますけれども、きちんとその地域の中で一次医療というか、それはご不便のないようにしたい。それから訪問看護ステーションもつくりたいということで、入院だけです。入院するときだけ大変かもしれませんが、きちんとした治療を行いますので、市民病院に来てくださいますよと言っているだけであって、毎週市民病院に来てくれなんて言っているわけではないのです。

以上です。

○議 長 川辺議員、質問のほうに結びつけるように、できるだけ簡潔な質問で再質問をお願いいたします。

2番・川辺きのい君。

○川辺きのい君 地域住民の「生きる」を支え続けるについて

時間がありませんので、再質問します。配付しました資料は新潟県独自の検討に基づく2025年における医療需要と病床数の推計です。魚沼医療圏では高度急性期の1日当たりの医療需要、これは患者数を74人と推計し、必要ベッド数は99床となっています。急性期、回復期、慢性期を合わせると、1日当たりの医療需要の合計は1,141人で、必要病床数は1,328床です。現在、魚沼医療圏において一般病床と療養病床数は病院で1,244床、診療所で41床の合計1,285床です。県が推計する2025年の必要病床数1,328床と比べても43床も少なくなっています。

地域医療構想がスタートした2014年7月1日時点の1,544床からは259床、16.8%も減っています。南魚沼市からは年間100名を超え、他の魚沼圏域からも多くの医療を必要とする方が県外に流出せざるを得ないでいるのはこのためです。この上45床、市民病院で4床増やすとしても、40床がなくなります。機能転換でカバーできるということですが、そうであるなら、なぜ今まで県外に行かなくて済むように機能転換できなかったのでしょうか。

○議 長 市長。

○市 長 地域住民の「生きる」を支え続けるについて

この数字の相違というかは、前からよくここでも議論になってきたところです。全般につきまして今の質問を聞いていて、私が少し答えかねるところがありますので、これは専門の病院事業のほうから、管理者になるかと思いますが、答えてもらいたいと思いますが、よろしいでしょうか。

○議 長 病院事業管理者。

○病院事業管理者 地域住民の「生きる」を支え続けるについて

議員が示されているこの資料は、新潟県の地域医療構想で、それは新潟県の地域医療計画と一体となって一部を構成するものなのです。その基本となる新潟県の地域医療計画というのは、令和5年度で第7次を終了して、令和6年4月から第8次をつくるという形になっています。ここに書いてある国の推計で1,328床必要だということですが、今、議員がいろいろおっしゃいましたが、実際の魚沼圏域の医療圏のこの前の地域医療構想調整会議における既存病床数は1,360床——それは旧棟も含めていますが——あるのです。大体一緒ですが。

それで、問題なのはここではなくて、基準病床数といって、これ以上つくってはいけないというのがあって、それが1,109床ということで蓋をしてあったので、この地域ではそれが課題だということで、それは課題はもっともなのです。ですから、それを地域医療構想調整会議の中で、まずある程度必要であれば、今であれば急性期を全部削らなければ慢性期を増やせないという、そういう法律上の制約があるから、そこのところを変えるべきだということで、この何年間か地域医療構想調整会議で言ってきて、そして来年の医療計画の中で……（「数字はいいです」と叫ぶ者あり）いや、来年の医療計画の中でそれを見直そうという動きが今出てきているのです……（「機能転換の話です」と叫ぶ者あり）これは知事が告知している数字なのです、知事が。そこのところを市町村長の判断でなんかできないのです。

ただ、我々は、そこにもう少しある程度、病床を削らなくても自由にある程度つくれるような、そういった基準病床数というか、蓋を少し上げてくれということをやっと陳情してきているわけです。

以上です。

○議 長 2番・川辺きのい君。

○川辺きのい君 地域住民の「生きる」を支え続けるについて

私が聞いたのは、数字はこういって100人を超える、魚沼圏域からもそれ以上にずっと大勢が県外に行く。その原因はこうなのだとということで挙げた数字であって、私が聞いたのは、機能転換でカバーできるということなのに、そう言っているのに、それだったら何でも今まで県外に行かなくて済むように機能転換しなかったのですかということ聞いたのですが、時間がないので、次に移ります。

県外に行かないまでも、訪問診療や訪問看護を受けながら在宅で過ごしている方は今も大勢います。訪問看護師が足りていません。24時間体制が取られていません。需要に応えられていないのが今現在の状況です。訪問看護ステーションで訪問看護体制の充実、拡充、24時



間体制、大いに歓迎しますが、それを本当にすぐにでも実施していただきたい。それくらいのもので、これまでできなかった、足りていない、それが診療所化すれば、なぜ可能になるのか。端的に、時間がないのでお願いします。

○議 長 市長。

○市 長 地域住民の「生きる」を支え続けるについて

それでは、簡潔に病院事業のほうから答えてもらいます。

○議 長 病院事業管理者。

○病院事業管理者 地域住民の「生きる」を支え続けるについて

それは、寺口議員も時々おっしゃいますけれども、今大和病院にいる病棟の看護師さんの一部を——その人を直接ではないです。病棟にいたスタッフもこの在宅のほうにシフトしていただくと。看護師さんだけではありません。リハビリスタッフもそうです。そういった形で入院機能を在宅機能に転嫁すると。そういう形で実現させます。

○議 長 2番・川辺きのい君。

○川辺きのい君 地域住民の「生きる」を支え続けるについて

時間がないので。これまでも市長も外山管理者も答弁してきて確認してきましたように、先ほどからも地域で回復期、慢性期の病床が不足していると、だからこそ県外に行かざるを得ない状況があるのだと言ってきました。この医療の実態を訪問看護で補うことができない、これは明らかではないでしょうか。そもそも医師の診療が必要なものを看護で代替することなど不可能です。

議会全員協議会では、施設整備できれば、ゆきぐに大和病院の45床全てを移行することができる。そのためには一旦病床をなくさなければならないとの説明がありました。ゆきぐに大和病院の45床全てを市民病院に移行することで維持できると言いました。ゆきぐに大和病院を診療所にすべきではないと考えていますが、百歩譲ってゆきぐに大和病院の45床は市民病院で全て確保するべきと考えます。市民が群馬県に行かないで済むように、必ず45床全てを市民病院に移行して増床する。トータルで病床を減らさないことを約束すべきだと思います。イエスかノーか、明確な答弁をお願いします。

〔何事か叫ぶ者あり〕

○議 長 川辺議員、最初の答弁でかなり丁寧に答弁されているというように私は理解しておりますが……（「45床の……」と叫ぶ者あり）

○議 長 では、答弁をお願いいたします。

市長。

○市 長 地域住民の「生きる」を支え続けるについて

イエスかノーかとか、ちょっと私の範囲を越えているな。そうできるなら、そうしたいというのはみんな思っていることだと思いますけれども。いかにしたらできるのか。しかし、今の制約の中でどうなっているのかということだと思いますが、病院事業のほうから答弁をお願いします。

○議 長 病院事業管理者。

○病院事業管理者 地域住民の「生きる」を支え続けるについて

医療法という法律がありまして、知事が病床規制を行っているわけです。そこに対して我がほうはこの地域、南魚沼市だけではありません。地域全体のことを考えて、その基準病床という隙間を——隙間というか、その規制を緩やかにしてくれと、こういうずっと陳情をしてくれているのです。それが、この4月以降できていけば、市民病院だけではなくてほかの病院も増床が可能になると思います。

ただ、今おっしゃった45床がイエスカノーかという論法は僕は間違っていると思っています。全員協議会でお示ししたように、この群馬に行っている人たちは大和の地域の人たちだけではないのです。地域全体のことです。したがって、全員協議会でお示ししたように、今後そういった状況も考えながら増床の必要性について、これはよくよく検討しなければいけません。人口減もありますし、それから湯沢も介護医療院もできますし、そういうこともいろいろ考えながらもその増床の可能性について今後検討していくというのが、イエスの答えです。

以上です。

○議 長 2番・川辺きのい君。

○川辺きのい君 地域住民の「生きる」を支え続けるについて

時間がなくなりましたので、イエスということで、ぜひともそこに向けて期待…（何事か叫ぶ者あり）方向性として頑張っていたきたいと思います。

3番目の再質問を用意していたのですが、時間がなくなりましたので、小項目4番の再質問に移らせていただきます。厚生労働省の医政局の元局長をしていた武田俊彦氏は、病院という雑誌の中で地域医療構想によって病床の削減を進めてきたことに反省を表明し、医療は地域インフラ、火事が減ったからといって消防署を減らせないと同じであり、常に一定の病床を確保し、余裕を持った人員体制を整えておくために公費投入を行うべきと提言しています。

また、日本の病院には3つの余裕のなさがあるとも指摘し、一つは構造面、二つは医療従事者数、三つは民間病院の経営面での余裕のなさを挙げています。公立病院として公費投入も含めた手当てが必要であることが述べられています。当事者の発言であるだけに説得力があり、耳を傾けるものであると思います。

しかし、厚生労働省、岸田政権は、コロナ禍前の医療政策そのままを突っ走ろうとしています。今、市長と外山管理者がやろうとしているゆきぐに大和病院の診療所化と病床削減、市立病院の指定管理などによる民営化は、医師の働き方改革を口実に国の政策に追随するだけであります。病院が集約化されれば、多くの市民は病院から遠くなり、医療から遠ざけられることとなります。地域住民の「生きる」を支えることに反するものと考えます。

そもそも医師不足の新潟県で、その中でも医療体制が脆弱な魚沼の圏域では、ぎりぎりの医療体制で医師が長時間働いて医療を支えている現状があります。これは市長も外山病院事

業管理者も繰り返し述べてきたことです。国による抜本的な政策転換が今求められているのではないのでしょうか。地域住民の「生きる」を支え続けるというのであれば、絶対的に不足する医師の増員抜きには働き方改革は成功しないことを国に強く指摘し、政策転換を求めるべきではないのでしょうか。これまでのように医師確保を国にお願いしてきた、ではなくて、こうしたことが必要だと考えますが、いかがでしょうか。

○議 長 市長。

○市 長 地域住民の「生きる」を支え続けるについて

最後はやはりまたいつもと同じだなと思って聞いているのです。そういうことは言っていますが、我々としては責任があって、本当にこの4月から、来年11月以降から、例えば今現在も、そういうふうに言いたいことは同じ気持ちもありますし、先ほど何とかという方が、公的なところは公的資金で全部やれという、それはそうならえば一番いいわけですから、私もそれに反対するつもりはありません。

しかし、現状がこうで、現実がこうで、たった今でも患者さんがいて、地域医療がこの目の前にあって、その私に、私どもに国に行って何かを言えと。それは言うかもしれませんが、やらなければいけないことが先にあるではないですか。責任を持ってこちらはやっているのですから。ただチラシをまいていけばいいというものではないのです。その中で大変失礼な書き文もまたあった。一々言いませんけれども。何度もそういうこと一つ一つ反省してくださいと言ってきたではないですか。また同じだ。今日のこの議論もそうではないですか。国にやることはやってくださいよ。私もやります。それとこの市政における今の現実のこの問題と、私はちょっと話が合致しないと思うけれども、どうですか。

○議 長 2番・川辺きのい君。

○川辺きのい君 地域住民の「生きる」を支え続けるについて

責任があるのであれば、本当に、ずっと言ってきたと。言ってきただけではなくて、本当に国に対して医師の増員、働き方改革、増員なしに働き方改革は成功しない。今のこの実態を国に強く、この方針は間違っているということを強く指摘してきましたでしょうか。政策転換を求めてきましたでしょうか。ずっと言っているとおっしゃいますが、そうではなかったと思います。国の方針を実施するために、ゆきぐに大和病院を診療所化しようとしているとしか考えられません。国に対してはお願い以上のことは言えない。そのような姿勢で市民の「生きる」を支え続けることが本当に果たしてできるのでしょうか。地域医療構想で病床削減を組み立ててきた元厚生労働省医政局長がコロナ禍を経験して反省と見直し、これを求めているのは、まさに南魚沼市が今やろうとしているゆきぐに大和病院の診療所化と病床削減です。このことについて地域医療構想で病床削減を進める旗振りをしてきた局長が反省と見直しを求めているのです……

○議 長 質問のほうに結んでいただきたいと思います。

○川辺きのい君 この問題を住民への丁寧な説明も合意もないまま強行していいのか。これが今問われていると思います。これは市議会にも同様に問われている問題です。その点を

再度確認させてください。

○市 長 議長、質問させてください。

○議 長 市長。

○市 長 何を確認するのですか。私の理解度が難しいな……。

○議 長 2番・川辺きのい君。

○川辺きのい君 すみません、分かりました。

○議 長 そのままどうぞ。

○市 長 では、言ってもらえば、それなりに答えます。

○議 長 2番・川辺きのい君。

○川辺きのい君 つまり私が今言ったのは、この問題を住民への丁寧な説明も合意もないまま強行しているのかが問われています。そのことについてどう認識されているか、確認をお願いしたところです。

○議 長 市長。

○市 長 地域住民の「生きる」を支え続けるについて

丁寧な説明というのがどのくらいの説明なのか。合意というのはどういう合意の仕方なのか。例えばそういう議論になったら答えられますか。議場において何をやってきているのですか、この医療の問題。今その中で究極、我々が思っていた以上に厳しかったのが働き方改革だと言っている。今度はそうしたら翻って、国にちゃんとやってきたかとか、どういう論法で議員は、私に向かってそういうことをしゃべっているのですか。

そして何度も言いますけれども、チラシ等々であたかも——読み手は私ですからね。あたかも私と外山さんが国の先棒を担いで今のこの医療問題をやり、何事をそちらに向かって我々が進めようとしていることが分かって、そういうことの論調を張っているのですか。私は少し立ち止まって考えてもらいたいと思う。少し違うでしょう。

そして、多くの市民に向かって丁寧な説明がないと多分言い続けているでしょう。合意を求める。それ以上のちゃんとした答えがあるのですか。議会においてやったり、ほかのいろいろな会でもやっているのです、住民説明会も。何かまだそこですか。そして今やらないと大変なことになるということを、本当にしてですね、一般の市民の皆さんに向かってしゃべっているのですか、本当に。そういうふうに私は思えない。

○議 長 川辺議員、残り答弁時間を含めた中で簡潔に質問をお願いします。

2番・川辺きのい君。

○川辺きのい君 地域住民の「生きる」を支え続けるについて

認識はよく、そういう認識であることがよく分かりました。ぜひとも、この問題は議会も問われている問題だということを述べて質問を終わらせていただきます。

○議 長 以上で、川辺きのい君の一般質問を終わります。

○議 長 ここで休憩といたします。再開を15時05分といたします。

[午後2時49分]

○議 長 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

[午後 3 時 05 分]

○議 長 新潟日報社より写真撮影の願いが出ていますので、これを許可します。

○議 長 佐藤剛君より資料配付の願いが出ております。これを許し、配付のとおりといたします。

○議 長 質問順位 5 番、議席番号 13 番・佐藤剛君。

○佐藤 剛君 それでは、今回は市民とともにまちをよくするためのルールづくりをしようという、自治基本条例制定の提案と、医師の働き方改革の中で今大きく変わろうとしている医療問題を 9 月に引き続き質問いたします。

質問の背景は 6 月議会からテーマにしています人口減少社会にどう向き合い、まちづくりをどう進めるかの第 3 弾です。それでは発言を許されましたので、通告に従いまして、質問をいたします。

### 1 自治基本条例を制定し、みんなで作る「まちづくり」を

1 点目であります。自治基本条例を制定し、みんなで作る「まちづくり」ということで、質問の趣旨は自治基本条例を制定して、市民、事業者、議会、市長、市の執行機関、職員ともに共通ルール、認識の中でまちづくりを進める考えはないか、ということでありますけれども、少し補足説明をさせていただきます。

時間経過からしますと、話の始まりは 20 年以上前になりますが、地方分権改革で国の中央集権型の仕組みから国と自治体が対等、協力の関係に改められ、自治体の自己決定、自己責任が強く意識され、自治体は地域の特性を生かした自主的、自律的な地域づくりを進めることが求められるようになりました。ただ、自分たちで決めるといっても、市がどのような仕組み、制度で運営されているか分からなければ、自分たちで決めることもできません。そういう中で住民自治の仕組みを明確にした基本ルールを自治体自らが定めようという取組が自治基本条例の制定の動きとされています。

平成 12 年——2000 年でありますけれども——に地方分権一括法が施行され、ほぼ同時期に——配付資料にも載せましたけれども、全国最初のニセコまちづくり基本条例が制定されたのもその流れであります。

また、県内では令和 5 年 4 月 1 日現在で、配付資料のように 12 市町村が自治基本条例を制定しながらまちづくりを進めています。当市の周りでは魚沼市、湯沢町、十日町市とぐるりこの自治体が制定しておりますけれども、そういう状況であります。

また、基本条例は基本条例でも、南魚沼市議会では議会基本条例の制定に向けて検討を進めています。この条例は議会運営の基本や二元代表制の中での議会の在り方、進め方等、ルールづくりを検討していますが、その根底は、議会の役割を果たすことで地域をよくしていこうというものだとは私は理解しています。

自治基本条例について詳細な解説はいたしません、ごく大ざっぱに申しますと、資料の右の上のほうに、ほかの自治体の公表資料を載せましたけれども、そこに書いてありますよ

うに、みんなでまちをよくするために市民、議会、市がまちづくり、ルールを決めるもの  
あります。したがって、自治基本条例と議会基本条例は同じ目的を持って制定されるもので  
あって、相反するものではありません。そして相互に補完し合ってこそ住民福祉を  
向上し、豊かな地域をつくり上げていけるものではないかと考えています。

そのために議会と市では立場が違いますが、共通認識で進めなければならないことも当然  
多くあります。自治基本条例と2本立てで市政を進める必要性を感じているところでありま  
す。今後の自治基本条例制定に向けての見解をお伺いいたします。

以上で、壇上にての質問は終わります。市民とともにどうこれからまちづくりを進めるか  
の大事な課題であります。質問2問ともほぼ、おおむね全文通告してありますので、前向き  
で積極的な、かつ簡潔な答弁をお願いいたします。再質問、2問目については質問席で行い  
ます。

○議 長 佐藤剛君の質問に対する市長の答弁を求めます。

市長。

○市 長 それでは、佐藤議員のご質問に答えてまいります。

### 1 自治基本条例を制定し、みんなでつくる「まちづくり」を

まず、1点目の自治基本条例を制定し、みんなでつくる「まちづくり」ということであ  
ります。現在全国の1,718自治体のうち、400程度がまちづくり条例など、言葉はいろいろ違  
いますが、何らかの名称で自治基本条例を制定し、その自治体の市民、議会、行政の基本的  
ルールなどを定めているということでもあります。

自治基本条例の目的は、市民、議会、行政の役割と責務、そして権利の明確化にあると言  
えるかと思えます。市民参画により、自治体の意思決定が行われ、よりよいまちづくりを行  
っていくことは重要なことであると思えますし、また基本的なことであると、それは認識し  
ているところです。

しかし、自治基本条例で定める内容が、これは本当に基本的なことであるからこそ、制定  
の必要性には、私は疑問を感じています。議会、行政の役割や責務、権利については、ほかの  
法令により定められていることから、ということは言うに及ばずですが、市民の皆さんのこ  
の役割や責務、権利についても各種法令や総合計画をはじめとする様々な各種の計画などで  
示されております。私としては、改めて自治基本条例を制定する意義は薄いと考えている。

私も議員だった時代が当然ありまして、先ほど約20年前くらいから地方分権改革の中でこ  
れは進められた。これは十分認識しています。なので、非常に興味もありまして、皆さん側  
の議会にいた頃、私も所属していた会派の皆さんと様々なところを回ったりする中では、こ  
の自治基本条例とか、議会のほうもそうだったですけれども、そういうことで先進的なところ  
とか、その頃たくさんいっぱい、あの頃はいっぱい多分できてきていました。そういう頃  
やっています。が、今はこれがほぼストップしています、全国的には。当時よりは少なくな  
ってきていると思えます。

やはりいろいろな議論があった。自治基本条例の制定については、慎重な意見も当然とし

であるのです。今配付の資料の中で、よりよいまちづくりのためにと、もちろんそれは掲げる方もいますが、誰もそこは異論を唱えることはないのですけれども、慎重な意見の中には、憲法第93条ですか、地方自治の間接民主制を保障している。自治基本条例に基づく市民参画は直接的な政治参画となる恐れといった言葉が過ぎると思いますが、基本的なことなので大丈夫だと思うのですけれども、しかしそういうところの在り方、ありようが、一方でそれをよいと言っている人と、しかしそこは慎重であるべきという人と、これは二分されている。だから全国でも1,718自治体のうちの400程度なのです。

ほかにもその盛んなりし頃、私も関心がありました。関心があっていろいろ見ていましたが、盛んなりし頃、逆にその中で憲法に定める地方自治の本旨——本旨というのは先ほど言ったとおり間接民主制のことであるかと。それだけではないと思いますが、それからそれてしまう可能性も含んでいるといったところの立場、双方あるわけであります。

法解釈の整理のほかにも、ほかの自治体では、自治基本条例制定の過程で、これはあって当たり前なのですけれども、思想や心情の異なる住民同士、これは当市でももちろんあります。全国的にはそれぞれあって、これが健全だと私は思いますが、そういう中で住民同士の衝突が起きて制定を中止したという事案、こういったことも見過ごせないところがあると思います。決してそれがあからこそということではありませんが、議会に提案したものの必要性の観点から、これらが否決されたという事案も見受けられてきた。非常に議論があるところ、正しいところではないかと私は思います。

なので、よりよい住民参画という、言葉はいいように思いますが、では今それが整っていないかという、きちんと法的にも、制度的にも整っているという中で、何のためにこの自治基本条例をつくるのかなというところが、私はですよ、私は議論する異議があまり濃くない、薄いと思っている一人であります。

他の法令との整合性を取りまして、後々混乱を招かないように体裁等を整えるということ、これは当然可能だとは思いますが、そうなるともはや条例自体が、そして条例制定のプロセス自体が、そして何のために選挙が行われて間接民主制を取っているのかという議論、こういったところが私は少しそういう観点から考えても、議員がおっしゃるような大変大切なことというところには、少し立つ立場には考えとして持っておりません。

以上です。

○議 長 13番・佐藤剛君。

○佐藤 剛君 1 自治基本条例を制定し、みんなでつくる「まちづくり」を

自治基本条例不要論というのは根強くありますし、それはだけれどもあることはあるのですけれども、もちろんそれはそういう見方もあるということで、少数意見ですよ。それを踏まえて私は提案しているわけでありまして、ちょっとまた再質問させていただきます。

あまり積極的でないようでありましたけれども、自治基本条例が制定されていないにしても、当市においても地方分権が言われる中で、自己決定、自己責任の行政運営がされていないわけでもありません。そしてまた国の地方分権の動きに合わせて行政運営も行っています

が、基本ルールを定めて積極的な分権社会の対応を進めてきたわけでもありません。ただ、またそれで行政運営として今まで行き詰まったということがあったわけでもないと思います。今、市長も言っていましたけれども、なぜ今、基本条例なのかということで、私は自分の考えを示しながら少しご意見を伺いたいと思います。

一つには、人口減少、少子高齢化、生産年齢人口の減、さらにそれらに伴って、市財政の縮小という大きな現実の問題があります。しかし、こういう中であっても活気があって市民が生き生きと暮らせる南魚沼市をつないでいかなければならない。そのためには行政や議会が多様な市民の声を聞きながら、市民が主体的に市政に参加して、財源も含めて限られた条件や環境の中でも市民の協力を得ながら、市民が納得するまちづくりを進めなければ、これからの効率的な行財政運営は難しいと私は思っているのです。そのためにルールづくりが今、さらに今というか、これから特に必要だと思いますけれども、この点の考えといたしますか、お気持ちを少しお聞かせいただきたい。

○議 長 市長。

○市 長 1 自治基本条例を制定し、みんなで作る「まちづくり」を

間違っ取ってもらっても困るのですけれども、先ほど言ったとおりなのです、私は。今の制度上、例えばほかにも何とか委員会とか、委員会の持ち方等にはいろいろ議論がある場合もあったりするかもしれませんが、極めて多くのところからいろいろな意見を聞いていこうという姿勢等々あると思います。

では、この自治基本条例をつくったからといって、どういうやり方が——ばら色のようになるかという、私は少し懐疑的です。何かそういうのというのは、屋上屋を重ねていくという言葉が——これはちょっとふさわしい言葉ではないかもしれませんが。しかし、私はそう思う。今の、現状の制度をもっとよりよくブラッシュアップしていくことのほうが大事ではないですか、という気持ちです。

例えば、議員の成り手がもっとあふれてきてとか、では議会ももっと広く市民が見つめたり、そして参画というか、議会のほうも例えば少し変えて、もっと市民のほうにいろいろな意見を求める。我々がやっているように、同じように。ざっくばらんで私がやっているように、もっと議会もやっていくとか、例えば。そういう努力のほうが先ではないですかという意味も含めて、私は絵に描いたようなことをやっても屋上屋を重ねるばかりではなからうかと思ってしまう。先ほど言った、意見はいっぱいあって、それを集約していったり、意思決定していくというプロセスのほうが、もっと今揺らいできているのではないかという思いがするので、この辺は意見の相違があるかもしれませんが、私はそういう思いです。

○議 長 13 番・佐藤剛君。

○佐藤 剛君 1 自治基本条例を制定し、みんなで作る「まちづくり」を

この話、多分根本的な政治姿勢といいますか、行政姿勢というか、その違いも多分あるのだと思います。だけれども、私はもうちょっと付け加えて話をさせていただきたいのですけれども、先ほど市長は制定にはちょっと疑問があると言いました。市長はほかの自治体の



条例も見て把握しておられると思いますので、そういう話が出たのだと思いますし、多分先ほどの言葉の中にも自治基本条例は当たり前のことが書いてあると。私は当たり前のことでいいと思うのです。当たり前のことが当たり前にできているかを判断、その判断も条例や条文があればこそ、議会も行政も市民もできるのだと思うのです。そういう環境をつくることが市民が行政に関心を持って、主体的にまちづくりを考える前提だと思うのです。

今ほど市長はもうちょっと一步進んだ手法的なことを言いましたけれども、ここの原点のところは私は必要だと思いますので、この制定のことを今お話に出しているわけです。

ニセコ町の話が先ほど出ましたけれども、ニセコ町のまちづくり条例も育てる条例ということで、当たり前のことからスタートしまして、時代や社会、状況に応じて見直しをして育てていくとしているのです。それこそ自治体が必要な基本条例だと思うのです。これからの時代、持続する南魚沼市のまちづくりのためにも、こういう条例が私は必要ではないか。こういう政治姿勢、行政姿勢が重要ではないかというふうに思いますので、この辺、もう一度答弁をお願いしたいと思います。

○議 長 市長。

○市 長 1 自治基本条例を制定し、みんなで作る「まちづくり」を

先ほどの繰り返しのよう聞こえるかもしれませんが、自治基本条例の検討においては、やはり何を本当に目的に目指して制定をするのかという観点。そして市民の皆さんにとって、こう言うと、市民から「ばかにするんじゃないぞ」、そういうことを思われては困るのですけれども、今のきちんとある制度のこともきちんと分かっていた上で、しかしその上に何か必要なものなのかどうかとか。こういうことを私は、またこう言うと叱られるかもしれませんが、やはり市民の代表——私ももちろん市民から選ばれていますが、皆さんこそ市民の間接民主制の中で最たる、一方の二元代表制ですから、議会の皆さんという立場でありますから、そこで大いに議論したり、そういうところがあってしかるべきではなかろうかと思います、私はです。

先ほどから言っているように、決して佐藤議員の意見が駄目とか、私のほうが正しいとか、そういうことを言っているわけではない。ただ、私は見解としてそういうことを思っている。もしかしたら、朝思ったことが夕になって、もしかしたら私の頭も切り替わるかもしれませんが、分かりませんが。しかし、10数年間、中で見てきて、これをさほど、では制定したところがまちづくりがすごく進んでいて、制定に踏み切れなかったところ、いろいろな事情があったところが後れているかという、そういう問題でも全くないし、全くないですよ。そういうふうに私は思っているのです。そして大体3分の1より少ないか……（「2割くらいです」と叫ぶ者あり）そうですね。だから、その中で議論がいろいろあったはずだけれども、なかなかできてこなかった理由というのも、そこも一方でひもといて、やはり物考えるべきだと思っているということです。

○議 長 13 番・佐藤剛君。

○佐藤 剛君 1 自治基本条例を制定し、みんなで作る「まちづくり」を

本当に押し問答になってしまいそうなのです。もともとの姿勢といいますか、そこが違うので押し問答になりそうなのですけれども、すみません、もう一言だけ。同じではないかと言われるかもしれないのですけれども、もう一言だけちょっと言わせていただきたいのです。

何で今必要かということ。もう一つ、私は気になっているところがありまして、今市長もいみじくも言いましたけれども、私ら議員は議場で発言するからには、自分が一番正しいと思いつながら発言や提言をしていると思うのです。その前提としていろいろ調べたり考えをまとめたりしていますけれども、ただ、自分だけが正しいということを思ってはならないなと思いつながら、私は発言したり行動したりしているわけです。これは全議員も皆そうだと思いますし、だからまだ完成していませんけれども、議会基本条例を根拠にしながら、ときには立ち止まる、そしてときには振り返る、そして他の議員の意見も聞いたりということが必要なのだなということを思っています。まして市長は、市民に対しまして地域の発展のための施策提言もするわけですから、そういうのはなおのことだというふうに思うのです。

それで、質問の最初に述べたとおり、市民や議会、市長、市の執行機関、職員も含めて、この条例を根拠にまちづくりを振り返ったり、方向性を考えたりするために、資料にも書いてありますけれども、まちの憲法として必要ではないかということです。市民もそれをよりどころにして、信頼とか安心とかを得ることができるのだと思うのです。

そういう意味で、市長が言っていることはよく分かるのです。よく分かって、もっと一歩進んだところが大事なのではないか、今やっていることが大事なのではないかということもよく分かるのですけれども、そのもっと前、市と住民との関係のつくり方の中で、こういうものというのは必要ではないかと私はずっと思っているのです。そのこのところを押し問答になってしまったら……(何事か叫ぶ者あり)それで指摘してもらってもいいのですけれども、私は視点を変えて話をしているつもりなので、その答弁をお願いいたします。

○議 長 市長。

○市 長 1 自治基本条例を制定し、みんなで作る「まちづくり」を

先ほどからお話をしたように、最後にお話ししていることもよく分かる。ですが、まちづくりの憲法か、そういう言葉の、私ちょっとその言葉も独り歩きだ思うのです。少し気をつけないといけない、というふうに思います。なので、私としては、もう一回になりますが、今ある制度をきちんとやっていけば、そこには、もう一度みんなで脂汗をかきながら自治基本条例をつくる云々というところに、私は少なくとも考えが少し至らない、理解がないなと思われてもしようがありませんが、私はそういう観点。なので、決して議論をするなどか言っているわけではないです。なので、ご理解を賜りたいと思います。

○議 長 13 番・佐藤剛君。

○佐藤 剛君 1 自治基本条例を制定し、みんなで作る「まちづくり」を

残念ながら、最後の最後まで押し問答みたいな形で終わってしまったのですけれども、私のちょっと意図するところが話し手の粗相で伝わらなかったのかもしれないので、改めてまた取り上げるのだったら取り上げたいと思います。

## 2 医師の働き方改革の中で地域医療をどう守るか

では、2問目に入らせていただきます。医師の働き方改革の中で地域医療をどう守るか、に移ります。高齢者世帯、高齢者一人世帯が増加する中、資料にも示しましたがけれども、大変な数字で推移しています。その中で大和地域に限らず、在宅医療の重要性は言うまでもないことだと思います。病院では全ての面で病院内においてサポートされますが、在宅では基本的には家族です。そして、家族ができない身の回りの世話やケアや服薬指導、医療機器の管理、在宅のリハビリ、急変時の対応なども含めて、他職種による多様なサポートが必要になっています。

ただ、そのための施設や人材が不足していることもありまして、効果的な在宅医療の実現に向けては体制を整える必要が私はあると思ひまして、そこで具体的な質問の①に入るのですけれども、細かいことをお聞きするつもりはありませんで、総論的な質問になりますので、総論的なお答えで結構であります。

①でありますけれども、医師の働き方改革の運用開始後は大和地域に限らず、今まで以上に在宅医療体制は重要になる。その中でも、介護人材確保と訪問看護体制は今後の在宅医療の鍵を握る。この問題は市内全域の問題だが、これらの体制をどう進めるか、であります。質問のとおりでありますし、先ほど前任者が介護人材の話もしましたので、そこら辺のところのダブリは省略してもらっても結構ですけれども、大和地域では、大和病院が診療所になった場合には、訪問看護ステーションを設置して在宅医療を強化するとしています。私も大和地域に限らず、在宅医療を進めるに当たっては、訪問看護の役割は大変大きいと思っています。

資料にありますように、市内に4か所の訪問看護ステーションがありますが、塩沢地域を例に挙げれば、塩沢地域はありません。中之島診療所とか個人医院はありますけれども、入院施設はないと思います、この地域。そして、在宅療養支援診療所としてゆきあかり診療所がありますけれども、ここもベッドは多分ないです。となりますと、在宅患者の急変時、ターミナルケア等に備えた訪問看護の体制づくりも、そしてまたその運営も非常に難しいと思いますけれども、この地域を含めて、在宅医療の一つの鍵となる訪問看護体制と介護人材確保をどう進めるかというところを少し聞いてみたいと思いますので、お願いします。

○議 長 市長。

### ○市 長 2 医師の働き方改革の中で地域医療をどう守るか

それでは、佐藤議員の2つ目の大項目、医師の働き方改革の中で地域医療をどう守るかのご質問に答えます。効果的な在宅医療の実現に向けた取組であります。まず①としまして、ここにお答えします。

医師の働き方改革の運用開始後、これは大和地域に限らず、今まで以上に在宅医療体制は重要になると。中でも介護人材確保と訪問看護体制、これが鍵だということでもあります。市内4か所の在宅療養支援診療所、これが萌気会さんの二日町診療所、そして同萌気会さんの浦佐診療所、ゆきあかり診療所、米倉医院はいずれも十分な入院機能を有する施設ではない

と思います。十分な、ですね。入院が必要になった場合は、機能強化型——これは単独型——在宅療養支援病院である南魚沼市民病院や近隣の病院を利用することになります。ゆきぐに大和病院は診療所化する方針で進んでおりますが、新たにゆきぐに大和訪問看護ステーションを設置して、入院機能につきましては、南魚沼市民病院の若干の増床、そして一般病床を回復期病床に転換するなどして対応したいと考えております。先ほどの川辺議員のご質問にもいろいろ答えたところであります。

なお、先ほど川辺議員との質疑の中で外山管理者からもお話がありました。石打地区には県の助成を受けまして、令和6年3月、今大分もう建物はできました。毎日通って見ているので分かるのですけれども、3月に看護小規模多機能型居宅介護サービス事業所が開設されると。同時に訪問看護事業を実施するというふうに聞いているところです。また、南魚沼市民病院の訪問看護ステーションにおいて、既に令和4年度実績で50人ほどの塩沢地域の利用実績もあるということでもあります。

人材確保についてですが、ゆきぐに大和病院の診療所化直後は、先ほども病院事業管理者のほうからも話があったように思いますが、病棟業務に従事していた——これまで病院の中でやっていたスタッフの看護師の皆さんやリハビリ技師、ナースエイドなど——現在この人々を拡充しているわけです。ナースエイドなどの配置転換によって、診療所化直後はやっていく。しかし、中長期的には通常の採用の中で人材の確保に努めていきたいと考えている。これをもって先ほどから病院事業管理者は、悪くするのではなくて、拡充していくということも、ぜひ分かっていたいただきたいということを申し上げているのだと思います。

以上です。

○議 長 13番・佐藤剛君。

○佐藤 剛君 2 医師の働き方改革の中で地域医療をどう守るか

では、再質問を1点、2点くらい、させていただきます。介護人材確保の関係ですけれども、緊急5か年計画で進めていまして、先ほど答弁もありました。内容的には非常に分かってきた部分もあるのですけれども、資料で出しましたように実態調査、令和5年度の実態調査です。それによりますと、現状とこれから必要な人数等が書いたのを示したと思うのですけれども、介護関係に必要な人員が116名、そしてまた令和4年の離職者が135名ということで、この辺から考えてみますと、やはり次、令和6年度も非常に介護人材というのは厳しい状況になるのかなという思いがあります。来年度から介護事業の第9期計画が始まるのですけれども、その中でこの人材確保のことをどのように取り上げて、そして介護人材緊急5か年計画の中間的な総括もしながら、ではどこが足りなかったのだ、ではこれからどうしようか、というような方針がその中に示されるのかということをお聞きしたい。

○議 長 市長。

○市 長 2 医師の働き方改革の中で地域医療をどう守るか

誠に重要なことでもありますので、示されるというふうに思っていますが、これにつきましては、担当の部長がおりますので、そちらから答弁してもらおうことにします。

○議 長 福祉保健部長。

○福祉保健部長 2 医師の働き方改革の中で地域医療をどう守るか

介護人材の確保ということですが、これも何度もお答えしておりますが、なかなか厳しい状況が開かれていないという状況です。

緊急5か年事業におきまして、一時金という形で補助を実施しております。午前中のお話の中にもありましたけれども、国が6,000円の手当を実施するというので、そこに期待をして、今後の充実も期待しているところです。

第9期の計画ということでお話がりましたが、具体的な内容については示しておりませんが、引き続き介護人材の確保については力を入れていくということで取り組んでまいりたいと思っております。

○議 長 13番・佐藤剛君。

○佐藤 剛君 2 医師の働き方改革の中で地域医療をどう守るか

この介護人材の問題、ここだけの問題ではなくて、やはり国全体の問題でありますので、ここでどうする、ああするというのは簡単に出る問題ではありませんが、第9期計画の中でもきちんと取り上げながら対応していくというところでもありますので、その中身をちょっと見させていただきたいと思えます。

もう一点は、やはり訪問看護ステーションの関係、訪問看護の関係です。先ほど言いましたように病院であれば365日24時間、全部ケアが徹底されているのですが、今後在宅が重要になると在宅での対応、その中でも訪問看護、その中でも果たして24時間の対応が、看護も介護もそうですけれども、できるのかというと非常に心配なのです。訪問看護ステーションは数が少ないですし、ただ、今話を聞きますと看護小規模多機能型居宅介護とか、いろいろな面でそういう入院等も備えながら進めていくということです。大和地域以外の在宅の状況からして、そういう訪問看護体制といえますか、24時間体制みたいなもの見通しといえますか、考え方といえますか、その辺がありましたら教えていただきたい。

○議 長 市長。

○市 長 2 医師の働き方改革の中で地域医療をどう守るか

先ほどの川辺議員との間でもいろいろな話をしてきたと思いますが、加えまして、これはまた担当の部長のほうから少し、今現在の見通しとか、そういったものにつきまして答弁をさせていただきますのでよろしくお願いします。

○議 長 福祉保健部長。

○福祉保健部長 2 医師の働き方改革の中で地域医療をどう守るか

訪問看護、それから訪問介護の状況ですが、先ほど市長からの答弁でもありましたが、新年度、令和6年度からは看護小規模多機能型居宅介護ができますし、計画の中でもいろいろなニーズに応じた中で必要な措置は取っているというふうに思っております。今後またそのニーズが、新しいニーズが出た中で都度、都度検討しなければならないと思っております。

以上です。

○議 長 13 番・佐藤剛君。

○佐藤 剛君 2 医師の働き方改革の中で地域医療をどう守るか

在宅医療は重要だということは前々から私も言っていることなのですが、実際、現在、実態がどうなっているかというのはあまり私は把握していません。話を聞くだけなので、これから充実させなければならない看護小規模多機能型居宅介護と訪問看護等を整備しながらということで、そういう話を受ければ、ではよろしくお願ひしますということしか言えないのですが、そこら辺のことを第9期計画の中でどう対応していくのかというのを期待しながら、この問題もちょっと見させていただきたいと思います。

なかなか難しいなという感じを受けました。では次に移るのですが、そうすると地域包括ケアに、私は前々から言っているのですが、そこに私は期待しているのです。それで②に移ります。

今進めている地域包括ケア体制は、医師不足の中での在宅の充実に効果を期待できるか、ということでもあります。地域包括ケアシステムの構築は今まで何度となく質問しているのですが、なかなかかみ合わないところでもあります。ただ、言うまでもなく地域包括ケアシステムは、要介護状態になっても住み慣れた住まいで自分らしい暮らしが続けられるために医療、介護、予防、住まい、生活支援、それを一体的に提供されるシステムを目指していることは間違いないことでもあります。

ということから、医師が不足する地域であっても、私はそれを補う連携や各支援を区域内で確保する仕組みと、それをシステム化することで、今ほど①で言いましたように、なかなか在宅医療の充実の決定打が見いだせない中で、地域包括ケアをうまく回していけば、そのところの期待も私は非常に大きいと思うのです。そこら辺、何度も聞いていることなのですが、今、医師の働き方改革が非常に問題になっていますので、そういう状況下にありますので、なおさら再度、もう一回このことについてお聞きしてみたいと思います。

○議 長 市長。

○市 長 2 医師の働き方改革の中で地域医療をどう守るか

やはり佐藤議員は前からこの問題をよく取り上げられて、私も心配しているところは同じで、よりよいまた地域づくりの核がこのケア体制だと思うのですが、地域包括ケアシステムについては、今ほどお話もありましたように医師だけではないし、看護師、そして介護従事者などほぼ全ての職種において今人材不足があるという中で、しかし立ち向かっていかなければならない課題であると。

これまで進めてきた看護師に対する奨学金、また看護人材確保のための助成金に加えまして、令和5年度から事業化した開業医の承継補助金、また借入れをしている、そういったものに対する利子の補助などを最大限に活用して、地道に関連人材——関連人材というのですか、地域全体の。そういう人たちを増やしていこうということが進められていますが、そういうことが重要だと考えています。

市民病院においては、令和4年度に1名の受講実績がある、よくここでも話が出る特定看護師です。特定のスーパー看護師といますか、そういう特定看護師の育成を拡充することによって、医師の包括的な指示に基づいた対応を可能とすることでも医師不足に対応していける。いろいろなやはり手があるのだろうと。これは議員と同じ考えなのではないかと思えます。

加えて、診療報酬や介護報酬のみに頼らず、国が進めようとしている社会的処方としての民間ボランティアのやはり活用など、地域力が試される。そういうことも含めてこれからどういうふうな地域づくりを、何か一つのことで止まらないような気がします。なので、地域づくりそのものだという観点から進めていきたいと考えているところであります。

○議 長 13番・佐藤剛君。

○佐藤 剛君 2 医師の働き方改革の中で地域医療をどう守るか

何度も聞いていることでありますし、私が今まで言ってきたことは概略的には理解していただいているのだというふうに思います。ただ、私は一つ心配なのは、市は今この地域包括ケアシステムの圏域を南魚沼市全体の1圏域としていると思うのです。私は地域包括ケアシステムが在宅医療に効果がある、そしてまた医師の働き方改革にも効果があるということにするのであれば、市内1圏域ではなくて、厚生労働省が言うように中学校単位といますか、せめて旧町単位くらいに分けながら、そこで地域包括ケアシステムを考えていったほうが非常に効果的であるし、これこそ人生100年時代の市民の健康を守る最大な進め方というか、医療不足の中であってもそうだと思うのですけれども、圏域の設定について見直しをする考えはないかということをお聞きしてみたい。

○議 長 市長。

○市 長 2 医師の働き方改革の中で地域医療をどう守るか

もし、私が言っているのがちょっととんちんかんなことを言っていたら申し訳ない、指摘してもらいたいのですけれども、まさに同じことを考えているのではないのでしょうかね。ずっとここでも言っているような、さっきの中学単位というのは、私が思うに12の旧村単位なのです。12の地域づくり協議会の、これは我々にとって宝物であるという言い方をしている、ちょっと違いますか……（「まあ、いいです、いいです」と叫ぶ者あり）そういう範囲の中でも、やはり完結といえるか——完結はしないのですけれども、1地域全体とそして12のところが機能的に結びつくこと。

これは地域ケア体制だけではなくて、足の問題も出てくれば、人生100年問題の健診施設の問題が出てきて、今度それを本当に現場でやるとしたらどうなるか。それは日頃の——例えば、今筋力サポーターの皆さんが頑張ってくれている。そのほかにもあるかもしれない。そういう中で健康寿命を延ばしていただくとか、全てですよ。そういうことを目指していきませんかという話を、ここでよくしていると私は思ってしゃべっているつもりなのですけれども、そういうことだけではまだできない。市全体、ひいて言えばもっとです。魚沼圏域全体の医療の問題にも例えば、それはお互い助け合うこともあるかもしれない。そう

いうことを考えていますが、間違っていたら指摘してもらいたい。

○議 長 13 番・佐藤剛君。

○佐藤 剛君 2 医師の働き方改革の中で地域医療をどう守るか

間違っていないと思います。私がずっと思ってきたこと。言い手の粗相でなかなか伝わっていなかったかもしれませんが、まさにそういうことだと思うのです。先ほどちょっと触れましたように、地域包括ケアシステムというのは高齢者の対応だけではなくて、生活とか交通とか、生活支援といいますか、そこらを含める、医療も含める、介護も含める、予防も含める、そういう中でこの地域全体を健康にしていこうということですので、まさに市長が考えているとおりなのです。

それを実施するには、私は全域ではなくてまだ小部落——12 集落ではなくて、例えば旧町単位くらい、昔の 12 集落ごとというのは大変過ぎますよ。ですので、大和地域とか、六日町地域とかそういう単位くらいにしながら、ではこういう場合の医療、介護、予防、そういう生活支援、そういうのはどうしていったら効果があるかなということ、考えなければならぬのではないかとこのことを私はずっと言ってきたのです。そこら辺が私の話し手の粗相でつながらなかったところがあるかもしれませんので、これはこの次のまた課題にしたいと思います。また堂々巡りみたいになると困りますので、次に進みたいと思います。

地域包括ケアシステム、どういう形であれ構築したとしても、その情報や対応がスムーズに届かないと、せっかくの地域包括ケアシステムも何だいということになってしまうのですけれども、③に移りたいと思います。そういう面では、在宅医療でのオンライン診療を含む ICT 活用は、医師不足、働き方改革の対応として現実的な課題となった、検討は進んだかということでもありますけれども、これに関連した問題も 6 月議会で医療 DX で質問いたしました。

4 月から医師の働き方改革の対応が始まるわけですがけれども、それにしましても、市内の全域の在宅患者さんを診るというのもなかなか難しい。となれば、オンライン診療とか ICT の活用が欠かせないことだというふうに思いますので、そこら辺、市のほうも今後考えていかなければならないというようなことになっているのですけれども、この状況の中で在宅医療での活用の考えについて、また医師の働き方改革とかそういうのがありますので、もう一回聞いてみたいと思います。

○議 長 市長。

○市 長 2 医師の働き方改革の中で地域医療をどう守るか

病院事業においては、大きな方向性としてオンライン診療を含む ICT の活用は重要な課題だと認識しておりますし、これまでもいろいろな議論をここでもしてきたと思います。そのために先ほど言った特定看護師なども、例えばこれはやはり私の中ではそこはセットになってくるものがあるのかなとか、現場において。医師は病院にいるわけだから、とかができると。ただ、今はゆきぐに大和病院の診療所化に伴う医療の再々編に全力を傾注したい、しなければならぬと私も思いますし、基礎となる体制を整えている状況であるというふうに



考えます。

ICT活用については、今年度中に見直しを予定している骨太の全体計画があります。これにおいても方向性をきちんと定めた上で、具体的な検討を進めてまいりたいと考えております。少し加えさせてもらおうと、北里大学の新しい学部にも4月からなります。4年制大学になるわけですが、先週ですか、その新学長さんと対談する機会がありました。私が呼ばれて、新潟日報で1月6日か5日に特集記事が大きく出るのですけれども、そこで新学長さんの言葉にちょっと勇気づけられたのは——今、私がどう考えているかということも話をしましたところ、高度地域医療のやはりそういう人材を育成する、そういう特化したというか、思いを持った学部にしていくと。その中には、今、議員がお話のICTの活用等々による訪問を含めた看護の体制とか、そういうことを新学部長が言っておったのが非常に勇気づけられたところがありましたので、お伝えしておきます。

○議 長 13番・佐藤剛君。

○佐藤 剛君 2 医師の働き方改革の中で地域医療をどう守るか

この6月に厚生労働省から、オンライン診療その他の遠隔医療の推進に向けての基本方針というのが示されまして、6月30日付で多分市長のほうにもこの文書が届いていると思うのですが、厚生労働省のほうも在宅重視、病院から在宅へというような流れの中で、やはりオンライン診療というのは重要視してしまっていて、これを適正かつ幅広い普及を目的にして指針が示されたわけです。国のほうも後押ししていますし、市のほうの医療事情もありますので、ぜひ、この骨太の計画の中にその方向性を出すということですが、きちんと出しながら確実にオンライン診療を進めていただきたいと思います。そこら辺はまた押し問答になりますので、そういうことだというふうに思いますので、それはそういうことで進めていただきたいと思います……（何事か叫ぶ者あり）ちょっと違う、では回答をお願いしたいと思います。

長岡のほうも、山古志だと思うのですが、オンライン診療車みたいなのも始まりましたし、そういう流れに乗り後れないように、オンライン診療みたいなのも進めていってもらえたらと思いますので、そのことについてお話がありましたら、お願いします。

○議 長 市長。

○市 長 2 医師の働き方改革の中で地域医療をどう守るか

それでは、そちらでやり取りがありましたけれども、病院事業管理者のほうから少し発言をさせます。

○議 長 病院事業管理者。

○病院事業管理者 2 医師の働き方改革の中で地域医療をどう守るか

科学技術の進歩とともにオンライン診療というのは、これを否定するものではないのですが、私の感覚といたしましては、医師が非常に不足する地域こそ、そういうことが必要かもしれませんが、やはりお年寄りや直接やはり医者顔を見て安心するということもあって、できる限り、今は体制整備の中で訪問診療であるとか施設の往診であるとか、

できる限りそういう基盤をつくった上で、その中で例えばあまりそういうことに関係ないような——関係ないというか、若手の人で何遍も薬をもらいに行かなくてもいいような、というようなところですね。そういうところについては、順番にICT化を進めていくべきだと思います。今の南魚沼市の実情を考えれば、まず、顔がちゃんと見えて、身体に触ってと、そういうことをまず大前提で進めるべきだと思っておりまして、ですから段階的に進めていきたいと思っております。

○議 長 13 番・佐藤剛君。

○佐藤 剛君 2 医師の働き方改革の中で地域医療をどう守るか

そのとおりだという声が出ましたけれども、全く私もそのとおりだと思います。けれども、今のこの医療環境の中からそれがなかなか難しいので、私はオンライン診療も進めていくべきではないかという質問をずっとしているのです。だから、そこら辺もちょっとご理解いただきたいと思っておりますし、面と向かって顔が見える診療というのは皆さん、お年寄りになればなるほどそうなのです。病院事業管理者も目を通していてもかもしれませんが、厚生労働省の調査の中でも、オンライン診療で老人といいますか、在宅療養者がどう感じているかというアンケートをとっています。それを見ますと、電話ではないから、オンラインだから顔が見えるし話ができる、割と思ったより満足しているという声が多いのです。数字的にちょっと今日は用意してきませんでしたけれども、そういう事例もありますので、この機会にオンライン診療というのは、ぜひ、骨太の計画の中にきちんと入れながら、この地域には絶対必要だと思いますので検討を進めていただきたいと思っております。

次、(2)のほうに移らせていただきたいと思っております。避けられない医師の働き方改革の中でも、守らなければならない地域医療をどう進めるかということで、大変大きなタイトルをつけてしまいました。中身的には当たり前のことかもしれませんが。

①としまして、医師の働き方改革の運用が迫る中、改めて地域完結型医療の見直しが必要ではないかということでもあります。補足説明しないと分からないかなと思っておりますが、基幹病院が開設されたときに、1病院完結型医療体制から地域完結型医療体制に再編されました。そして一応、地域完結型医療体制がまだ完成したとは言いませんけれども、完成しつつあるという状態だというふうに私は思います。とはいえ、今、医師の働き方改革が来年に迫りまして、地域医療の在り方、進め方、今までとは全く違うような変換が迫っています。

医師の働き方改革を実施する中でも、新たな医師の確保は先ほど来話が出ていますけれども、そう簡単ではないというような中で、基幹病院、市立病院群、医師会との間で地域全体をどう役割分担して地域医療を守るかというのを改めて調整して、そして医師の働き方改革に対応できるのかというところを調整するというか、話し合う場面が私は必要だと思うのです。そこら辺の体制の見直しといいますか、話し合いといいますか、その考え方を伺いたいと思っております。

○議 長 市長。

○市 長 2 医師の働き方改革の中で地域医療をどう守るか

平成 27 年の魚沼地域の医療再編によって、現在、地域完結型の医療体制というものへの移行が進められてきたと。病院事業においては、先ほどから話がずっと出ておりますが、取り巻く環境が大きく変化しているということから様々……昨年策定した骨太の全体計画においても改めて見直しをかけまして、きちんとまたつくり上げていく。

ゆきぐに大和病院の診療所化の問題もあります。しかし、ゆきぐに大和診療所となった一仮称ですけれども、なって、そしてゆきぐに大和訪問看護ステーション、ゆきぐに大和ホームケアステーション、これらを柱とする大和地域包括医療センターとして在宅医療体制を強化する形で再編する予定。

また、市民病院についても、外科手術とか心臓カテーテル検査、また治療、人工関節置換術の整形外科など、とがりのある急性期を維持しながら、全部というわけではないですが、そういう得意分野、そして地域包括ケア病床、及び回復期リハビリテーション病床を増やすなど、ケアミックスの体制もさらなる拡充を予定している。

いろいろな意味でこれらについては、議員がお話のそういう外的要件から、自ら地域医療を守って立とうとするそういう再々編といたしますか、そういったことの表れであろうと思えますし、加えまして、病病連携や病診連携等々に至る、そういうところももちろんこれまで進めています。こういう中でやっていこうということでもありますので、ご理解を賜りたいと思えます。

○議 長 13 番・佐藤剛君。

○佐藤 剛君 2 医師の働き方改革の中で地域医療をどう守るか

再質問を用意していたのですけれども、今、市長のほうから言葉にしてもらいましたので、再質問しませんけれども。私も病病連携、病診連携というのをこの地域の中で、医師会も含めてもう一回考えないと、この地域はなかなか医師不足、医療環境の中で難しいと思えますので、ぜひ、そこら辺も人材の病病連携、病診連携も含めてひとつ検討していただきたいというふうに思います。私と同じような、そういう答弁をいただきましたので、それはそれで次の質問に移りたいと思えます。

となりますと、いろいろこれから検討するのですけれども、市民の命と健康をどうやって守っていくのかというところが、今までの議論の中の経緯からすると、なかなか在宅も難しいし、そして連携もこれからちょっと話し合うとなると、では将来的にはどういうことを望んでいるのかというところが、私たち市民にしてみれば非常に気になるところでありますので、②のほうに進めさせてもらいます。縮小する医療環境の中で市民を守る今後の地域医療のビジョンを改めて問うということです。

これもちょっと大きなタイトルをつけてしまいましたけれども、医師不足、医師の働き方改革という、我々にはどうすることもできない局面にあっても、先ほど来言っていますように市民の命と健康を守ることは最も優先しなければならない課題の一つであります。このことは市長も各議員も一致した認識だというふうに思っています。

市は当面この局面を乗り越える対応としまして、ゆきぐに大和病院の無床診療所化で医療

の集約を進める考えであります、今いる医師も徐々に高齢化が進む中で、また今後とも医師確保が難しいという見通しもある中で、1つに集約した医療がどんどん縮小せざるを得ない事態にならないかと、ということが私はちょっと懸念があるのです。今まで議論の中でも在宅医療の限界がある、簡単ではないというような話が出ています。今後の地域医療をどういうふうにするお考えなのか、改めて聞いてみたいと思いますのでお願いいたします。

○議 長 市長。

○市 長 2 医師の働き方改革の中で地域医療をどう守るか

最後に一番大きなテーマであります、あまり枝葉のほうまでは言いません。思いのところに申し上げたいと思います。ゆきぐに大和病院の診療所化に伴う医療の再々編、いろいろ議論があることはよく分かっておりますが、避けられない道として今進めています。入院機能は市民病院に集約、そして大和地域に必要な外来機能は当然残し、そして訪問看護ステーションの新設、これにより在宅機能を強化する。しかも、市内では一番先進的なモデルの地域として、というようなところも含めてこれに対応していく。集約と分散で構成されているということでもあります。

大和地域と六日町地域は距離的に離れている。なので、月1回程度の通院が必要な患者さんが多いということではありますが、外来診療を集約することは、難しいと考えている。なお、診療所化により、宿直が不要となるゆきぐに大和診療所——そういう名前になったら——これにおいては経験豊富なベテラン医師による外来診療の充実が可能となる。入院機能を集約して南魚沼市民病院の病棟機能を充実させることから、病院事業全体としての、全体としての医療提供体制はむしろ安定して拡充していく、させていくつもりというふう考えております。

医師確保については、南魚沼市民病院と大和地域包括医療センター——こういう名前になると思いますが——それぞれに対して関係各所からの医師確保を今後も進めます。今後も進めていきます。多様な働き方を導入した定年医師の再雇用とか雇用期間の延長とか、寄附講座や新潟県と連携した北里大学医学部の南魚沼市の地域枠にも取り組んでいる。県からの自治医科大学卒業医師の派遣など、数年前までは一本釣りという言葉に置き換えられた医師確保、一本釣りのみに頼ってきた体制から組織的、または新制度による——新制度もつくってきた。また、ほかにもそういう要件をつくってくれました——持続可能な医師の確保体制への転換を現在進めながら今の事象を行っているということを、ぜひともご理解を賜りたい。

重要な診療科において新たな常勤医師の確保を進めておりまして、年度末までにはご報告できるようになるかと思っておりますが、そういう努力を一つ一つやりながら進めているということを、ぜひともご理解賜りたいと思います。

以上です。

○議 長 13番・佐藤剛君。

○佐藤 剛君 2 医師の働き方改革の中で地域医療をどう守るか

分かりました。ということでもありますので、ちょっと時間の関係もありますので……市の

考え方は答弁していただきました。では自分は、私はどういうふうに考えているのかということだけ少しだけ話して、ご意見を伺いたいと思うのですけれども、私は今話をしたのも分かります。ただ、先ほど言いましたように、1つに集約して、どんどんそれが縮まっていったらどうなるのだ、先はどうなるのだろうかという心配があるのです。

したがって、私は基幹病院、医師会と役割分担を見直して、むしろ今ある医療体制の規模を縮小しても、今の現状の体制を維持する。そして先ほどから出ています地域包括ケアシステムは充実させるという話ですけれども、それを基盤とした医療、介護、予防を担う健診活動の充実によりまして、過度の医療だけに頼らない、医療にかかる前の市民の健康意識と予防体制を充実させて、医療への負担を少しでも減らす体制をつくっていくことが、今の働き方改革のまずしなければならないことだと思いますし、そこを目指さなければならないと思うのです。そのところの考え方だけお聞かせいただきたい。

○市長 質問していいですか。

○議長 市長。

○市長 私が理解不足かもしれません。理解力がないのかもしれません。最後のところ、ちゃんとした最後、答弁1回で終わらさなければいけないと思っているので。予防とか保健活動とか、そういうことが大事で、そこをちゃんとやってくれということですか、もうちょっと教えてください。

○佐藤 剛君 すみません。私もちょっと時間を気にし過ぎてはしょってしまって……（「焦るのですよ」と叫ぶ者あり）今ちょっと止まっているので、もう一回説明を……（何事か叫ぶ者あり）いやいや、答えます。ということで、私が言ったのは、1つに集約するのは分かりました。だけれども、1つに集約すると縮小してしまう心配がある。だから私の考え方としては、医師の活用の効率から悪いかもしれないけれども、今の体制を縮小しても、今の体制を維持して、なおかつ先ほどから言っている地域包括ケアシステムの医療、介護、そしてまた予防、そして健診、そういうのを組み合わせながら、まず第一に、過度に医療に頼らない市民の意識、そしてまたそういうふうな医療への負担を少しでも減らす。そういうことが今必要なのではないかと。そういうことをしながら今の体制をもたせることが必要なのではないかというのが、一番将来的には、ビジョンとしては私はいいいのではないかということをおっしゃいますので、どう考えますかということですがけれども……（何事か叫ぶ者あり）これで……

○議長 長 佐藤議員、簡潔に、質問に結んでもらうと、市長が質問していますので……。

○佐藤 剛君 だから……分かりませんか……。

○議長 市長。

○市長 2 医師の働き方改革の中で地域医療をどう守るか

言っている内容、大きなところは一緒なのだとは思っているのです。例えば縮小といっても、大和病院は今現在でも病院という範疇からは少しそれている、例えば。そういうところ

ろの解決とか、医者が来ない問題とかどうするのですか。そういうことも含めて全体の、決して壊してまた新しいものをつくるとかではないのです。その機能をきちんともう一度、再々編をする中でやっていこうと言っていること。それほど大きくたがえていることはないと思うし、共通目的を持っているのではないですかね。佐藤議員だったら分かってくれると思うのだけれども。

○議 長 13 番・佐藤剛君。

○佐藤 剛君 2 医師の働き方改革の中で地域医療をどう守るか

申し訳ないですけども、根本が違うのです。1つにするというのは、私はちょっと将来的にはやはり不安がある。だから、医師が来ないではないかという話でしたが、今医師あるのです、例えば 50 いたら 50 あるのです。それを上手に、それこそ分散しながら、今の体制を維持して、そしてやった……（何事か叫ぶ者あり）私が今言っているのですから。そういうふうな医療の進め方、体制のほうで長続きするし、これからの医療需要からすると私はいい。それに合わせて、地域包括ケアシステムを組み合わせれば、むしろ安定した将来の医療体制ができるのではないかということを行っているのです。

○議 長 市長。

○市 長 2 医師の働き方改革の中で地域医療をどう守るか

そこがそうであれば、もっとそうしています。しかし、そういう道をたどれないがために、今のことをいろいろやっているということをご理解賜りたい、と私は思います。時間がなくて、もうこれ以上答えられません、ちょっと私と違うのであれば、今聞いていると、少し方向が間違っていないか、という思いを私はしています。

○議 長 13 番・佐藤剛君。

○佐藤 剛君 2 医師の働き方改革の中で地域医療をどう守るか

方向が間違っていないかという……

○議 長 答弁時間を残すように……

○佐藤 剛君 2 医師の働き方改革の中で地域医療をどう守るか

分かりました。間違っていないか、というようなご意見は分かりましたので、それはまた反省材料として質問を終わりたいと思います。

○議 長 以上で、佐藤剛君の一般質問を終わります。

○議 長 ここで休憩といたします。再開を 16 時 25 分といたします。

[午後 4 時 08 分]

○議 長 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

[午後 4 時 24 分]

○議 長 本日の会議時間は質問順位 6 番までとしたいので、あらかじめ延長いたします。

○議 長 質問順位 6 番、議席番号 14 番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 市民の皆様には、遅くまで傍聴していただきありがとうございます。議長

より発言を許されましたので、通告に従い、一般質問を行います。

### 1 猟友会の高齢化に速やかに対応することについて

まず、1 番目、猟友会の高齢化に速やかに対応することについて。10 月に入り、熊出没が過去に例を見ないくらい増えた。市は 10 月 24 日には熊出没警戒警報を発令し、定期的な広報巡回を実施している。巡回車の声がよく分からないという声が私には聞こえてきましたが、熊が身近に来ることへの警報に役立っている。10 月末での熊出没件数は 156 件と報告されています。昨年度に比べて 114 件の増であります。

11 月から鳥獣被害防止緊急捕獲支援事業を開始し、捕獲頭数に応じて活動費用を支援しております。熊の駆除には猟友会の協力が必要であるが、猟友会員の高齢化問題については、前から議論されてきています。今、市は狩猟免許取得と免許更新の費用の一部を補助しているが、免許取得者が全員猟友会に入っているわけではない。

散弾銃とライフル銃を使用する駆除には免許が必要であり、熊だけではなく、サルやイノシシ、ニホンジカなどの駆除にも銃器が必要である。市の補助金を受けての免許取得者が猟友会に入る仕組みづくりが必要である。また、市役所内部に職員による駆除隊編成も必要と考える。そこで有害鳥獣駆除の主力である猟友会員が高齢化していることに速やかに対応すべきではないかを伺うものであります。

市長にはいつにもまして簡潔明瞭な答弁を期待するものでありますが、答弁内容によりましては、質問席にて再質問を行います。

○議 長 寺口友彦君の質問に対する市長の答弁を求めます。

市長。

○市 長 それでは、寺口議員のご質問に答えてまいります。

### 1 猟友会の高齢化に速やかに対応することについて

大項目 1 点目の猟友会の高齢化に速やかに対応することについて。駆除の主力である猟友会員が高齢化していることに速やかに対応すべきではないかということですが、特に熊に関することと受け止めておりますので、その向きで少し中心的に話をしていきます。

今議会の初日、所信表明でも申し上げましたとおり、11 月末までの出没件数が 209 件、前年同期の約 4.6 倍であります。出没の多かった令和 2 年、そして令和元年に匹敵する件数。先ほどお話しいただいたところと同じ向きです。市では独自の注意報、また警戒情報を発令しまして、被害防止のための注意喚起を実施するとともに、猟友会の皆さんと連携して、必要に応じた適切な捕獲にも努めてまいりました。ご質問にもありますように、熊の捕獲・駆除には銃の免許を持った——先ほどほかの動物もありましたけれども、猟友会の協力が不可欠、なきことは考えられないという状況であります。改めて被害防止に対する猟友会の皆様のご尽力に深く本当に感謝を申し上げたいと考えております。

猟友会の会員の皆さんの高齢化については全国的な課題です。市在住の猟友会の全会員の平均年齢が令和 5 年 4 月 1 日現在ですけれども、63 歳となっています。令和元年は平均 61 歳でありました。銃の免許を持っている方の平均年齢も、前回の平均年齢と同じとなっている

ということです。会員の方々の入れ替わりもありますが、年齢が上昇傾向であることに間違いはありません。さらに今年の熊の緊急捕獲に従事した方の平均年齢は67歳。会員全体よりもやや上の状況であります。今後の体制維持のためには、知識や技術を伝承する後継者の方々の確保が必要な状況となっております。

市としては、県の事業を活用しまして、新規に銃の免許を取得する方に対して補助——これは県、市で各2分の1ずつですが、これを実施することで担い手の確保につなげたいと考えています。補助金の交付実績は、令和元年度から令和5年度までの直近の5年間、平均年齢47歳の13名の方となっております。担い手の確保につながったものと、一方では評価できるのではないかと思います。

県では、銃による狩猟に興味を持っていただく機会として、銃の体験研修を実施しているところであります。先輩のハンターの皆さんの体験談、また射撃訓練の見学とか、模擬銃の体験ができるというような研修となっておりますとお聞きしています。

熊の出没について、全国的にこれほど多く報道された年はかつてなかったと思います。南魚沼市としても資格取得の補助事業や、県の今ほど申し上げた体験研修、また有害鳥獣の捕獲の大切さなど、市報、ウェブサイト、フェイスブックなどによりまして、これまで以上に広報に努めてきたところであるかと思っています。

引き続き、県、また猟友会の皆さんと連携して担い手の確保を推進、また有害鳥獣対策の体制維持を図ってまいりたいと思います。捕獲とかだけではない、様々な環境の在り方とか、森林に及ぶまで、いろいろなやり方があると思いますが、本当に大変な課題だと思っています。

以上です。

○議 長 14番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 1 猟友会の高齢化に速やかに対応することについて

今年、箱わなでありますけれども、イノシシも含めてであります。かかった熊、イノシシ、これを最後に駆除する方法は銃器、それもライフルと。それが主力であるということでもありますけれども、実は空気銃——現在の空気銃の大口径であれば、おりに入った熊、イノシシは仕留めることができます。ただ、空気銃については非常に高価でありまして、市長もご存じのように、銃の所有は個人、趣味の世界であります。

そうすると散弾銃の免許を取って、すぐに空気銃で駆除するという事は可能なのです。可能ですけれども、銃自体が高いということで、市の猟友会にも数丁しかないということがありました。ですので、まずこの部分について、わなに入った熊、イノシシ等の駆除に対する空気銃について——できるかできないか分からないですが、市が購入して猟友会のほうに貸出しをしながら使っていただくという方向があれば、仕留めることにライフルを使わなくても済むと。実際、ライフル1発、弾は2,000円から3,000円もすると。でありますから、非常に難しい。個人が持つものを市が所有して貸出しするという事は可能かどうか分かりませんが、まずこの部分を解消してあげないと、やはりライフルを持った人が減って



きますし、仕留めるのであれば、空気銃で十分であれば、そちらのほうを何とか考えることはできないかということなのです。突然聞いた話でありましようけれども、市長の考えを伺います。

○議 長 市長。

○市 長 1 猟友会の高齢化に速やかに対応することについて

今、ライフルの練習場とかいろいろなこと、県内にとりう話もありました。私も父がやはり散弾もライフルも両方所有していたので——もう亡くなっていますけれども——誠に管理やそして免許の更新とか煩わしさというか、そういうことがあると思います。今みたいに駆除ではなくて、趣味でやっていた時代でそうでした。駆除というのはあまり聞いたことがなかったです、父からは。当時は趣味の世界だったわけですが、今は駆除のほう为上回っている。

そういう中でありますが、これについては私は専門家ではありませんので、担当する部局、また課のほうから少し答えてもらうことにします。そういうことが可能なかどうかとか。

○議 長 市民生活部長。

○市民生活部長 1 猟友会の高齢化に速やかに対応することについて

今、市長が説明をしてもらったとおり、銃の資格から保管、管理、所持、非常に厳しいと私ども理解しております、どちらかが用意したものを借りて使うというようなのが、多分想定されていないというふうに私どもは思っています。何かそういった道があるのかどうかというのは、あまり厳格に調べたことがないので、もう一度調査はしてみたいと思っておりますが、非常に難しい。難しいというか、無理ではないかというのが今の感覚であります。

以上です。

○議 長 14 番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 1 猟友会の高齢化に速やかに対応することについて

熊については、新潟県全体でも相当問題になっていて、高齢化もどこでも同じと。そこでやはりわなに対する最後の駆除方法としての空気銃と。この重要性は全部分かっているのです。ただ、やはり高い。高く維持していくのが大変だということで、何とかならないのかと。部長が言ったように、方向性として非常に厳しいものがありますけれども、考えてもらいたいなと思っております。

それから、もう一点はライフル銃でありますけれども、これは散弾銃を持って10年経過しないと、ライフル銃を所持して撃てないということもあります。そうすると、先ほど市長が言ったように、47歳の平均の方が散弾銃を持たれても、10年後は57歳でありますから、60歳近くになってやっとライフル銃が撃てるという、そういう条件があるわけです。そうすると、前にも1回言いましたけれども、市の職員の中でも2人ほど銃の免許をお取りいただいています。やはり今駆除でもって出てこいと言われたときに、実は平日の昼間だといつても、なかなか出られないと。それから土日であると。それが連続であるとする、ライフル銃を撃てる方は高齢でありますので、なかなか対応しきれないという部分もあります。平日出勤

するとかということを考えれば、いろいろな困難がありますけれども、やはり市庁舎の中に駆除隊ということをつくっていくと。これは市単独で駄目であるのであれば、広域でということも考えられますけれども、そこら辺も突然、市長に投げかけたわけでありますので、この辺もぜひ検討してもらいたいなと思っておりますけれども、今の段階での市長のお考えを伺います。

○議 長 市長。

○市 長 1 猟友会の高齢化に速やかに対応することについて

やはりなかなかこれは難しいと思います。お話の向きはよく分かりますが、銃の資格所持には本人の意思も当然ありますし、本当にこれは難しいなと思います。そして人事異動等があります。職員でこれ呼びかけていけるかということ、私はちょっと今のところ自信がありません。そして現時点では、駆除隊の編成というのを考えておりませんが、例えば、でも所持をするというような気持ち、志を持った職員が出てきたとして、それを支援していったり、フレキシブルに勤務体制のところを何とかそういうことにも向かえるような、そういう配慮とか、もしくは先ほど広域という話がありました。この地域、例えば定住自立圏の範囲でそういう所持をしている職員がいれば、チーム——チームと言っては悪いのですが、あまり勝手なことは言えませんが、そういう形でやるとか、があるのか。

もう一つは、ここでまた言うべきではないかもしれませんが、先般も国有林の県の一応代表、会長になっているので、そういったところで話をしたり、また県知事と懇談する場もあって、数年前から言っているのですけれども、令和2年のときの大変な経験上から、やはり凶悪犯が歩いているのと同じ状況になる。メルヘンの世界ではないのですという話をしながら、一番前線に出るのが、民間人の、そして銃規制にもいろいろなことを言われながら、先ほど言ったように、大変な何か事件があればすぐに、もちろん警察さんも来ますし、そして資格の……いろいろあります。

そういう中で、やはりそろそろこの議論は、全国的にそれを取り締まると言っては悪いのですけれども、きちんと対応する公的な機関が必要ではありませんかと。民間の趣味の世界で本当は始めている、そういう猟友会の皆さんに頼りきったり、高齢化だとかいろいろなことがあります、そういうことを言っても、もうらちが明かないではないですかという話を率直にさせてもらっています。

全国で——今年ももっといろいろな自治体長が行くと思いますよ。しかし、私は数年前からこれを言い始めた。ちょっとうるさ型の長だと私は思います。本当に。だって、後ろに下がっているのですよ、公のその部分が。それはもう認められますかという気持ちが私はしている、こういったことも今年いろいろな議論がまたされると思いますし、国のほうでもでき始めたそうです、いろいろな議論する場が。こういったところ、ぜひ話をしてほしいと思います。

職員の件については、先ほどの少し範囲を越えるものでは、ちょっと私の中では考えが至りません。

○議 長 14 番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 1 猟友会の高齢化に速やかに対応することについて

1 番の質問についてはこれで終わります。

2 パックライスを災害備蓄食として活用することについて

次に2つ目の質問であります。パックライスを災害備蓄食として活用することについてであります。

令和5年産水稻の作況指数が96と見込まれております。また1等米比率はJA集荷の10月27日現在で8.0%と報告されています。7月から8月にかけての高温多日照が続いた影響が出ている。梅雨明け以降の少雨の影響も大きく、収量と等級の低下につながったが、味は例年並み、それ以上との報告もありました。販売戦略として、市はPR事業に予算をつけた。JAも米卸に丁寧に説明しているという。最高級米の産地、聖地として消費者から求められる高品質、良食味米作りの推進と販売活動に、関係機関と連携しながら取り組んでいくと市長は述べた。

また、坂戸市と大規模災害時における避難に関する応援協定を結び、お互いの地域内に避難支援活動を行うための拠点を設置することになった。ふるさと納税寄附金は10月29日現在で27億9,986万円、そのうちの米返礼が23億1,342万9,000円と報告されており、米は好調である。米の新たな消費策として、災害備蓄食としてのパックライス活用を考えるよい時期であります。

従来のパックライスは冷凍食品でありましたが、常温での保存が可能なパックライスが市販されております。隣の市の水の郷工業団地にある大手冷凍食品メーカーには既に常温保存パックライス製造ラインが稼働しております。常温保存のパックライスを活用した災害備蓄給食や市民防災訓練での備蓄食試食、そして都会での常温保存パックライス消費を拡大しながら、新たな販売戦略の道筋をつけることができる。

そこで、常温保存ができるパックライスを災害備蓄食として活用するなど、新たな米消費販売拡大を考えるべきではないかを伺います。

○議 長 市長。

○市 長 2 パックライスを災害備蓄食として活用することについて

それでは、寺口議員の2つ目のご質問、パックライスを災害備蓄食として活用することについてであります。パックライスは炊きたてのお米を専用のパックに詰めて保存して、簡単に調理ができるようにした商品ということで、通常炊飯したご飯は冷凍保存しても1か月程度を目安に食べきらなくてはなりません、殺菌が徹底されているという技術革新だと思っております。また、電子レンジや湯煎などで簡単に調理ができ、使いたい分だけ取り出すことができる利便性もあるということです。市内でも既にJAをはじめ農業法人の方々、民間企業によりまして、南魚沼産コシヒカリを使った常温保存ができるパックライスが販売されてきています。結構あるのです。ちょっと細かく言いません……（「おいしいです」と叫ぶ者あり）すごいで

すね。

一方、現在市で備蓄している主食用の食料としてはアルファ米なのです。これがメイン。備蓄量はおおむね1万食です。アルファ米は熱湯を注いで15分で食べられる状態になりますが、これは水の場合は60分かかるといえることですが……失礼。この常温保存できるパックライスはアルファ米と違い、食べるまでに……ちょっとすみません。

○議 長 暫時休憩いたします。

[午後4時44分]

○議 長 再開いたします。

[午後4時45分]

## ○市 長 2 パックライスを災害備蓄食として活用することについて

60分かかると。常温保存できるパックライスは、アルファ米と違ひまして、食べるまでにお湯が必要ないため、災害時に提供する食料としては有用と考えています。ただし、アルファ米や水などの災害備蓄食は5年間の賞味期限内で管理をしている。ここがポイントかなと思います。なので、賞味期限が1年間であるパックライスについては、5年間で見つた場合、我々で考えても分かるのです。5食分が必要になるということです。こういう計算になる。

近年のこの異常気象の影響から、各地で水害をはじめ多くの災害が発生していると。内閣府のホームページにおいても、首都直下型地震をはじめ、主に太平洋側において大地震が発生する可能性については、これは何度も注意喚起がされているということです。災害時に容易に調理できる災害備蓄食へのニーズがますます高まっているものと考えていますので、平常時においても少人数世帯が増えている中、手軽に食べられることから、その利用頻度も増えていく傾向にあると思います。私の知っている人はこのご飯しか食べていないという人がいました。南魚沼の人ですけれども、かなり近い人であります。これしか食べないと言っていました。まさにそうなのだろうなと思います。お一人で暮らしておりまして、その方は。

炊きたてのお米を手軽に楽しめる市内産のパックライスの利点を十分に生かしながら、さらに新たな米の消費拡大、販売拡大、これに引き続きプロモーションや販売促進に取り組んでいきたいと考えています。災害備蓄のことにつきましては先ほど言ったとおり、しかしここで議論が止まっているというか、考えが止まっているわけではありませぬので、今後いろいろなことが考えられるのではないかと思います。

また、先ほど言ったような太平洋側のところについては、なおさらそういう思いを強くしているのではないかと申すので、いろいろやり方はあるのではないかと申しています。

以上です。

○議 長 14番・寺口友彦君。

## ○寺口友彦君 2 パックライスを災害備蓄食として活用することについて

関東近辺の市の姉妹都市、さいたま市、人口約140万人であります。稲の作付面積927ヘクタールでありました。坂戸市、住民約10万人、ここでも作付は288ヘクタールであります。江戸川区、人口約70万人——今69万人くらいですけれども、ここは畑が非常に主力で米も

50 町歩くらいということでありました。

坂戸市さんとこれほど大きな災害協定を結んでいるということでもありますので、であるならば、この前、玄米を 180 キログラム送るということも出ましたけれども、そういうのを考えていくと、姉妹都市さんのほうの農家の邪魔にならないくらいの、向こうさんの作付面積を見れば邪魔にはならないなと思っていますので、そこで新たな交流も生まれてきます。災害備蓄としての考え方ということであれば、市内での災害備蓄も大事ですけれども、それ以上にやはり関東圏での姉妹都市、それからこれはどんどんと——恐らく南魚沼産コシヒカリをお食べになっているのは関西方面、九州方面、災害は多いですけれども。そういったところにまたさらに展開していけるという、それもすぐそばに大きな食品メーカーがごぞいます。

もともとは上田地区の大福寺工業団地でやっておりましたけれども、手狭になりまして、あそこでやっていた米関係についても新工場のほうへ移転したと。この前、議員仲間と一応視察ということで見させていただきましたが、ほとんど人間がいない、ロボットでありました。24 時間やろうと思えば、やれないこともないなということになると、そういったものを含めてくると、やはり製造もそうでありまして、これからの消費ということになると、パックライスというのは、まずは身近な関東圏の姉妹都市さんのほうからの災害備蓄食から始まって、関西、九州方面へ展開していけるなと思っています。これも今、急に話をしたわけでもありますので、市長の考えをお伺いします。

○議 長 市長。

○市 長 2 パックライスを災害備蓄食として活用することについて

パックライスが進化した形になる以前から、ここでも話したことがあったかどうかですが、いろいろなところに出かけていくときに、このご飯の形態というのは、非常に有効だと思っていますし、当市でもお年寄りお独りの世帯というのが非常に増えてきました。これは東京においては逆に高齢化が進んでいるという、だからローソンさんが例えば移動販売事業を東京で始めたということにもつながります。

これは様々考えられる。決してそういうことだけではありませんし、おいしい炊きたてのご飯をきちんと食べられるということになれば、そう変わらないということになれば、非常に販路は大きいものがあります。なので、我々もいろいろなところに姉妹都市を構えたり、協力していただいたり、いろいろなところと関係を持っていくとかという事業をこれまで心してやってきましたが、そういう中においても、またそれ以上の拡大も含めて、いろいろなことをやっていけるのではなかろうかと思えます。

あと、今いろいろな宣伝をかけておりますが、こういう一つ一つがメーカーとか、それから利用する人たちの心もつかんでいくとか、きっかけになるとか、いろいろな効果が生まれるのだらうと思ってやっているの、これまで以上にそういう思いでやりたいというふうに考えます。需要はすごくあると、世界に向かってもあると思えます。

○議 長 14 番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 2 パックライスを災害備蓄食として活用することについて

パックライスのほうも、県北にあります切り餅で有名なところのお米、それから先ほどお話ししました水の郷工業団地で作ったお米等々も食べました。申し訳ないけれども、恥ずかしいですけれども、うまいです。非常にうまい。うちのと比べてどうかと言われてしまうと、物を見ているので分かりますけれども、物を見ないで出されたら、ちょっと不安だなというところがあります。

ただ、値段的にどうかということになりますと、若干高めでありますけれども、全国展開している有名なメーカーさんでいくと、もう 100 円切っています、1 合で 100 円を。もうトレイ自体が皿になったりしますので、非常に釜の必要もありません。食器も要らなど。

一番私が魅力を感じるのは 1 年ということですよ。1 年たったら替えるということ。そうすると 1 年後にはそれを買っていただけるというのがあります。そういったところは私は、これから病院のほうもいろいろ考えるでありますけれども、そういった販売戦略として非常に大きな、魅力のある商品だというふうに私は思っているのです。

先ほど市長のほうは、展開する可能性が非常にあるものだというふうに言いましたけれども、やはり玄米・白米だと農家の手取りはやはり少ないのです。ですけれども、これが商品となった場合は、農家の手取りは私ほうんと増えると思っているのです。農家の手取りを増やすと。若い農業者への支援にもなるということで、私はこのパックライスを進めるべきかと思っています。若い農家への支援になるということについての、市長の今のお考えを伺います。

○議 長 市長。

○市 長 2 パックライスを災害備蓄食として活用することについて

別に年齢が若い農家だけの問題ではないと思うのですけれども、農業に従事されている法人や個人、そういった皆さんにとってはすごくいいことだろうと思います。

ちょっと脱線しますが、先週、新しく新潟総領事館に赴任された中国の総領事がいらっしやいましたが、このお米の話を盛んにしていたのは、副議長も表敬の席に同席いただきましたので、お聞きになっていると思いますが、非常に将来性を私は感じましたし、寺口議員もそのことを感じたのではないかと思います。いろいろな意味で——1 食当たりのお米がほかと比べて安過ぎるのです。そこをいかに引き上げていくか。付加価値をつけるとか、例えば真っ当な価格にしていくということが、やはりこれから非常に大きく心を砕くべき、我々が注視して頑張っていくべきだと思っています。

以上です。

○議 長 14 番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 2 パックライスを災害備蓄食として活用することについて

この質問については終わります。

3 新潟県と協力して半導体製造メーカーを誘致することについて

続いて 3 つ目であります。新潟県と協力して半導体製造メーカーを誘致することについてであります。イノベーション推進事業として 10 月 26 日、Minamiuonuma Startup Day を渋谷

区のQWSにおいて開催し、83人が参加した。市内起業家と首都圏企業や行政関係者とのつながりをつくる目的であると市長は述べた。

また、10月1日から短日、短時間のお仕事探しサイト、南魚沼マッチボックスを開始し、登録事業所62、応募件数259件、採用件数154件と実績が報告されている。しかし、企業誘致という面で南魚沼市は最近目立った動きがない。

電気自動車や人工知能の普及により、半導体生産は需要の伸びがうなぎ登りである。九州、熊本では台湾メーカーが第1工場、第2工場、第3工場、そして第4工場と、3兆円に迫る投資をす。また、その土台を支える人材確保で既に国際競争が起きている。電子情報技術産業協会の試算では、今後10年間に国内半導体主要8社で約4万人の人材が必要になるとしている。

全国の半導体生産体制強化のマップを見ると、残念ながら新潟県を北の端とした群馬・埼玉に海外企業進出が見られない。新潟県とともに半導体製造装置メーカーや半導体生産メーカーを市内に誘致するよい時期である。連携している大学とともに小中学校からの人材育成に動き出す時期でもあります。

そこで、新潟県とともに海外半導体メーカーの市内誘致活動を開始するべきではないかを伺うものであります。

○議長 市長。

○市長 3 新潟県と協力して半導体製造メーカーを誘致することについて

それでは、寺口議員の3つ目のご質問です。新潟県と協力して半導体製造メーカーを誘致することについてというご質問です。市内誘致活動を開始すべきではないかというご質問にお答えします。

議員からのご質問にあるように、2021年11月、台湾の半導体製造大手企業TSMC——台湾積体回路製造——が熊本への進出を発表して、複数の工場設置のため投資を行っているということはそのとおりであります。先月はSBIホールディングスとTSMCが共同で宮城県に半導体工場建設を行うことが発表されました。そのほかにも日本主要企業8社の支援を受けて、半導体メーカーRapidusが設立されるなど、大型半導体関連事業の誘致競争が現在活発化しているということでもあります。政府もそれを後押しするように、農地転用手続の短縮、また開発が制限されている農地、森林などの市街化調整区域で自治体が建設を許可できるようにするなど、規制緩和への動きを見せているということでもあります。

全国的な流れの中で成功事例以外は表にはなかなか出てこないものの、新潟県を含むほぼ全ての都道府県で現在半導体工場誘致について強く取り組んでいるものと考えております。取り組んでいます。

議員からのご提案の、県と協力しての半導体メーカー誘致につきましては、南魚沼市としても県の産業労働部と連携しておりまして、誘致活動に取り組んできております。半導体以前からデータセンターの問題とか、なかなかそれが前に出なくて、本当に心苦しくも思いますが、そういうことです。

昨年度には、データセンターの誘致において、経済産業省が行った前向きな地方公共団体との意見交換というのがあるのですけれども、これにも参加して、立地候補地としてウェブサイト資料の中にも掲載されてございます。そこからの流れもありまして、半導体工場誘致につきましても、今年の夏頃から新潟県の担当部局とは情報交換を行ってきております。これは相手のあることなので、詳細についてはここでは触れることが少しできませんが、具体的な手挙げ等も行っているという状況であります。

半導体工場を誘致する上で重要な要素なのですけれども、土地、水、電気、それから流通、通信、人材、簡単に言うと分かるようで何とかあれですが、いろいろな要素が含まれます。多岐にわたっていますが、市だけで準備ができるものではなくて、国、県、民間との協力が必要なものが多いため、単独で取り組むことは難しく、連携が必要になるかと思えます。特に半導体は海沿いは駄目です。海沿いは駄目ですということもあります。今後も大型半導体工場やデータセンター等の誘致につきましては、国、県、そして民間と連携し、力を入れて取り組んでまいりたいと考えております。

今ほども申し上げましたが、議会のほうにもお知らせできないことが、こういう点は多くあります。心苦しく思っていますが、しかしながら、我々のところで最適地はどこかなと考えたときに、いろいろなところを皆さんもご想像されると思います。私もそういうところに向かって、今思いを一緒にしているところがありますので、どうかご理解をいただきたく、よろしくお願ひしたいと思えます。

○議 長 14 番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 3 新潟県と協力して半導体製造メーカーを誘致することについて

隣の芝生は青いということをはならないのでありますけれども、熊本というのとはもとがシリコンアイランドということでも有名でありましたので、そこを目がけてくるというのは分からないでもないなと思っておりましたが、やはり雪国であるうちのほう、例えば宮城や岩手についても、そういう企業が進出してくるということであるならば、データセンターのときもそうでありましたけれども、新潟県とともに市は本当に頑張っていると思えます。思いますが、やはり新幹線であったり、高速道路であったり、そういうところの交通の便のよさであります。

そういったところを鑑みたときに、雪国では駄目なのかなと思っていたのですが、宮城や岩手でそういうふうになってくるとなれば、やはりその思いというものは、いつかしらメーカーに通じるものがあるかなとは思っています。ただ、台湾のほうのメーカーを、今、市長が名前をお挙げいただきましたけれども、実は半導体をつくるための装置をつくるメーカー、これは日本では世界の 60% のシェアを持っている非常に強いものであります。こういうところも、うちのほうに来ないのかということもあるわけです。

先ほど、1 週間くらい前ですか、平均年収というのが出ました。その中でこの半導体の装置をつくるメーカー、日本最大のところでありまして、38 歳で年収が約 900 万円です。やはりもう全然収入が違うのです。うちの市内の若者の年収等々も非常に低いということは



常に言われておりますけれども、これは当然、競争に勝たなければそれだけの年収は得られないということでもあります。メーカーが来ても競争に負ければ、そういう年収は得られないということでもあります。

そうした場合に、うちの市が県内の大学と連携協定を結んでおります。いろいろやっていると。そうしたときに、やはり小中学校からの人材育成ということは、今すぐ始められるのではないかと思っているのです、人材育成は。先ほど申しましたように、相当の人材不足が発生すると。引く手あまただと。ただし競争であります。競争に打ち勝つような人材育成をうちの市内でも小中学校のときから私は始めるべきだと、いい機会だと思っている。それと併せて企業誘致ということでもありますけれども、人材育成というものを小中学校のときからすぐにでも始めるということの考え方に対しての、市長のお考えを伺います。

○議 長 市長。

○市 長 3 新潟県と協力して半導体製造メーカーを誘致することについて

まずこの半導体のメーカーのことで言うと、まずは圧倒的な人員の当地区の不足、人数の問題も含めてです。それから面積の不足、こういったものもいろいろあって、いろいろなことが……あれです。

人材の教育、それについては、今例えば小中学生でロボットのプログラミングの、ここでも多分報告したと思いますが、全国大会で優勝するような、そういう民間企業の皆さんが先生になって、今そういうプログラム教室が立ち上がったりしています。ただ、先ほど午前中にも話があったかな、桑原議員のほうの学力の問題とか、ゆゆしき事態も一方ではあったり、いろいろありますが、そういう向きでやっていく必要があるのだろうと思います。やはり最後は人材の質の問題、そして量、様々なところが加味されて、競争下になって、本当に最終的に選ばれていくかどうかというところにやはり至るのだろうと考えているところです。

圧倒的な規模なのです。実現したらひっくり返るくらいの規模ですけれども、なかなか全国いろいろな競争があるということでもあります。

○議 長 14 番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 3 新潟県と協力して半導体製造メーカーを誘致することについて

先ほど小中学生のロボットのプログラミングということで、賞をいただいたということがあります。うちの市内の小中学生の数は非常に少ないです。数は少ないですけれども、子供というのは私は化学反応を起こすものだと思っているのです。面白いと分かると、もう大変なところまで進んでいくなど。私はそういう可能性を信じているのです。ですので、やはり教育委員会部局も、学力不足ということも大事であります——不足と言って申し訳ございません。学力をどうするのかと。大問題です。しかし、私は小中学生に化学反応を起こさせて、そういう方面の人材が出てきたら伸ばしていくと、そういう教育がうちの市にとっては大事だなどと思っていますけれども、これについてはあれですけれども。

もう一点は、新潟県がこういう新潟ハンドブックというのを毎年出されていますけれども、やはり新潟県内の企業誘致を目指した工業団地、ずっと見ていますけれども、やはりうちの

ほうが弱いのです。すごく弱いのです。ですので、新潟県とともにやっているというのがありますけれども、新潟県自体は、やはり南魚沼だから農業をやっていたらいいという考え方ではないと私は思っています。企業誘致、当然やらなければならないし、やるべきだと思っ  
ていると思います。ですので、新潟県に、本当にこの地図などを見るとうちのほうが誠に寂  
しいのです、県営の工業団地ということで。ですので、やはりもう一回、県とともにという  
ことであれば、やはり企業誘致のための県営の工業団地の整備は後れているのだというよう  
な視点からも県に話をしてもらいたいのですけれども、そこについてのお考えを伺います。

○議 長 市長。

○市 長 3 新潟県と協力して半導体製造メーカーを誘致することについて

本当に、そのハンドブックを私もたまたま昨日見ていましたが、少し見て、ううんという  
思いです。産業振興部長の意気込みを含めて答弁させますので、よろしくお願ひします。

○議 長 産業振興部長。

○産業振興部長 3 新潟県と協力して半導体製造メーカーを誘致することについて

意気込みにはならないかもしれませんが、県営の工業団地だと最低 10 ヘクタールか  
ら 20 ヘクタール必要になります。この地域は農振除外をやはり、農村地域が多い中でなか  
なかあと勾配がある中で、そういうものについては非常にハードルとしては高いですけれど  
も、やはり県とともに企業誘致というのは我々も取り組まなければいけませんので、そこ  
は前向きにこれからも情報交換した中で——半導体になるかちょっと分かりませんが、それ  
は取り組んでまいりたいと思います。

以上です。

○議 長 14 番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 3 新潟県と協力して半導体製造メーカーを誘致することについて

意気込みの一端をお聞きしましたので、3 番目の質問は終わります。

4 デジタルトランスフォーメーションのさらなる推進について

4 番目であります。デジタルトランスフォーメーションのさらなる推進についてであり  
ます。市は子育て支援やネットワークセキュリティの分野でデジタル化を進めている。新た  
に市民の利便性向上と事務軽減に向けて、書かない、待たない、来ない窓口への改革のため  
、検討部会とワーキンググループの検討を始めたとして市長は述べた。住民票や所得証明  
などを電子申請で手続を行えるようにと調査検討もしているようであります。

公共サービス、つまりは市民サービスは提供する側と利用する側の双方の利便性が上  
がらなければ、電子化する意味がない。特に市民にとって使い勝手のよいシステムとなら  
なければ意味がない。高齢化率 35.3%を超えた市では、高齢者の電子機器利用率を上げる  
必要がある。

総務文教委員会では藤枝市に行き、スマホの利用者を増やす取組を調査してまいり  
ました。平常時のみならず、非常時においてもスマホの有用性は認識されているが、高  
齢者のみならず市民全員が、スマホを使い尽くす段階へどうやって進めていくかが課  
題であります。そこ

で、窓口デジタルトランスフォーメーションに向けて電子機器の理解と利用推進の取組をどう考えているのかを伺うものであります。

○議 長 市長。

○市 長 4 デジタルトランスフォーメーションのさらなる推進について

それでは、寺口議員の4つ目のご質問にお答えいたします。デジタルトランスフォーメーションのさらなる推進ということでありまして、電子機器の理解と利用促進の取組ですが、市のDX推進計画には、窓口手続におけるサービスとして、書かない、待たないということが重要な取組であると掲げてあります。市民の皆さんの利便性や満足度の向上、そして行政側の事務の効率化を目指しての内容であります。

この取組に当たっては、ICT——情報通信技術を利用してきた人、利用できる人のみのサービスになりがち。先ほど指摘のとおりだと思いますが、本来は高齢者をはじめ、デジタル化に対して苦手意識のある市民の皆さんに対して、その目線に立つてのフォローアップがあって、初めて行政の行うデジタルトランスフォーメーションの意味があるものだと考えています。これは多分、議員もそのとおりお考えだと思います。

その一環としまして、7月11日、総務文教委員会の先進地視察に、我々市長部局側のほうの担当する室長2名を同行させていただきました。静岡県藤枝市への視察であります。ご質問の答えがこの視察内容にあったように思っています。相談窓口を設置して支援員による対面支援、そして金融機関などと連携をしてのデジタル活用のサポートなどなどでありまして。この視察のときに、総務文教委員長であった寺口議員もDX推進に係る有用な内容を得てきたのではないかなと思っています。同じ気持ちだったのではないのでしょうか。

市としても、先ほど述べました内容、そしてスマートフォン等の電子機器への抵抗感——そういう方がまだいらっしゃいますし、苦手意識を少しずつでも解消できるような方策として、先ほどの視察した市の例や、既に取りかかっているスマホ教室、あるいは庁舎内の設置端末によるテレビ電話のようなオペレーターへの支援、デジタルに関心がない高齢者層などに利便性を知らせていただき、興味を持ってもらえるような体験の場も検討し、誰一人取り残さないDX推進によって、情報の格差対策を根気強く進めていきたいと考えています。

いわゆる、こういう情報通信技術を利用できる人と利用できない人との間に生じる格差のことですが、情報格差は行政としてはあってはならないというところでもあります。

大分、でも以前から見ると進んできたし、今回防災のこと——例えば水道水の問題などで大変メール等々でスマホを使った、そういったところへの登録が飛躍的に伸びました。こういったところからさらに市民の皆さんのご理解や、「まあまあ、おお使いではないか」という気持ちとか、前にも言いましたが、うちの母も80歳を超えましたが、私よりもスマホを使って、毎日使っていますので、そういう垣根が大分低くなってきたという意味で申し上げますけれども、そういうことではなかるうかと思えます。1年を追うごとに、1年進むごとに、やはりできる方が増えてくるという、今そういう過渡期でもあるというところも含めて、しかし今の方を見捨てることはもちろん駄目ですから、そういう観点ではないかなと思

っています。

以上です。

○議 長 14 番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 4 デジタルトランスフォーメーションのさらなる推進について

藤枝市の例のほうも室長2名が行って、多分すごいものだなということで感動を覚えたものだと思っております。当時、総務文教委員長でありましたので、藤枝市を選んでよかったなと思っております。その際に誰一人取り残さないという考え方の中で、非常に細やかなデジタルサポート体制であったり、支援員の配置であったり、非常に細かなことをやっていたわけです。

これが、市長の所信表明で言われたような窓口体制をつくるということのためには、まずは昔言われていたワンストップという考え方があります。ここに来れば1か所でもって——今、塩沢市民センターから六日町の本庁舎に来なくてもいいとかいうのがあります。これが実現できるような感じがしないでもないのです。

そうしたときにお年寄りの方が、今は俗に言うチャットGPT、生成AIとかいろいろありますけれども、チャットGPTを使っているいろいろと調べてやるというところが、私は市のホームページの中のマイクの部分にチャットGPTを入れて、いろいろなことを言われてもすぐに回答が来ると——あれは数秒で来ます。そういう体制を新年度から取っていく方向なのかどうかというのをお聞きしたい。

○議 長 市長。

○市 長 4 デジタルトランスフォーメーションのさらなる推進について

担当する室長等々に答えさせます。

○議 長 情報管理室長。

○情報管理室長 4 デジタルトランスフォーメーションのさらなる推進について

チャットGPTですけれども、議員がおっしゃるように非常に効率のいい、そして利便性の高いツールになっております。ただ、利便性が高いゆえに危険性もあります。例えばチャットGPTを悪用して情報を引き出すとか、あとフィッシング詐欺です。こちらのほう、例えば皆さんも経験があるかと思えますけれども、フィッシング詐欺のメールは非常に日本語らしからぬ文章で届いているかと思いますが、チャットGPTの機能を使ったりすると、本当に日本人が送ってきたようなメールの文章になると。非常に優秀なものになっております。そういった中で、チャットGPTを使う中で、我々職員もその教育を受けてからきっちりと使っていないと変な情報の拡散とか、そういったものに悪用される危険性がありますので、慎重に検討して進めていきたいと思っております。

以上です。

○議 長 14 番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 4 デジタルトランスフォーメーションのさらなる推進について

非常に有効性のあるチャットGPTでありますけれども、まず職員のほうの勉強からとい

うことであります。やはり窓口に来る方が、初めに窓口で対応される方とお話をして、それから福祉課です、税務課ですと言われて動くわけです。そういったことがまず一番に解消できるような、それは市のホームページのほうのマイクの部分について話をすると、どこどこに行つてこういう話をすればいいというのがすぐに分かるわけです。まずそれを情報として得ていた中で、市民センターで十分なのか、本庁舎で十分なのかということをしていただくと。これをやはり早急にやってもらいたいのです。

チャットGPT自体の危険性というのは、要はデータをどこまで入れるかということにつながってくるのだらうと思つているのです。例えば市役所へ来たけれども、なかなか職員の対応が悪かったとか書かれていますよね、市民の声で。その一番というのは、やはり分からないところをあちらへ行け、こちらに行けと言われたという部分が非常に大きいというふうに私は思うのです。それをまず解消するというのを一番に考えて、窓口のデジタルトランスフォーメーション化は一番にやらなければならないところだと思つています。そういうことの方でいくと、来年4月1日からやれるものはやるのだけれども、そこはどうかというふうに——今の考え方では大分時間がかかるようでありましたけれども、私は速やかにできるのではないかなと思つていますが、もう一度答弁願います。

○議 長 市長。

○市 長 4 デジタルトランスフォーメーションのさらなる推進について

これにつきましては速やかにやっつけていけるように頑張つて努力をしていくということです。今ほど室長が申し上げたようないろいろなやはり課題もある中ですが、それらのところも含めまして、これはうちの市だけでやっていることではなくて、そういう利用は。いろいろなところも学びながら前に進めていきたいというふうに考えますので、よろしくお願いをいたします。

○議 長 14番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 4 デジタルトランスフォーメーションのさらなる推進について

市長が所信表明で述べたような新しい窓口のスタイルということであると、先々の話でありましようけれども、DX推進室、今2名であります。これを増員してやっつけていくということは絶対に必要になってくると思つています。情報管理室は今までとまた別個のものでありますから、DX推進室の強化についてはどうなっていくのかということだけお聞きします。

○議 長 市長。

○市 長 4 デジタルトランスフォーメーションのさらなる推進について

全体的なことを言うと、部署の人数を増やしてほしいという要望ばかりが集まってくる。100%集まってきた、減らしていいという部署はありませんので、マンパワーの不足感は物すごく毎年感じているところです。なぜそのマンパワーが——市役所の職員の数、よくありましたが、今市役所というか、行政に求められる内容がより細分化し、より様々——コロナのことはちょっと置いておいても、そういうことであります。

この中で今まさに議員お話のそういうデジタル部門とか、そういったところの人員を増や

したいということはもちろんある。ほかの部署もありますけれども。この中で今、来年度に向けたそういう組織、人員の配置をやっていますが、はっきり申し上げますが、誠に厳しいです。という中で、今しかし、どこに少しでも力を入れるかとか、そういうことで苦慮をしているという状況でありますので、約束はできません。できませんが、重要な部署であることはもちろん認識しているところであります。そういう今検討をしているというところです。

○議 長 14番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 4 デジタルトランスフォーメーションのさらなる推進について

実はコンピューター化のときに、今の坂戸のふれ愛支援センターのほうにいらっしゃる方ですけれども、車椅子で生活をしていらっしゃるのですけれども、コンピューター関係といえば抜群の能力を持っているという方もいます。そういった方たちが、今回障がい者の雇用拡大ということで、今、封書管理であったり、シュレッダーであったりということで、いろいろ庁舎内に入っています。私はやはりそういうふうには有能な人材が私から見れば埋もれていると思っているのです。そういう埋もれた人材も発掘しながら活用してデジタル推進を進めていくと。車椅子の方ですから、まさに私はデジタルの推進にもってこいの方だと思っておりますけれども、その考えについての市長の考えをお伺いします。

○議 長 市長。

○市 長 4 デジタルトランスフォーメーションのさらなる推進について

ほかでは答えられないと思うので、私から答えます。その方を特定して言うのではないのですけれども、そういう今の足らざる人材をほかに求めていくということは、例えば技術職の建設課や水道課といった事業系のところは、技術者の不足をもちろん言っています。私は同様だと思っています。そのところも、外部からでもという思いが当然あって、やっているがなかなか集まってこないというところがある。今ほどのことは、しかし心にしっかり受け止めて、そういう視点はこれまでも持ってきていますが、殊その技術系の職員だけではなくて、今はデジタルの推進とかそういったことも含めて、非常に専門性の高いところに立たされている、そういう内容が市は物すごく増えてきた。例えば心の問題の、そういうことができる資格を持っている方とか、いろいろあるのです。その中で考えていきますので、よろしくお願ひします。しかし、デジタルの問題は本当に直結した、今少し喫緊の課題だと思っていますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

〔「終わります」と叫ぶ者あり〕

○議 長 以上で、寺口友彦君の一般質問を終わります。

○議 長 お諮りいたします。本日の会議はこれで延会したいと思ひますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、本日の会議はこれで延会することに決定いたしました。

○議 長 本日はこれで延会いたします。

○議 長 次の本会議は、明日12月12日、午前9時30分、当議事堂で開きます。大

変更苦勞さまでした。

[午後 5 時 25 分]